

まえがき

当センターでは、昭和60年3月に「自治体学に関する研究」報告書を発行いたしました。これは、その当時から自治体に関する研究が、自治体研究者ばかりではなく多数の自治体職員によって手がけられるようになり、研究の量が増加しただけではなくその内容が多様化してまいりました。そこでこうした自治の実践に根ざした研究を「自治体学」として認識することを目的として行われたものです。

「自治体学」の成立要件がすでに充たされているとの認識から出発した研究でありましたが、その後、「自治体学会」をはじめとし、自治に関する学会もいくつか設立されてまいりました。今や「自治体学」の基礎理論はおぼろげながらその輪郭をあらわしつつあるように思えます。

本研究は、前述の「自治体学に関する研究」の続編をなし、前研究が「自治体学」のいわば「総論」というべきものであったのに対して、地域社会「神奈川」の全市町村の「基本構想」を研究対象とし、「自治の課題」を抽出した各論編にあたります。

自治体の「基本構想」を研究対象としておりますが、計画論を目指すものではなく、目的とするところは、自治体における実践から出発し、自治体が直面している「課題」を明らかにし、その現状とその解決策、将来方向を概括してみることにあります。

神奈川県内の全市町村の「基本構想」より抽出した「自治の課題」であり、首都圏という地域条件は投影されておりますが、課題としては共通的、普遍的側面が集約されているものと考えられます。これを本論とし、あわせて、市町村の企画担当者の方々による座談会を収録し、自治体が直面する課題を明らかにしております。

この報告書が、現在の「自治の課題」の把握および理解につながり、自治体学構築の一助となれば幸いです。

昭和62年3月

神奈川県自治総合研究センター所長

吉原弘治

目次

まえがき

序章 研究の目的と方法	1
第1節 研究の目的と背景	1
1 自治体学における自治の課題	1
2 基本構想と自治の課題	1
第2節 研究の方法	3
第3節 研究上の留意点	4

第1章 地域社会「神奈川」にみる自治の課題	7
第1節 自治の課題の抽出	7
1 個別課題	7
2 解説	7
3 体系	7
第2節 自治の課題	8
1 自然環境の保全	9
2 土地利用計画	13
3 公園・緑地	19
4 道 路	23
5 港 湾	27
6 河川・水路	28
7 交 通	30
8 通 信	35
9 上 水 道	37
10 下 水 道	39
11 ご み 処 理	42
12 し 尿 処 理	45
13 火 葬 場	47
14 住 宅	48
15 保 健 衛 生	51
16 医 療	54
17 児 童 福 祉	56
18 母 子 ・ 父 子 福 祉	58
19 老 人 福 祉	59
20 低 所 得 者 福 祉	62
21 障 害 者 福 祉	63

22	消費者保護	65
23	地域福祉	67
24	国民健康保険	70
25	国民年金	72
26	交通安全	73
27	防犯	75
28	公害	77
29	消防	80
30	救急	82
31	防災	83
32	幼児教育	86
33	青少年育成	88
34	小・中学校教育	90
35	高校・大学教育	93
36	社会教育	94
37	社会体育	98
38	芸術・文化	101
39	コミュニテイ	105
40	国際交流	109
41	農業	110
42	林業	114
43	水産業	116
44	商業	118
45	工業	121
46	観光	124
47	労働	127
48	行政	128
49	行政組織	131
50	人事管理	133
51	事務合理化	134
52	広報広聴	135
53	広域行政	137
54	市民参加	139
55	財政	141

序章 研究の目的と方法

第1節 研究の目的と背景

1 自治体学における自治の課題

各地域の課題は百態百様であり、これに対応する自治体の政策も一見似ているようで一様ではない。各自治体では、地域の特殊性や独自性を考慮に入れて政策を推進してきているが、とりわけ最近において、市民の多様なニーズに沿った行政運営が強く要望されるようになってきている。

質量共に従来にない多様性をもつ市民ニーズに対処するため、各地域でいろいろな努力が行われてきているが、今や、既存の学問体系をもってしては市民生活に直結した総合的、現場的な課題の解決には有効ではないのではないかと、との考え方がとられるようになってきた。

「自治体学」と呼ばれる自治の立場に立った学問は、今は構築途上にある新しい学問であり、それは既存の学問の枠の組直し或いはその統合をも含めて考えられなければならないであろう。

さて、「自治体学」を構築するに当たっては、その対象となる「自治の課題」を適切に把握することがまず必要である。

この研究は、今まで個別に取り上げられていた「自治の課題」を、総体的に把握してみようとする試みである。

自治に関する研究は少なからず行われてきたが、今なお、「自治の課題」に関する認識が不十分であるといえる。その理由は、一つには、自治体行政の範囲が多岐にわたり、自治体総体としての課題の把握ができないこと、そして課題相互の連関を捉える視点がなかったことがあげられる。二つには、自治体共通の課題が極端に重視され、自治体固有の特殊性の把握がされていないことによる。

また、「課題の発見」は、「自治の課題」の共通的な側面に立脚した特殊な側面の発見であるともいえる。

この研究は「自治の課題」を概括することを目的としているが、それは共通的な側面だけでなく、個々の自治体が持つ特殊な側面も浮かび上げらせ、課題相互の連関性の必要を示すことを意図している。

2 基本構想と自治の課題

(1) 自治体の基本構想

自治体における総合計画の必要性がいわれて久しい、昭和44年の地方自治法改正により「基本構想」の策定が義務づけられてから約20年、「基本構想」に関していえば、策定率はほぼ10割に達し、制度の普及という面からみれば、所期の目的を達したとってよ

い。

自治体の総合計画策定の動きは、当然昭和44年以前からあったわけであるが、多くの自治体にとってはこれが契機となって行政の計画化が進んだことは否定できない。制度化された当初はシンクタンクにそのまま委託するなどの事例もみられたようであるが、この間、自治体は、計画に関するノウハウを蓄積、計画行政の意義を認識し、3回目の「総合計画」の策定にはいる自治体もあり、各自治体独自の「総合計画」の策定の時代に入りつつあるといえる。

「総合計画」の目的は、自治体の行財政運営を総合的かつ計画的に行うことであり、各種施策の総合調整をはかることを策定理由として強調する自治体は多い。しかし「総合計画」は今や単なる行政計画ではない。それは市民レベルの都市構想に移行しつつあるといえる。各自治体独自の「総合計画」の策定の時代に入りつつあるというのはこの意味でもあり、そうした試みと傾向が多くみられるようになってきた。

しかしながら、「自治体の総合計画」は未だ総花的で個性に乏しいともいわれている。そして特に「基本構想」においては、その傾向が強いとされ、表現の抽象性が指摘される。だが、その指摘が事実であるにせよ自治体の総合計画は全市民の総意と、共通の願いを将来の都市像のなかに結集されているものといえ、かつその時代のその自治体を映す鏡であり、羅針盤である。市民の創意発揮の拠りどころとして各自治体もその方向で努力していることは否定できるものではない。

(2) 基本構想に見る自治の課題

「基本構想」から「自治の課題」を抽出し、分析してみようとするのがこの研究である。「基本構想」はその都市の規模や性格をどう考え、どのような展開を期待するかという長期の見通しであり、「基本構想」の確定は、地域にとって最も根底的な事柄であるといえる。

「基本構想」策定のプロセスは、通常、学識経験者や市民の代表を入れた審議会を設け審議のうえ決定されるが、その過程に「自治の課題」に対する市民の意見が十分に反映されるように自治体は工夫をこらしている。市民の総意を結集する方法として、「総合計画」の策定では市民参加の役割が重視され、市民アンケート、広聴会などの様々な手法が導入されている。このように市民参加が定着してきているといえるが、「総合計画」の策定に際し、「地区別計画」を策定する自治体が増えていることもそれに拍車をかけていると思われる。例えば、ある自治体では、細分化した各地区に職員をはりつけ、市民とともにその地区の現状を把握し将来像を構想している。

この研究は、「基本構想」が制度として定着し、成熟期を迎え、自治体が直面する課題の骨格が反映されているとの認識が前提となっている。「自治の課題」といっても、それが市民生活に密着したものである以上、格別ユニークなものでありえるはずもない。しかし、その普遍的な課題への認識と、その解決手法への接近は、時とともに変化しつつあり、自

自治体間の差もでている。

地域社会「神奈川」を例として「自治の課題」を概括しその分析を試みてみたい。

第2節 研究の方法

「基本構想」を研究対象としたのは、自治体の現状を踏まえ将来像を構想しているということだけではなく、これが地方自治法第2条5項にあるように、議決事項であるということにもよる。これによって市民の合意を経た「基本構想」は自治体の計画行政の頂点に位置することとなり、自治体の計画体系が定まり都市計画など各種の計画行政が推進される。つまり、自治体は「基本構想」を含めた「総合計画」により、長期的行政に対する行動指針と実施責任をもつことになる。さらに、市民から見た場合、自治体の課題を総括して概観するには、「基本構想」が簡便であるといえよう。

なお、この研究では神奈川県内の全市町村の「基本構想」を取り上げた。

研究対象とした神奈川県内市町村の「基本構想」の状況は、表1のとおりである。「基本構想」の策定は全自治体でおこなわれ、改訂を既に数回おこなった自治体もある。

ただし、改訂作業の時期にあたり、研究時点で「基本構想」がない自治体については、前回の「基本構想」を対象とした。

本研究は以下の手順で行なった。

- I 各自治体の「基本構想」を検討し、図1の「自治の課題体系図」を作成した。
- II 各自治体の「基本構想」より課題別にそれに関する記述を抽出し体系化した。
- III 課題ごとに解説を付した。

なお、自治体名については、具体名はあげず、人口により次の基準で分類した。

分類	人口（人）	市町村数
S	～30,000	14町 1村
M	30,001～100,000	6市 3町
L	100,001～	13市

第3節 研究上の留意点

この研究は、「基本構想」を素材とし、以下の点に留意して進めた。

I 「基本構想」の記述レベルが一定ではないこと

「基本構想」といっても、「総合計画」における位置づけは、それぞれの自治体で異なっている。課題ごとに詳細な記述を行うものもあり、将来像の記述を主体にして詳細については「基本計画」に譲るものもある。また「地区別計画」を策定する自治体では、地区別の将来像も「基本構想」に含める場合もある。

しかし、この研究においては、対象はあくまでも「基本構想」とし、「基本計画」まで対象を上げ記述のレベルを統一することはしていない。

II 「基本構想」の策定時点に開きがあること

自治体を取り巻く諸情勢の変化は、近年とみに増大している。自治体の「基本構想」の期間は概ね10年が目安とされているが、表1のように15年さらには30年のものもある。この研究の対象としたなかで古いものでは、策定後13年程経過している。

「自治の課題」の抽出において、「基本構想」の策定時点の開きにより、若干の影響はできるものと思われる。

III 「自治の課題」の体系について

「自治の課題」の体系については、一般的な「基本構想」の構成によったが、これに含まれない各自治体固有の課題や、社会経済の重要な潮流であっても、課題としては提示されていない課題もあった。

また体系も自治体によって異なるものであり、同じ課題として捉えられるものであっても、課題の取り組みによって、自治体ごとに課題の位置づけが異なっている。

したがってここで取り上げた課題の体系は、「自治の課題」の共通的・普遍的側面を現したものである。

IV 都市分類について

都市分類については人口規模によった。それ以外の基準として、工場出荷額、商業売上高などによる分類も考えられるが、現在の「自治の課題」を概括するうえでは、人口規模による分類が適当と考えた。

但し、神奈川県内には人口100万以上の政令指定都市が2市存在し、人口30万以上の都市も別に3市存在するなど、都市規模の格差が大きいが、これらの都市も含めて人口10万以上として一括して分類している。

表1

神奈川県内市町村基本構想一覧

人口61.10.1現在 単位 人

市町村名	議決年月日	期 間	人 口	分類
横浜市	48.6.1	48より30年後	3,049,782	L
川崎市	60.10.9	60から21世紀	1,106,148	L
横須賀市	55.12.19	56~75	427,690	L
平塚市	55.1.31	55~69	232,485	L
鎌倉市	60.9.20	61~70	175,975	L
藤沢市	53.3.1	54~65	333,622	L
小田原市	61.6.17	61~75	187,352	L
茅ヶ崎市	53.3.24	53~65	188,217	L
逗子市	49.4.15	50~60	57,583	M
相模原市	59.9.25	59から21世紀	491,224	L
三浦市	56.3.27	56~65	50,589	M
秦野市	60.9.19	61~75	145,086	L
厚木市	55.9.25	56~65	180,150	L
大和市	59.6.21	61~75	180,685	L
伊勢原市	56.12.3	57~66	79,514	M
海老名市	56.11.24	56~65	95,567	M
座間市	55.6.30	56~65	101,292	L
南足柄市	60.12.13	61~70	41,946	M
綾瀬市	55.1.23	55~64	72,653	M
葉山町	51.12.18	51~70	29,447	S
寒川町	60.9.27	61~70	41,073	M
大磯町	60.9.18	61~70	31,334	M
二宮町	57.9.28	58~67	29,066	S
中井町	61.3.13	61~70	9,449	S
大井町	55.3.21	55~65	14,103	S
松田町	62.3.9	61~75	12,902	S
山北町	55.5.23	55~64	14,051	S
開成町	55.3.13	55~65	11,374	S
箱根町	62.3.11	62~75	19,675	S
真鶴町	55.3.13	55~64	9,758	S
湯河原町	61.3.10	61~75	26,258	S
愛川町	58.12.8	59~70	36,118	M
清川村	59.3.21	59~68	2,889	S
城山町	56.6.18	56~65	19,803	S
津久井町	60.9.27	61~70	24,849	S
相模湖町	53.7.24	54~62	9,896	S
藤野町	54.3.20	54~63	10,202	S

第1章 地域社会『神奈川』にみる自治の課題

第1節 自治の課題 の抽出

1 個別課題

すでに述べたように、「自治の課題」として取り上げた図1の諸課題は、市町村に比較的共通して取り上げられているものを選び出している。多くの自治体では、この図1の課題で概ね基本構想の課題を網羅している。

また、ここに掲げた「自治の課題」については、現在各市町村共通して解決にむけた進展がみられる課題、依然として困難な段階にある課題、新たに生じ始めている課題等が混在している。その意味では課題間のウエイトづけはおのずと異なるが、地域社会「神奈川」においては都市化の進行を背景にした課題に概ねウエイトが置かれている。

この研究で取りあげなかった課題としては次のようなものがある。「婦人問題」「技術革新」などは「基本構想」でそれに関する記述はあっても、項目だてがなされていない自治体が多いので「自治の課題」としては取り上げてはいない。

また、「駐輪場」のように最近よく話題になる課題ではあるが、「基本構想」レベルでは記述が少なく取り上げていない課題もある。

2 解説

「自治の課題」の検討については、次のように行った。

第1に、個々の課題について、現状認識・将来方向、考え方、目的、対応策などの項目ごとにその状況を把握し整理した。

第2に、検討・分析にあたって課題の構造・要因等については、「基本構想」のみならず他の資料も援用し、場合によっては関係者の意見を聴取しながら、課題の背景の理解に心懸けた。

第3に、課題の考え方、取り組み・対応策については、各市町村に共通的なものや新しい動向は出来るだけ拾い上げた。

第4に、単に個々の「自治の課題」を独立して検討するのではなく、出来るだけ他の課題との関連において検討した。

3 体系

市町村の「基本構想」では、統一的な都市像が提示されている。従来のような各施策の体系の網羅・羅列ではない、地域イメージを定立し、その目標に向けて市民、地域団体、企業等を結集し、地域の公共性を確立していくことが図られている。

その統一的な都市像のもとにいくつかのサブ都市像が構成されており、それぞれに都市像に関連する「自治の課題」がまとめられている。そのサブ都市像（基本構想の中柱にみ

られる)の分類は概ね図1の体系図のとおりであるが、自治体により政策体系が異なるので各々のサブ都市像に含まれる課題について多少は異なっている。

都市像だけではなくサブ都市像にも、通常、「自然と調和した」「みどり豊かな」「うるおいのある」「個性ゆたかな」「活力ある」等のキャッチフレーズが付加される。こうした表現は、実は、単なるキャッチフレーズ以上に、時代、地域、意識の核心を表していることに注意したい。

第2節 自治の課題

本節では図1の体系図に示した個別の「自治の課題」を取り上げ、検討・分析するが、最初に「基本構想」にみる「自治の課題」を貫くいくつかの基本的な方向性を概括しておきたい。

I 新しい課題

社会経済の新しい変化である国際化、情報化、都市化、高齢化、文化化、分権化、技術革新などが地域社会に及ぼす影響は増大してきている。「自治の課題」としては、明確に出ていないが背景には充分意識されているだけに記述は随所に見られる。特に都市化、高齢化、情報化、分権化に関する記述は多い。

II 総合性への指向

各課題間で相互に関連する記述が見られるのは、「自治の課題」のそれぞれにおいて完結した解決が難しく、例えば福祉の領域では保健衛生、医療、教育、労働、都市計画(まちづくり)等々の施策と連携・総合化されてはじめて、健常者とハンディキャップを負う者が一緒に生活することが可能となるわけである。このように課題が単独でサービス提供の対象者に対して有効性をもちえない状況が一般化していることからしても、各自治体においては、「自治の課題」は相互に関連したものとして捉えられているのである。

III 地域ぐるみの取り組み

「基本構想」は行政計画から市民レベルの都市構想(社会計画)に移行しつつある。課題の解決にあたって、市民・企業ぐるみの方策を提示することが多い。「福祉」「自然環境の保全」「社会教育」などはその例である。地域づくりは行政だけに任すのではなく、「自分たちの地域は自分たちの手でつくる」という方向である。

IV 自治意識

「自治の課題」の解決には、行政と市民が協働で対処しなければならないが、これには地域の自治意識の裏づけが必要である。いま、自治意識は着実な高まりをみせ、市民社会の確立に向かっている。行政においては、広報・広聴の充実、情報公開の制度化を進め、市民との地域課題情報の共有化を図り、市民参加の環境整備を図る施策が行われている。

1. 自然環境の保全

現状

恵まれた自然環境 環境に恵まれている、これを保全しなければならない (S)
 恵まれた自然環境 (L・L・L・L・L・M・S・S)
 自然環境は市民の誇り (L)
 恵まれた自然景観 (M・S)
 町域の53%が林野、一部自然環境保全地域 (S)

自然環境の悪化 都市化の進展により緑が失われつつある (L・L・M)
 河川の汚染や緑の減少 (M)
 自然の摂理を軽視した開発で、うるおいや安らぎを失う (L)
 自然環境への配慮は必ずしも十分なものではなかった (L)

認識

生活環境・人間環境の形成 安らぎを与える (L・L・L・M・S)
 心の豊かさを育む (M)
 快適な生活に不可欠 (S)
 良好な都市環境を支え、公害や災害を防止し、レクリエーションの場とうるおいのある生活の場を供給する (L)
 自然の生態系の破壊が、人間の生存自体に関わることを十分認識する (L)
 自然資源を広く住民生活の中に取込み国土の有限資源として保全し整備することは望ましい人間環境を形成するうえで重要 (S)

市民共有の財産

自然は現代並びに次の世代のために保護・保全され継承されていくべき貴重な財産 (L・S)
 優れた自然環境を次代に引き継ぐ (S)
 自然美を次代へ引き継ぐ (S)
 恵まれた自然は市のシンボルであり、市民共有の財産として育み将来の市民に受け継ぐ (L)
 現在および将来の市民のために、長期的展望に立った計画と適切な管理により、保護されなければならない (M)
 市民の貴重な財産である自然や緑を市民全体の責任で守りそだてる (L)

	<p>発展のために欠くことのできない貴重な財産である自然を守り育てる（S）</p>
緑の創造	<p>新たな緑の創造が必要（L）</p>
広域的視点	<p>自然は市民だけのものではなく、広域的な視点で保全・保護をはかる必要がある（M）</p> <p>実質的に管理・保護している市民が、過度な制約および負担を強いられないように努める（M）</p> <p>首都圏における広域緑地体系のなかでの自然保護（S）</p>
方針	<p>自然環境の保全と創造につとめ、その活用を図る（L）</p> <p>自然環境の保全・回復をはかる（M）</p> <p>保護、回復、創造等の施策を推進する（L）</p> <p>町民総意のもと、自然を損なわぬように（S）</p> <p>市民と行政が一体となって守り育てていく（L）</p> <p>自然環境を守り、創造していく（L）</p> <p>自然環境の保全に配慮する（S）</p> <p>自然環境の保全をはかる（S・S・S・S）</p> <p>自然を保護し緑化の推進をはかる（M）</p> <p>現存する良好な自然環境の保全に努める（M）</p> <p>残された貴重な自然環境を大切にす（L）</p> <p>自然景観の保全と創造（L）</p> <p>緑と自然の保全（M）</p> <p>市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、自然環境の保全と緑化に努める（L）</p>
目標	<p>自然環境の保全・回復・育成をとおして、安全で快適な都市環境を確保する（L）</p> <p>恵まれた自然環境を十分に生かしたまちづくりをめざす（S）</p> <p>自然とふれあいのある環境づくり（M）</p> <p>豊かな心を育む自然と文化の調和したまち（S）</p> <p>自然との調和をはかりつつ環境のよいまちづくりを進める（L）</p> <p>豊かな自然と共存した住みよい環境づくり（S）</p> <p>すみよい、安らぎを誇れる豊かな自然と環境の創造（M）</p>

対策

土地利用

土地利用に関して自然環境保全に配慮する（L）
土地利用は自然環境の保全を基調とする（S）
土地利用は自然保護を基調とし、現行の自然公園法に基づく保護計画は大きく変更していかない（S）
市街化調整区域の農用地以外の土地は自然環境として確保（M）
現行の土地利用区分を尊重する（L）
現況の土地利用規制を将来とも保持する（S）
自然と調和した生活基盤の整備（S）
自然との調和を基調とした町土の適切な利用（S）
自然環境保全地域や風致地区の適正配置（S）
行政は土地や海を利用する際、自然への影響を十分配慮し、指導する（L）

啓発

自然保護意識の高揚（L・L・L・S・S・S）
市民一人ひとりへ自然を愛し育てる思想普及をはかる（L・S）

緑化

植木の奨励、管理の徹底（S）
水質浄化や緑化の推進に努める（M）
市民と行政の協力による緑化で緑の拡大（L）

緑地

公園や広場の整備、緑と緑を結ぶネットワークづくり（L）
段階的緑地ネットワーク（S）
緑地の創造（S）
緩衝緑地の整備（S）
市内に残された緑の保全（L）
市街地内緑地の再生（S）
レクリエーションの場として緑地を整備する（L）
環境保全、レクリエーション、防災の見地から系統的に緑地確保をおこなう（M）
自然地の積極的な保全、整備（L）
原生林、植生林の保全（S） 森林の保全育成（L・L）
稜線の保全（S）

総合的利用	河川や樹林地を生かした水と緑のネットワークの形成 (M) 長期的視点にたった環境管理システムの整備 (S)
緑のマスタープラン	自然環境を生かした緑のマスタープランの策定 (L) 緑のマスタープランに基づき、市民協力のもとに緑の保全に努める (L)
資源の活用保護	有限な動植物資源を活用しながら将来へ引き継ぐための諸施策を推進する (S)
国・県への要請	適切な自然保護体制の充実を国・県へ要請 (M)

解説 (自然環境の保全)

自然環境が望ましい生活環境・人間環境の形成にはたす役割は認識されつつあり、都市像として豊かな自然環境をあげる自治体は多い。また、恵まれた自然環境を市民共有の財産として保全し次代へ継承する義務も認識されつつある。さらに自然環境の保全・保護については、首都圏における広域緑地体系という視点も取り入れられている。

しかしながら、過去の開発が、自然環境への不十分な配慮のもとに行われたという反省にもかかわらず、首都近郊という立地条件ゆえの都市化の進展により、自然環境は悪化しつつある。このような状況のもと首都圏という広域的な視点から捉えた自然環境の保全の必要性は理解できるが、そのために市民が過度な制約や負担をうけることへの反撥もみられ、適切な自然保護体制の充実が国・県に要請されている。

現行の都市計画を尊重しつつ、自然との調和を基調とした土地利用をすすめることが基本的対策であり、そのなかで、用途の純化、緑地の創造などがおこなわれていく。市街化調整区域の農用地以外の土地を自然環境として確保することをうちだしている自治体もある。

自然環境の保全・創造は市民一人ひとりの認識にかかっていると見え、その観点から市民の自然保護意識の高揚をあげる自治体は多い。反面実際の行動としての緑化運動等の記述は少ないようである。

自然環境を生かした緑のマスタープランの策定など、計画的に事業を進める自治体もみられる。主体が緑に傾斜している観はあるが、自然環境の保全から創造へ、事業範囲も点から面への拡大へ、さらには自然景観の保全も含める方向へと変わりつつある。

2. 土地利用計画

現状・将来予測	<p>離農傾向の強まりで、畑地の荒廃が顕著、小規模宅地開発が進行している（S） 人口圧力などの都市化現象の進行（M）</p> <p>市街地の無秩序な開発（M）宅地開発動向が強まりそう（S）</p> <p>山間部が多く、平坦地は少ない（S）</p> <p>行政区域内のほぼ全域が国立公園内（S）</p> <p>基地が市域の1/5を占め、全ての計画に対して障害となる（M）</p>
認識	
市民の限られた資源	<p>現在および将来にわたる市民共通の限られた資源（L・L・L）</p> <p>土地は、限られた資源である（L・L・S）</p>
市民の共通基盤	<p>市民生活を支える共通の基盤である（L・L・L・L・M・S）</p> <p>市民生活と市民活動の基盤（L）地域社会発展の基礎（L）</p> <p>人間の生存と社会的諸活動にとって不可欠な基盤である（L）</p> <p>市民生活向上の土台として重要な役割を果たす（L）</p>
目的	
均衡ある発展	<p>恵まれた自然環境と地域の特性を生かした均衡ある発展（L）</p> <p>自然環境の保全をはかり地域の特性に配慮して、良好な都市環境の創造と市域の均衡ある発展を図る（L）</p> <p>自然保護を基調として豊かで住みよい生活環境の創造と均衡のとれた発展（S）魅力ある環境の創造と市域の均衡ある発展（L）</p> <p>生活環境の確保と町（市）域の均衡ある発展（L・M・S）</p>
地域社会の自立	<p>秩序ある、自立性の高い地域社会を形成する（S）</p>
環境整備	<p>安全で快適な都市空間を形成する（M）</p> <p>自然環境の保全と生活環境の整備充実を行う（S）</p> <p>都市環境整備と住民生活の調和（S）無秩序な市街化の防止（S）</p> <p>防災上のオープンスペース等も考慮した生活環境づくり（M）</p>
町の核づくり	<p>中心核がない特殊性のため現行の土地利用を見直し、人為的に中心核をつくる（M） 町の核づくり（M）</p>

施策の方向・考え方

	<p>市民すべての生活権の確立を基調とする (M)</p> <p>自然環境と生活環境の保全及び農地保全という要素を充足 (M)</p> <p>分節連鎖都市構想による、地域の特性に応じた独自の機能と、一体性ある市域の形成 (L)</p>
自然環境	<p>良好な生活環境の形成と自然環境の保全を基本方針とし有効利用をはかる (M) 恵まれた自然環境を活かす (M)</p> <p>首都圏近郊緑地保全地域と自然環境保全地域の維持保全 (M)</p> <p>自然的条件と地域の特性を活用し、地域間の協調により共存共栄を期す (L)</p>
公共の福祉の優先	<p>自然環境を生かし、公共の福祉を優先させ、安全で快適な生活環境の確保と、市域の均衡ある発展を期す (L)</p> <p>公共の福祉を優先する (L・M)</p>
公共用地の確保	<p>市民の共通財産としての公共用地をできるだけ確保する (L)</p> <p>計画の基礎となる公有地の拡大及び公共用地の拡大を進める (L)</p> <p>公共用地の計画的取得に努める (M)</p>
計画的推進	<p>調和のとれた合理的な計画推進 (S)</p> <p>総合的かつ計画的に行わなければならない (L)</p>
土地利用	<p>長期的な展望に立った適切かつ理想的な土地利用の構想 (M)</p> <p>土地は適正に利用する (L) 土地利用の効率化を図る (S)</p> <p>土地利用は住民生活環境優先の考えに立つ (S)</p>
合理的利用	<p>県土地利用基本計画の地域区分により合理的な土地利用を推進する (S) 厳正で合理的な利用をめざす (S)</p>
自然との調和	<p>自然的土地利用と都市的土地利用とが調和した都市づくり (M)</p> <p>自然と都市の調和という魅力を、これからの海や土地の利用に生かした土地利用をすすめる (L)</p> <p>自然的な土地利用と人工的な土地利用の調和ある利用を計画的、段階的に進める (M) 自然と調和した秩序ある土地利用 (S)</p>

計画的利用	総合的・計画的土地利用を推進（L・M） 計画的かつ適切な土地利用（M） 計画的な土地利用（M）
地域特性	諸地域の資質に応じた土地利用の配置を構想（S） 地域特性を生かした土地利用の推進（S・S） 地域の実情、特性に即した調和ある土地利用（S） 地域地区の特性を踏まえた特徴ある土地利用をめざす（S）
広域利用	隣接自治体と一体感を持った土地利用（S）
土地利用対策	有効な土地利用対策の推進を図る（L）
土地利用計画	市街化区域、市街化調整区域に関して基本的に変更しない（M） 現行の土地利用制度を基本（L） 現在の都市計画を基礎（S） 現行の都市計画用途地域や自然公園法に基づく保護計画は大きく変更しない（S） 現行の土地利用区分を尊重する（L） 土地利用構想の具体化については、国土利用計画法に基づく国土利用計画（市計画）において調整をはかる（M）
土地利用計画の策定	国土利用計画の策定（M） 土地利用計画の策定（S） 国土利用計画に基づく市計画の樹立（L） 計画的かつ合理的な町土の利用計画の策定（S） 土地利用の基本方針を明示した土地利用計画を策定する（L） 必要の範囲における区画整理事業等基本的整備計画を策定し、その整備の推進を図る（M）
土地利用の転換	土地利用転換の際には自然及び公共の福祉に十分配慮する（L）
線引き	市街化区域の変更は必要な範囲に止める（L）
地域制緑地	風致地区の見直しと斜面緑地の保全（M）
地区計画制度	地区計画制度の活用（M）

市街化区域	<p>既成の市街地については土地利用の純化をはかり市街地の秩序ある開発を誘導し都市空間の合理的な確保につとめる（L）</p> <p>市街化区域における開発については乱開発を防止し良好な居住環境形成につとめる（L）</p>
市街化調整区域	<p>市街化区域調整区域については極力その維持保全に努める（L）</p> <p>市街化調整区域では、自然環境の保全と農業用地の保全につとめる（L・L・M）</p> <p>市街化調整区域の農用地以外の土地は自然環境として確保（M）</p>
用途区分	<p>自然的・農業的・都市的土地利用を図る区域の3つに大別（L）</p> <p>区域区分による整備（L）</p>
工業地	<p>工業地は土地利用の純化をめざす（L）工業の集団化（S）</p>
農業用地	<p>市街地内農地の保全と振興（L）</p> <p>農地等は貴重な都市空間として極力保全する（L）</p> <p>市街化調整区域内の農業生産基盤の整備（L）</p> <p>市街化区域内ではまとまりのある優良農地の確保（L）</p> <p>市街化区域内の農地は、生産緑地として保全する（L・M）</p> <p>農業振興地域整備計画に指定されている農地面積を生産基盤、緑地、空間として保全（M） 農業振興地域の高度利用推進（S）</p>
住宅地	<p>住宅地は定住性の高い地域整備に努める（L）</p>
用途純化	<p>用途地域の純化をはかる（L・M）用途の専用化を推進する（M）</p>
開発	<p>残された居住適地の開発は厳格な規制も用い十分検討する（S）</p> <p>自然環境を保全しながら、秩序ある土地利用を図り、人口増加を抑制する（L）無秩序な土地利用や開発を防ぐ（L）</p> <p>用途地域に対応した適正な人口密度を前提（L）</p>
行政指導	<p>土地開発に開発指導要綱等により適正土地利用を図る（S）</p> <p>開発行為への適正な行政指導（S）適正な行政指導と市民の協力（L）ミニ開発等に関する規制（S）</p>

都市基盤の整備	市街地の基盤整備（M） 市街地の整備（M） 市街化区域の計画的な都市基盤の整備（L） 計画的な都市基盤整備（S） 区画整理等の整備事業の推進（S）
国・関係機関との関係	歴史的風土の保全・買い上げ・税制について国に働きかける（L） 基地の遊休地及び自然利用施設から優先的に返還を求め市民のための有効な利用をはかる（M） 関係機関の協力を得る（S）

解説（土地利用）

経済の発展に支えられた都市膨脹の力は強く、土地利用の自由、建築の自由の意識のうねに、スプロールやミニ開発が進み土地利用は混乱してきた。経済成長も落ち着き、環境を人間居住の場として見直したとき、将来の都市整備のあり方が問い直されてきたのは当然といえる。機能を中心とした都市整備から、人間居住の質的環境を重視した計画的、面的整備への転換が意図された。土地は有限の資源であり、市民の生活をささえる共通の基盤である。市民の生活を守り、公共の福祉を優先し、自然環境を保全しつつ地域の均衡ある発展をはかることは自治体の責務といえる。

線引き制度は現行都市計画制度の根幹的な制度であり、無秩序な都市化を防止し、投資効率のよい都市を作るため設けられた制度であるが、かつて都市基盤整備の計画と予算の裏付けもなく認めた広い市街化区域が問題となり、都市基盤の整備が追いつかず計画的都市化がすすんでいないといわれている。見直しについては神奈川県では、公共水面の埋め立てによる局地的な市街化区域の変更がほとんどであったが、前回の見直しは全県的に行われ結果として市街化区域が 2.6 %程増加している。そのためか現行の土地利用制度については基本的に変更しないという自治体が多い。

市街化区域におけるミニ・乱開発の防止、市街化区調整区域では自然環境と農業用地の保全が意識されており、宅地開発指導要綱の役割は大きいといえるが、規制は緩和される方向であり、市街化調整区域においては、開発許可基準がひきさげられたため今後施設水準の低い小規模住宅開発が進む可能性がある。

地域地区制度は、本来土地利用の純化を意図したものであるが、現実には住宅、工業、商業の混在した都市の現状を追認する傾向が強い。また、用途地域制度自体は現状固定的であり、一定の方向への純化の機能はほとんど無いといえる。用途の指定替えは極めて異例であり、困難であるためか土地用途の転換に関する記述は少ない、現行の土地用途で規制誘導により純化をはかることが大勢のようである。ほかに、地区改善の方向として地区計画制度の活用を考えている自治体があり注目される。現行の地区計画制度はわが国の実情から任意の制度であり規制のみの制度であるが、区画整理事業や住環境整備事業と抱き

合わせで適用されている。将来的に望ましい方向としては、自治体の長期計画に基づいて土地利用計画を作らせ、さらに地区計画を作ったところから開発を認める方向に転換することであろう。

3. 公園・緑地

現状	公園・緑地には恵まれている (S) 観光客用の公園はあっても、町民用の公園がない (S) 都市化の進行に伴い、緑が失われつつある (L・M)
機能	
快適環境	快適な生活環境と都市空間の確保 (L) 都市における快適性の確保 (M)
やすらぎ	生活にうるおいと精神的な安らぎをあたえる (L・M・M) 住民の憩いの場 (S) 市民の保健、休養をはかる (M)
防災	災害時の避難場所 (M) 環境保全や災害防止に役立つ (S)
コミュニティ の醸成	公園はふれあいの場 (S) コミュニティの場 (M)
健康増進	健康増進の場 (M) レクリエーションの場 (L)
考え方	
貴重な財産	市民の貴重な財産である (L) 緑は市民のかげがえのない財産 (L) 緑はすべての生命の根源 (L)
市民生活に 不可欠	市民生活に欠くことのできない緑 (L) 快適な住環境を確保するため (L) 緑を生活の中心に (S) 広範な効用を持つ公園は、市民生活の質を大きく向上させる重要な施設 (M)
目的	
市民の憩い	市民の憩いの場と緑の環境の創造 (M) だれもが憩えるまちづくり (L)

緑豊かなまちづくり	<p>緑豊かなまちづくりを図る（L）</p> <p>緑に包まれた市街地の形成をはかる（M）</p> <p>豊かな緑に包まれた都市の形成を図る（L）</p> <p>豊かな居住環境づくり（S・清川）</p> <p>緑ゆたかな都市環境の創造（L）</p> <p>緑豊かな都市空間による居住環境の形成（L・M）</p>
施策の考え方	
推進方法	<p>緑のマスタープランの策定（L・M）</p> <p>緑のマスタープランを推進する（L・L・S・S）</p>
基本方針	<p>緑化の推進ならびに緑の保全と失われた緑の復元に努める（L）</p> <p>緑の保全だけでなく、緑の創造が必要（L）</p> <p>量的な充実はもちろん、質的にも特色ある豊かさをもつことができるよう努める（L）</p> <p>公園・緑地などオープンスペースの確保につとめる（M）</p> <p>恵まれた自然環境を生かす（L）</p>
施設整備	<p>こどもたちのために公園や広場をつくる（L）</p> <p>家族のために自然を生かした公園、緑地や散歩道や運動公園をつくる（L）</p> <p>避難場所を兼ねた公園の設置を検討する（S）</p> <p>避難場所を兼ねた都市公園や総合運動公園の整備をはかる（L）</p> <p>人口規模に対応した公園等の整備を市民の協力を得て推進（M）</p> <p>豊かな丘陵山林地を効果的に活用した公園等の整備（M）</p> <p>自然を活かした公園の設置（S）</p>
緑の保全	<p>緑の保全に努める（M）</p> <p>市街化区域内の緑地を保全する（L・S）</p> <p>植林の奨励、管理の徹底で意欲的に保全する（S）</p>
対策	
施設整備	
配置	<p>公園、緑地の適正な確保に努める（M・M）</p> <p>公園、広場等の計画的な配置を図る（L）</p> <p>開発地域に公園用地を確保する（M）</p> <p>都市公園について適切な配置と、都市空間の確保を図る（M）</p> <p>緑道ネットワークをつくる（L・S）</p>

公園・緑地の整備	<p>地域の特性にあった公園、緑地の整備（L）</p> <p>公園、広場の整備（M）</p> <p>公園・緑地の整備（S・M・L・S・S・S・S）</p> <p>公園・緑地の計画的な整備（S）</p> <p>公園の整備を進める（L）</p> <p>緑の保全と公園・緑地の整備推進につとめる（L）</p>
公園・緑地の確保	<p>公園・緑地・広場の確保（L）</p> <p>市民の共通の財産として用地をできるだけ確保する（L）</p> <p>住宅地域内の園地の確保（S）</p> <p>公園・緑地の確保（S・S・S）</p> <p>公園用地の確保（S）</p>
都市公園	<p>都市計画公園の整備（S）</p> <p>都市公園の整備（L・M）</p>
都市基幹公園	<p>中心市街地内に都市公園を建設し、文化施設等との有機的な関連性をもったコミュニティの核として位置づける（L）</p> <p>都市基幹公園として総合公園などの建設に努める（S）</p>
運動公園	<p>市民運動公園の建設推進（M・L）</p> <p>運動公園の整備（M・S）</p> <p>村営運動公園の整備（S）</p> <p>運動公園を確保する（S・S）</p>
住区基幹公園	<p>住区基幹公園として、児童公園、近隣公園の建設に努める（S）</p> <p>身近な公園の整備（L）</p> <p>児童遊園地の確保（S）</p> <p>児童公園の設置（S）</p>
森林公園	<p>森林公園の建設推進（M）</p>
緑地	<p>緩衝緑地の整備（S）</p> <p>段階的緑地ネットワーク（S）</p>

市民とのかかわり	町民の協力を得て確保（M） 自然や緑を市民全体の責任で守り育てる（L） 市街地内に現存する優良な植生については、市民の協力のもとに積極的に保存をはかる（M）
土地利用	公園、自然環境保全地域、風致地区を適正に配置する（S）
緑化	家庭、さらには事業所等の緑化の推進をはかる（M） 緑化の推進（L）
公共施設	市街地内においては公共施設の重点的な緑化に努める（M） 公共施設、事業所の緑化推進（L） 公共施設を積極的に緑化推進（L）
緑化運動	市民と行政が一体になった緑化運動の推進（L） 市民総ぐるみの地域緑化運動の展開（L）

解説（公園・緑地）

多彩な機能を見てもわかるように、公園・緑地は多面的な価値を持ち、コミュニティの核としての中心市街地内に都市公園を建設する自治体もある。最近の大都市住民が最も望む行政施策が公園・緑化だといわれるのもその広範な効用から頷けるところである。新しい都市の課題の一つであるアメニティもその最大の要素は自然であり緑である。

都市緑化の中心は公園の整備であり、市民の生活圏の広がりに対応した多様な公園が必要とされている。自治体の規模にかかわらず、どの自治体も公園・緑化政策には力をいれており、その結果、都市公園面積は着実に増加しつつあるが、全国レベルからみてもまだ少ない。公園を増加することは、首都近郊の地価の高さを考えれば容易ではない。

都市化の進展に伴う緑地空間の減少の対策として、単に公園を増やすだけではなく、緑のマスタープランの作成をはじめとして、公共施設の緑化、事業所の緑化、市街地内緑地の保全など総合的な緑化作戦がとられている。都市におけるオープンスペースの2/3が民間の所有地であるといわれ、緑化を進めるうえで、市民、企業の協力は欠かせない。市街地内の優良な植生の保全、一戸建て住宅の緑化への協力のために、市民総ぐるみの地域緑化運動の展開のほか、ここには記述はないが、自治体の助成、苗木の提供なども行われている。

4. 道路

現状・将来予測	
都市化の進展	交通需要の増大（L）
モーターゼーションの発達	市民生活の利便が向上（L・M） 広域交通の進展（L） 交通量の増加、車社会の進行（M） 道路機能整備の相対的な遅れ（M） 高速道路等による交通量の増大は町域を極度の交通混乱に陥れる恐れがある（S） 交通渋滞の発生（M） 町内に回遊道路なく渋滞（S）
建設費の増大	半島に位置し地形が複雑なため道路整備に経費が高み困難が伴う（L）
防災	消防活動が困難（M）
交通事故	交通事故の危険が増大する（L・M） 日常的な市民生活をおびやかす不安要因となる（M）
環境認識	騒音・振動・悪臭による生活環境の悪化（M）
都市の基礎的施設	都市基盤として重要（M） 都市の最も基礎的な施設（L・M）
産業の振興	産業の振興に極めて重要（M）
利便性	市民の安全性、利便性を高める（M） 利便性の高い居住空間の形成（M） 都市機能の向上（L・L）
コミュニティ施設	市民の最も見近なコミュニティ施設である（L） 一般道路（市道）は、市民の通勤、通学、買物等に必要な施設であり地域住民の結びつきを深める施設としても活用できるものであり、生活の基盤となるいわば生活道路である（L）

施策の方向	人と車が調和したなかでの利便性の確保 (M) 道路に安全性と快適性の確保 (L・M) 交通体系を自動車優先から人間中心とする (L)
対応策	
道路整備	道路網の整備 (S) 側溝の整備と部分的拡幅整備 (M) 舗装等の整備をはかる (L) 道路機能の保全に努める (L) 地域の特性を生かした道路整備を推進する (L) 1、2級市道の重点的な整備 (M) 道路網の整備をはかる (L)
道路体系	一体的・安全・円滑な道路体系の確立 (S) 住宅地内の通過交通を極力排除して道路交通体系の整備を推進 (L) 都市間交通と都市内交通との有機的な連携を配慮した道路体系の整備 (L) 回遊道路の整備 (S) 体系的な道路網の整備・充実 (S) 安全で機能的な道路体系の確立 (M) 安全で円滑な交通体系の確立 (S) 交通体系の充実 (S) 生活道路や幹線道路を有機的に結合した道路網の体系化を図る (L)
計画的整備	計画的整備 (L) 目標水準と優先順位の明示 (L) 土地区画整理事業にあわせる (M) 市民の共通財産として用地をできるだけ確保する (L)
都市計画道路	都市計画道路の積極的な整備 (M) 現行都市計画道路の再検討 (L・L) 幹線町道整備・地域新道整備・都市計画道路事業の推進 (M) 広域交通網として都市計画道路をはじめ県道等の整備拡充を (M)
幹線道路	幹線道路網の体系的整備 (L・M・M) 三浦半島全体・湾岸地帯へとつながる広域幹線道路、市内東西地域間

	<p>の道路網の整備（L） 基幹道路の整備促進（S）</p> <p>市街地の再整備による幹線道路体系の確立（M）</p> <p>主要道の拡幅整備（M）</p> <p>幹線道路網の体系的な整備を進める（L）</p>
生活道路	<p>一般道路の整備（M）</p> <p>生活直結道路の優先的整備（L）</p> <p>生活道路の舗装（M）</p> <p>生活道路の整備（L・S）</p> <p>市道整備による生活道路の機能向上をはかる（M）</p> <p>住宅地の道路の整備を進める（L）</p>
歩行者道路	<p>歩行者道路を充実する（L）</p>
橋梁	<p>橋梁整備（M・S）</p> <p>橋梁の永久橋化（S）</p>
機能分離	<p>通過交通と生活道路の分離（S）</p> <p>通過交通道路との区別を明確にし道路利用の合理化に努める（M）</p> <p>生活道路と基幹道路を機能的に分離（L・M）</p> <p>観光道路と地区内道路の分離（S）</p>
交通規制	<p>生活道路は人間優先のオープンスペースであり、車両の進入を規制する（L）</p> <p>住宅地内の通過交通を極力排除する（L）</p> <p>観光シーズンにおける交通規制（M）</p> <p>生活道路の交通規制（M）</p> <p>過度の車利用を制限する（L）</p>
関係機関への要望	<p>国道・県道の整備を国・県に要請（M・M）</p> <p>現道路体系の補完策としてバイパス建設を関係機関に要望する（S）</p> <p>新湘南国道の早期建設の促進（L）</p> <p>市内交通と通過交通の機能分離に配慮した広域幹線道路の整備・建設を要請（M）</p>

	246号線のバイパス建設の要請 (M) 県道のバイパス建設を要望 (S)
広域処理体制	広域的な協力 (L) 近隣市町村との緊密な協調体制の下に解決に努める (L)
環境問題	青空・景観といった数量化しにくい価値を大切にす (L) 周辺との環境の調和 (L) 生活環境総体の向上に配慮 (M) 住環境に及ぼす影響の考慮 (L)
市民との関わり	効率的な道路利用を促す (L) 市民の理解と関係機関の協力による道路整備等 (L)

解説 (道路)

モーターレーゼーションの発達により、市民生活の利便性は向上したが、都市化による交通需要の増大、広域交通の進展は、道路機能整備の相対的な遅れとあいまって、日常的な市民生活を脅かす不安要因ともなっている。

従来の道路整備は自動車交通の確保のみを目的としておこなわれてきた印象があるが、道路は交通施設としての役割だけでなく、都市形成、公共生活空間、公共公益施設の収容など広範な役割をもち、あらゆる市民が様々な機会に利用する普遍的な施設である。地域住民の結びつきを深めるために、最も見近なコミュニティ施設としての役割を重視し活用を図ろうとする自治体も現れてきている。

道路機能整備の遅れから、人間優先の公共生活空間であるべき生活道路が、幹線道路の機能を肩代りせざるを得ない状況である。このような住環境を悪化させている状況を無くすために、生活道路と基幹道路、市内交通と通過交通を分離する道路体系の確立が目指されている。

生活道路、歩行者道路の整備をはじめ、生活道路への車両の進入を規制しようとする自治体もあるなど、人間中心の交通体系への移行への努力もみられるが、都市の骨格としての幹線道路網の整備が緊急の課題との認識は強く、関係機関への要望事項にも多くとりあげられている。

道路は最も基盤的な社会資本であり、街区や住区の構成を決定し、その配置如何が都市の発展の方向、市街地の形成に大きな影響力をもつといわれている。他の社会資本と密接な関連をとりつつ総合的な整備をはかる必要があるばかりではなく、都市化に対し、先行的、計画的に整備することが必要とされている。計画的整備、土地区画整理事業との整合、現行都市計画道路の再検討などの記述はその認識によるものであろう。

5. 港湾

現状	貿易港湾都市として発達（L）
施設整備	港湾施設の整備促進（L・S） 漁港施設整備（L・M・S） 港湾機能の整備を推進する（L）
方向	
効果的利用	港湾の効果的利用を推進（S） 恵まれた立地条件や施設を生かす（L）
機能強化	海上交通と陸上交通の結合を図る（S） 人の輸送や物流の拠点としての機能を高める（L） 東京湾諸港の中での中枢管理機能を高める（L） 東京湾岸地帯との連携を強める（L）
親水性	市民の憩いの場（L） 水際線をできるだけ市民に解放する（L）
方法	関係機関に整備を要望する（S）

解説（港湾）

県内の港湾は、横浜、川崎、横須賀港の大規模港湾と、その他の漁港では、課題が全く異なったものとなる。京浜地区の諸港においては、港湾機能の整備を推進し、東京湾諸港の中での中枢管理機能を高めることなどによる役割の確保・拡大が課題であり、漁港については遠洋漁業の衰退など漁業の実状により課題が異なっているようである。

産業だけの港ではなく、市民の憩いの場としての方向もうちだされ、水辺の公園の設置、プロムナードの建設等も進められている。

6. 河川・水路

現状	都市化の進展により生じた河川の汚濁 (M)
目的	
生活環境の改善	<p>快適で安全な生活環境の確保 (M)</p> <p>河川水路整備は生活環境の改善に (S)</p> <p>水質保全 (S・S・S) 水質の浄化 (L)</p> <p>保全と浄化をはかる (M)</p> <p>湖上流の河川汚濁防止 (S)</p> <p>広域的な汚濁防止策を講ずる (S) 悪臭のない川 (M)</p> <p>河川の浄化と美観の回復 (L)</p>
治水	<p>水害を防ぎ都市の安全性を高める (L・M・M)</p> <p>市民の水害からの安全性を確保 (L・M)</p> <p>自然環境の保全、緑地の確保及び災害の防止 (L)</p> <p>河川水路の改修により治水の万全を期す (M)</p> <p>河川水路整備は災害防止に (S) 水害のない川 (M)</p> <p>浸水による被害の解消および危険防止 (L)</p> <p>農業地、住宅地への浸水の排除 (L)</p>
親水性	<p>親水性の創造に努める (L)</p> <p>水辺の回復など快適環境の創造をはかる (L)</p> <p>水辺などの自然環境を生かした美しい自然環境づくり (L)</p>
水資源	流域の持つ保水機能を確保する (L)
考え方	<p>河川のもたらすうるおいや安らぎは市民生活に重要 (M)</p> <p>水辺が市民の憩いの場となるように (L)</p> <p>海岸の自然と環境を保全しながら (L)</p>
対策	
治水	総合的な治水対策の推進 (L) 治水対策に努める (L・S)
河川改修	<p>河川・水路の改修の促進 (M・M・S)</p> <p>河川改修整備の推進 (L・L・L・L・M・M・M・S)</p>

	未改修河川の整備促進 (M・S・) 河川の改修と浄化 (L) 狭塚川の上流の改修と調整池の設置により完全改修を図る (M) 都市河川の改良、排水系統の整備 (L) 排水路整備 (S) 護岸改修促進 (S) 砂防事業等を配慮した整備促進 (S)
高潮	海岸の高潮対策 (L)
河川浄化	河川環境の保全 (L) 河川美化の推進 (M) 河川の汚濁の浄化 (M) 河川浄化事業の推進 (L・S) 「クリーンアップ三浦」運動を推進し河川浄化につとめる (M)
河川敷利用	相模川河口付近および河川敷の効果的利用 (L) 河川敷が市民憩いの場として広域的に利用できるよう実現をはかる (L)
親水性の確保	人工海浜構想をすすめる (L) 水辺の回復 (L) 水際線をできるだけ市民に解放する (L)
関係機関との調整	関係市町と調整協力し基幹河川の改修整備を国県に要請 (L) 流域自治体と協力して改修整備 (M) 県との密接な連携 (M) 関係機関との連携 (S)

解説 (河川・水路)

河川改修等により水害から市民を守るということと河川浄化などによる生活環境の改善が基本的な課題ではあるが、それと同時に、美観の回復、水辺の回復など親水性の創造が課題としてとりあげられてきている。

河川改修をとりあげる自治体は多く、背景としては近年における宅地開発の進行により、流域における保水・遊水能力が低下し、一時排水量が増大していることが考えられる。体制としては流域自治体、国、県等との調整があげられている。

水辺が市民の憩いの場となるように、河川の浄化では、市民総ぐるみの美化運動もあげられ、河川敷の広域的利用の実現、水際線を市民に解放するなど、親水性の確保の対策もとられている。

7. 交通

現状	鉄道・バスの輸送力は低水準にあり、便利で機能的な生活基盤の整備が求められている（M） 都市化の進展に対して遅れている道路交通体系（S） 交通量の増大（L） 交通の利便性には欠ける（S）
将来	近隣都市間の移動需要が今後益々増大する（M） 駅の新設により今後都市的発展が急速に進む（S） 新駅を中心とする広域交通体系の整備が図られ生活圏が大きく変化する（S） 増大する輸送需要（M）
役割	日常生活の利便性の向上（L・M・S） 日常生活圏や経済活動圏の広域化をもたらし、近隣市町相互の関係を密にしてきた（M） 都市の利便性を高める（L）
認識	交通機関の発達により市民の関心が地域の枠を超える（L） 交通網は生産活動や日常生活の全ての側面に大きなウェイトをもつ（M） 都市の基礎的条件（L）
考え方	交通輸送機関相互の連続性を重視する（L） 道路、鉄道、港湾が密接な連携をたもち、円滑な交通・物流体系の整備が必要（L） 社会経済活動の大動脈の中に位置する交通の拠点としての条件を一層整備・充実し活用を図る（L） 生活環境に影響を与える交通公害に配慮（L） バス輸送網の充実のもとで都市内交通総量・交通公害の減少を期す（M） 交通輸送機関の合理的機能分担（L） 各地区中心地への接近性の向上を重点に交通利便性を向上（L）

	<p>総合的な地域交通条件の向上（L）住民の利便性向上（S）</p> <p>都市間広域交通網の整備（L）</p> <p>公共輸送機関の整備、交通機関相互の連携と結節点の強化（L）</p>
目的	公共交通機関の機能強化の促進（M）
公共輸送機関の 充実	<p>公共輸送機関の充実に努める（L）</p> <p>交通輸送機関の充実に努める（L）</p>
交通体系の確立	<p>交通需要に応じた総合的な交通体系の整備・確立（L・L・S）</p> <p>快適な文化生活実現のため交通ネットワークの確立（M）</p> <p>地域間交通の体系化を図る（L）</p> <p>周辺地域との円滑な交通ネットワークの確立（S）</p> <p>安全性と利便性を確保した交通網の確立（M）</p> <p>市内バス路線の効率的な交通体系を確保（L）</p> <p>交通輸送体系の充実（M・S）</p> <p>周辺都市・鉄道との交通便利をよくするために、バス路線網の充実をはかる（M）</p> <p>鉄道及びバス路線の増強、乗り入れ、新設の促進（L）</p> <p>日常生活及び観光需要に密着したバス路線網の増強と利便の増大を促す（S）</p> <p>鉄道とバスの相互の有機的な関連において地域空間の動向や利便性・安全性を考慮した交通体系の確立と整備の促進（L）</p>
輸送力の確保	<p>通勤・通学に対応した輸送力の確保（L）</p> <p>関係機関との協力のもとに鉄道輸送力の増強に努めるとともに、鉄道輸送と連携したバス輸送網の整備に努める（M）</p> <p>鉄道やバスの輸送力増強（S）</p>
工業の振興	工業の振興について道路及び交通輸送体系の整備を図る（M）
人口の分散	交通条件の改善等により、中部地域への過度な人口集中を避け、転入人口を他地域へ分散する（S）
対策	鉄道については、輸送力の増強とともに、混雑の解消、冷房車両の増加等、質的な向上を関係機関に要請（M）

	<p>東海道本線複々線区間の延長と小田急電鉄乗り入れ等旅客輸送対策の強化促進（S）</p> <p>御殿場線の複線化、運転間隔の短縮、小田急普通電車の乗り入れ、特急の増発（S）</p> <p>御殿場線の高度化を図り、利用者に対する便益給与を要請し実現に努める（S）</p> <p>鉄道輸送力の増強を関係機関に要望（S）</p> <p>鉄道輸送力の増強・拡充に努める（L・L・M・M）</p>
バス	<p>バス網の拡充と運行回数の増強の促進（M・M）</p> <p>バス輸送網については、市街地の拡大に対応し、道路網の整備にあわせて地域間の連絡に配慮した路線網の整備を要請する（M）</p> <p>道路の整備にあわせ不便地区の解消をはかるため、関係機関の協力を得てバス路線網の拡大を実施する（M・S）</p> <p>道路計画及び地域開発に対応した、バス路線の新設と運行回数の増加及び待合所の新設を関係機関に要請（S）</p> <p>交通弱者のためにも、公共交通機関としての鉄道・バス路線の充実・運行回数の増強を要請（S）</p> <p>道路交通網の整備に対応しながら、定期バスの適正運行回数の強化を積極的に働きかける（S・S）</p> <p>道路網の整備にあわせ、バス路線網の拡大と輸送力の増強を促進する（M）</p> <p>道路交通網の整備に対応しつつ、定期バスの複数乗り入れ及び運行回数の増加を促進（S）</p> <p>自動車輸送力の増強を関係機関に要望（L・S）</p>
高速交通	<p>国鉄ハイウェイバス利用者の利便を図る（S）</p> <p>新幹線駅の設置の実現に努める（L・M）</p>
駅舎	<p>橋上駅化（S）</p> <p>駅舎の整備・改善（M・S・S） 駅の施設拡充（S）</p> <p>駅舎整備の早期完了を促す（S）</p> <p>駅機能の充実向上（M）</p> <p>駅舎等の改修については歴史・風土を生かした方法で推進（M）</p>

駅前広場	駅前広場の総合的開発の実現（S） 駅前周辺整備の推進（M） 駅前広場及び周辺整備を進め、交通の結節点としての機能を向上する（S）
駅の設置	西部地区への新駅についても検討する（M）新駅の実現（S）
新線	公共空間の有効利用による私鉄の導入（L） 鉄道・モノレールの誘致に努める（M・S） 油壺への鉄道の早期開通を促進（M） 伊豆箱根鉄道大雄山線の山北駅乗り入れ促進（S）
新交通システム	資源の有限時代に即応した省エネルギー向けの新交通システム導入の調査研究（L） 大量輸送機関の設置も検討（S） 新交通輸送システムの検討（L） 広域的な視点から新交通システム導入の調査研究を進める（M）

解説（交通）

事業主体個別の施設整備だけでは、益々増加する都市間移動需要、市民生活における利便性などを確保するためには十分ではないことが認識され、総合的な交通体系の確立、移動の連続性・効率性を重視する方向に構想は変化している。しかしながら、公共交通機関に関しては大部分の自治体は主体的な解決手段をもっていない。地方公営企業により交通事業を行う自治体はあるが、県内では大都市に限られ、かつその性質上、原則として域内交通に止まっており、加えて巨額の債務を抱えているのが実情である。交通体系の充実、輸送力の増強などを掲げてみても、対策は要請に止まり、内容も実現の可能性が少ないと思われるものもあるなど、そのような姿勢にも解決手段はもたない自治体の状況が読み取れる。

しかし、制約された条件のなかで自治体は効果的な対策を模索しつつある。連続性の向上のための、交通結節点の強化などはその一例である。構想の背景の考え方としても、単なる要請ではなく、転入人口の分散、あるいはバス輸送網の充実により都市内交通量・交通公害の減少を図ろうという確固とした方向を打ち出す自治体があることが注目される。

また、新交通システム導入の調査・研究を進める自治体もある。

モーターゼーションの急進のなかで、県内においては、首都近郊という立地条件により公共交通機関の衰退はあまり見られないためか、交通弱者への視点は少ないが、今後は重要になってくるものと思われる。

8. 通信

現状	情報化社会の進展 (L・L・L・L・M) 増大する電話需要 (M)
将来	高度情報化社会が到来する (M)
認識	
情報化による影響	情報化による社会情勢の変化は、市民生活に広範かつ複雑な影響を与える (L) 情報化社会の進展による社会構造や、生活様式の変化等は、市民生活はもとより、経済活動などにも大きな影響を及ぼす (L)
新たな行政課題	高度情報化は新しい時代の潮流であり新たな行政課題 (L) 情報化は21世紀に向けて解決しなければならない新たな課題である (S)
重要な役割	情報連絡システムは、市民生活の利便性、文化性の向上に重要な関わりを持つ (M) 情報化社会において電話・通信施設はその中心をなす (S) 電話、通信、郵便の役割は現代の情報化社会に必要不可欠 (L)
考え方	市民と行政の英知を結集する (L) 市民・事業者・行政が一体となって総合的な対策を推進 (L)
目的	都市機能ゆたかなまちづくり (L) 情報化社会の中で住民が十分なサービスを楽しむ (S・S) 都市の神経系としての高度情報通信基盤の整備をはかる (L) 情報の中枢機能などの面で都市を整備する (L)
対策	
施設整備	施設整備の促進 (L・S) 情報化社会の進展に対応した通信機能の整備充実に努める (L)
関係機関に要請	施設整備拡充を関係機関に要望 (M・S・S・S・S・S・S) 通信網の充実 (M・M)

	災害時における連絡網の確立を要請 (M) 郵便・電話いずれにおいても迅速な伝達手段の実現を関係機関に要請する (M)
通信機能の整備	通信機能の総合的・計画的な整備 (L) 通信機能の整備充実 (L)
郵便	特定郵便局の設置 (S) 特定郵便局・ポストの適正な配置 (M・S) 速達郵便物の未配達区域の解消を要請 (M) 郵便局の早期開局を促進 (M) 郵便集配業務の近代化促進 (S・S・S)
電話	電話通信サービス体制の整備拡充 (S) 電話の供給体制の確立を要請 (M) 電話施設の整備の促進 (M) 電話需要に対応する設備の拡充 (M) 救急通信網の確立 (S)
公衆電話	公衆電話の設置 (S)
ニューメディア	ニューメディアによる通信システムの整備拡充 (S)
テレビ	難視聴地区に中継施設の設置 (S)

解説 (通信)

情報化社会の到来と、その広範な影響は認識されつつあり、新たな行政課題となることも認識されつつある。しかしながら、市民と行政の英知を結集して総合的な対策を推進するなど基本的な方向はまだこれからという状況である。具体的な対策になると、電話、郵便の役割が重視され、その充実が主体を占める。それも自治体にとっては解決手段は持たないので要請に止まっている。

ある大都市では、都市の神経系としての高度情報通信基盤の整備を掲げ、中小自治体でもニューメディアによる通信機能の整備を掲げるなど先んじた対応を示すところもあり、都市の規模による自治体間格差と同時に同規模の自治体の間での取り組みの早さによる格差が現れそうな状況である。

9. 上水道

現状	複雑な地形のため施設整備に多くの時間と経費を要する (L) 大部分を県営水道に依存 (M) 本県の水資源は宮ヶ瀬ダムを最後に開発し尽くされる (M)
将来	年ごとに増大する水需要 (M・S・S) 将来の人口増と生活水準の向上による水使用の増加 (L) 簡易水道地区の県営水道への編入が必要となってくる (S)
認識	都市の基礎的施設である (M) 市民の日常生活に欠かせない (M) 水道の供給は生活の利便性・文化的な生活の形成に基本的に対応する (M)
目的	清潔な飲料水を常に確保できる体制をつくる (S) 水量の確保と水質の保全に努める (L) 良質な水の安定供給をはかる (L) 市民に清浄で豊富、低廉な水の安定供給を行う (L) 快適な生活環境を維持・向上 (L) 水需要に対応した上水道の整備を図る (S) 市民の理解と関係機関の協力の下に水の確保に努める (L) 量的な充実はもちろん質的にも特色ある豊かさをもたせる (L)
方針	安定した供給体制の維持につとめる (L・M・M・S・S) 未整備地区の解消を図る (M) 給水の確保に努める (M) 財政の健全化に努める (L)
対策	上水道の整備 (M・S・S・S・S・S) 簡易水道施設等整備事業を推進 (S) 水道配水施設の整備事業の推進 (M・M) 町営簡易水道、組合営水道等の整備 (S)

	給水施設能力の向上や水質保全に努める（L） 水源不足地帯の上水道化（S）
運営の合理化	簡易水道の合理的運営を図る（S） 管理体制の合理化（S）
水源の確保	自己水源をはじめとする水資源の確保（L・S） 再利用について検討する（L） 広域的に水源を確保する（S） 可能な限り地下水を活用する（S） 工業用水も飲料水の中から、可能な限り供給する（S）
関係機関との関係	長期的な安定供給を図るため県をはじめ関係機関にその確保を要請する（L・M） 将来の水資源確保に協力する（M） 水資源の確保と安定した供給はかれるよう県に協力・要請していく（M） 市営大山簡易水道には県営水道の導入の推進を図る（M） 人口増に対応しうる給水能力を高めるよう施設整備を要請（S）
市民との関わり	
節水	水資源の有限性、不安定性を認識したうえで節水に努める（M） 節水思想の普及を図る（M・M・S） 節水対策の推進（L）

解説（上水道）

神奈川県の水道普及率は既に100%に近く、簡易水道から上水道への移行という課題もあるが、主な課題は安定供給・水質の確保にと移っている。県営水道に依存している自治体と、市町村営水道による自治体とでは、（両者併用の自治体もある）対策は異なり、前者では要請が多く、後者では、水源の確保、施設整備、簡易水道の施設整備などがあげられている。

近年、上水道の総給水量は、低い伸びにあり、水の需給状況ははまだ余裕があるといえるが、将来の人口増と生活水準の向上による水使用の増加は必至であり、節水思想の普及を掲げる自治体は多い。また、再利用について検討する自治体もある。

ここでは記述はないが、県下の状況としては大型集合住宅の建設等により、専用水道が年々増加の傾向にある。

10. 下水道

現状・問題点	都市下水道がない（S） 農業用水汚染が懸念される（S） 水源浄化の見地から、公共下水の建設は緊急を要する（S） 複雑な地形のため整備に多くの時間と経費を要する（L）
目的	
生活環境の向上	快適な生活環境づくりの推進（M・S） 清潔・快適な暮らしを確保する（L・L） 快適で文化的な市民の生活環境の向上（L・L・S） 住環境の向上（S） 健康的な都市生活を可能とする（M） 良好な生活環境の保持（L） 都市総体の環境の向上（M）
水質保全	河川・海の水質保全（S・M・M・M・M） 公共用水域の水質保全（S） 河川の水質保全をはかる（L） 環境整備、水質浄化のため（S）
環境汚染の防止	下水による環境汚染の防止（L）
水資源の活用	水資源の計画的・効率的活用（L）
治水	治水対策（L）
考え方	
都市基幹施設	下水道は都市の最も基礎的な施設である（L・M） すみよいまちづくりの基幹的事業である（L） 下水道完備を生活環境整備の最重点施策とする（L） 最重点施策として積極的に取り組む（L） 快適な都市環境を確保するための基幹事業（L）
計画的整備	目標水準や優先順位を明らかにし計画的に整備をすすめる（L）
施設水準の向上	数量化しにくい価値を考慮して施設水準の向上をはかる（L）

	量的な充実はもちろん質的にも特色ある豊かさをもつことができるように努める（L）
対策	
施設整備	
下水道	<p>下水道の整備推進（L・L・L・M・M・S・S）</p> <p>下水道の建設に努める（S）</p> <p>中央西部処理区の重点的な整備（M）</p> <p>水洗化の早期普及向上（L）</p> <p>下水道の完全整備を図る（L）</p> <p>下水道の全市域普及を図る（M・M）</p>
公共下水道	<p>公共下水道建設を検討する（S・M・M）</p> <p>公共下水道事業の推進（L・M・M・S・S）</p> <p>公共下水道整備事業の積極的推進（L）</p> <p>市単独事業である東部公共下水道の早期実現をはかる（M）</p>
流域下水道	<p>流域下水道事業の整備促進（M・S・S）</p> <p>相模川流域関連下水道の早期実現をはかる（M）</p>
都市下水路	<p>都市下水路の整備（S・S）</p> <p>都市下水路・排水路の整備推進（L・L）</p> <p>地域開発に先行した都市排水路等の体系的な整備を、市街化区域を中心に推進（M）</p> <p>道路側溝の整備（S）</p> <p>雨水路の整備（S）</p>
施設整備	<p>集中処理施設の維持・管理の適正化（S）</p> <p>汚水処理施設の設置検討（S）</p>
処理方法	<p>生活雑排水の地勢にあった効率的処理方式の検討（S）</p> <p>広域的に下水処理水の再利用を促進（L）</p>
計画	<p>第5次下水道整備5ヵ年計画に基づき整備目標達成に努力（M）</p> <p>下水道整備基本計画を策定し、下水道事業を推進する（S・S）</p>

流域別下水道整備総合計画と調整を行いながら、下水道事業を推進する（S）

上位計画である相模川流域下水道計画を基本とし公共下水道事業の整備促進をはかる（L）

国、県との関係 流域下水道の早期完成を促進するため国、県に働きかける（L）

解説（下水道）

「都市の静脈」といわれる下水道は、当初は都市の排水を目的とし、次いで水洗化に対応したし尿処理が中心となり、最近では公共水域の水質保全や水資源の涵養という役割が重視されてきた。ここでも、快適な生活環境の創造と公共水域の水質保全があげられている。このように、都市の基礎的施設として下水道の役割・期待は大きく、最重点施策として取り組む自治体は多い。

県内では27自治体が公共下水道施行都市であり、新たに建設を検討している自治体も多い。施行都市においては普及率は徐々に向上してきたものの、完全普及までにはまだかなりの時間がかかりそうである。

下水道の普及は全国的に遅れてきており、これは整備には巨額の費用がかかることと、公害問題等から工事が難しくなったことがいわれている。特に建設費の高騰は自治体の財政破綻の要因にもなりかねないと指摘されている。これは、下水道に対する国庫補助、受益者負担に問題があるといわれているが、ここではそのような記述はない。それらの問題はともかくとして、まず下水道の建設が急務であるという認識があるからだと思われる。

公共下水道の整備に関しては、県からの援助がはじめられることとなっている。

関係機関との関係では流域下水道との計画の整合が課題である。流域として処理を一体化したほうが合理的であり効率的であるという流域下水道ではあるが、流域下水道は管渠設備は長大化し、投資期間も長期化することになる。しかし、流域下水道本来のメリットを生かすため、早期の共用開始を目指して、流域下水道の整備促進、早期完成の要請、流域下水道計画との調整等の記述がみられる。

ここでは記述はないが、水質保全に関しては、下水道が普及しても必ずしも水質が改善されないとの指摘もあり、三次処理が課題となりつつある。

11. ごみ処理

現状・将来予測	
排出量の増大	<p>廃棄物の増大 (L・S)</p> <p>年々増加 (M)</p> <p>人口増加および消費生活の向上に伴い家庭ゴミの排出量増大 (M)</p>
多様化	多様化するゴミ (L・M・M)
不法投棄	ドライブ客による (S)
処理	多くの人手、費用 (L)
施設	複雑な地形のため施設整備に多くの時間と経費を要する (L)
考え方	市民の日常生活は清潔な環境の中で営まれなければならない (L)
目的	<p>良好な自然環境の保持 (S)</p> <p>清潔で快適な環境確保をはかる (M)</p> <p>清潔なまちづくり (S)</p> <p>美しく住みよいまちづくりを推進するため (S)</p> <p>きれいなまちづくり (M)</p>
対応策	
施設整備	<p>処理量にみあった施設能力 (S)</p> <p>焼却処理以外に碎断・圧縮・集塵施設の設置を計画 (S)</p> <p>環境保全に配慮した処理施設の整備 (L)</p> <p>焼却などの施設整備の検討 (M)</p> <p>ごみ処理施設の整備 (L・S)</p> <p>処理施設の機能充実 (S)</p>
処分地	<p>埋め立て地の確保 (S)</p> <p>最終処分地の確保 (L)</p>

	ごみ集積場の拡充 (S)
広域処理体制	事業組合の活用 (S) 広域処理を基本とする (L)
減量化	発生源において (L) 排出抑制 (M) 減量化 (L・L・L・M・M・S・)
再資源化	資源化 (L・L・L・L・M・M)
再利用化	廃棄物の再利用 (L・L・L・L・M・S) 有効利用 (M)
収集体制	ごみ収集体制の充実 (L) 収集処理体制の整備 (S) 粗大ゴミの処理体制確立 (S) 委託方式の導入を図る (M) ゴミステーションの改善 (S)
適正処理	処理計画の樹立 (M) 廃棄物の衛生処理体制の確立 (L) 廃棄物の適正処理 (L・L・L) ごみ処理体制の整備 (M)
監視体制	林地へのごみ不法投棄防止 (S) 指導体制の強化 (L)
市民との関わり	全ての人の認識 (L) 市民と一体となって (M) 行政・市民の協力により清掃体制を進める (M)
収集	市民の参画による衛生的・効率的な収集体制の確立 (M)

分別収集	家庭ごみの分別排出の徹底（L・S） 可燃性と不燃性の分割収集（S・S） 分別排出の促進（L）
美化運動	市民をはじめ市および関係団体が一体となって環境美化活動を推進する（L） 環境美化運動の推進（L） 美化推進（M）
啓発	資源再利用運動まで高める（S） 公德心の高揚をはかる、清掃・衛生意識の啓発（L） ごみ減量運動、資源の再利用運動の普及促進（S） 住民一人ひとりの環境美化意識の高揚（S） 観光客に対する美化思想の啓蒙（S） 住民への啓発（S）
産業廃棄物	国・県等関係機関に処理技術の開発及び処理施設整備の共同化の促進を要請（L） 排出者責任原則の普及徹底（L）

解説（ごみ処理）

都市化社会の進展に伴い、排出されるごみも、その量の増大とともに、大型化、不燃化等多様になってきている。

その処理には、多くの人員と費用を要し、自治体にとっては大きな負担となっている。

これに対して、自治体では、施設整備に重点を置くとともに、いろいろな対応策を模索している。一般には、処理施設の拡充のほか、収集方法の工夫（分別収集）、ごみの資源化、再利用化を図り、市民に対しては、減量化を要請している。また、監視をつよめ不法投棄や減量化にも力を入れている。

ごみの多様性に対処するためには、一自治体での処理は適さない場合があり、近隣の自治体との事業組合によって対応する例もある。

ごみの処理計画をたて、処分地の確保、処理方法（焼却以外の方法）、委託収集方式の導入を検討しているところが多い。

12. し尿処理

現状	<p>近隣自治体へ委託処理 (S)</p> <p>生し尿が漸減傾向を示す (L)</p> <p>水洗化が進む (L)</p> <p>増加するし尿浄化槽 (M・S)</p>
将来予測	<p>排出量は増大していく (S)</p> <p>公共下水道の整備に伴いし尿収集処理量は減少しつつある (M)</p> <p>し尿浄化槽の管理不全による周辺環境の悪化 (M)</p>
目的	<p>衛生的なまちづくり (S)</p>
方針	<p>廃棄物は法に基づき適正に処理する (L)</p>
対策	
下水道	<p>公共下水道処理施設との接続促進 (S)</p> <p>公共下水道による水洗化の促進 (L)</p> <p>公共下水道整備区域内の全戸水洗化の促進 (L)</p> <p>公共下水道の早期実現 (M・S)</p> <p>公共下水道事業の推進 (L)</p>
浄化槽	<p>し尿浄化槽の管理指導強化 (S・S・M)</p> <p>浄化槽の維持管理の適正化 (M)</p>
施設整備	<p>し尿処理施設の建設検討 (S)</p> <p>処理施設の整備 (L・L・M・S)</p> <p>衛生組合のし尿処理施設の整備拡充 (S)</p> <p>広域的処理施設の整備拡充 (S)</p> <p>浄化槽の汚泥処理を考慮して、処理施設の整備を図る (L)</p> <p>早急に施設の建設を図る (S)</p> <p>生し尿処理化検討 (S)</p>
処理体制	<p>し尿処理体制の整備 (M)</p> <p>効率的処理の促進 (L)</p>

収集体制	円滑な収集体制の確立（L） 収集処理体制の充実（M・M・S） 円滑な収集処理体制の整備を図る（M・L）
広域処理	広域的な処理体制の確立（S） 広域処理体制の充実・強化（S） 近隣自治体への委託処理継続（S） 衛生組合へ移行（S）

解説（し尿処理）

し尿処理の項目を掲げる自治体の数は少なく、中小自治体の記述が多い。これは、し尿処理は、対策に第一にもあげられているように、下水道での処理が前提であり、既に県内の7割の自治体で公共下水道事業が始められている現在では、大きな自治体にとっては、それ以外のし尿処理方法は過渡的な問題であるとの認識が一般的であるからであろう。

しかし、既に大きな自治体でも、下水道が完成してその他のし尿処理は過去の課題になってしまったということではない。確かに公共下水道の整備に伴いし尿収集処理量が減少している自治体もあるが、下水道の普及率は全国レベルよりは高いと高いもののように50%に達しつつある状況であり、いまなお大きな比重を占めているはずである。

さらに、公共下水道事業を実施しない自治体、実施していても流域下水道等の関係で共用が遅くなる自治体にとっては、生活環境上の問題、公共水域の水質悪化の問題は依然として残っている。また、下水道普及までの暫定的処理であるし尿浄化槽の急速な普及はし尿浄化槽汚泥の増大をもたらし、生し尿は減少しつつあると高いものの、汚泥処理のための施設の建設は問題となっている。加えてその管理の不備は水質の悪化ももたらしている状況である。

このように近い将来に全面的に公共下水道に取って替わるとはいえない状況があり、円滑な処理体制が望まれる所以である。水質保全の対策としては、し尿浄化槽の管理指導強化をあげる自治体が多い。

処理体制としては、小自治体では広域体制によるもの、近隣自治体への委託によるところがある。収集処理を衛生組合へ移行するもの、効率的処理をあげるものは行財政改革の一環であろう。

13. 火葬場

施設の広域利用	施設の広域的利用（S・S・S） 近接市町との協力体制の維持（S） 近隣自治体のものを共同利用する（S） 建設中の広域斎場の実現と円滑な運営（M） 衛生組合で共同処理体制の確立につとめる（S）
施設整備	施設の整備・改善（S・S） 墓地・火葬場の整備（M）
墓地	広域公園墓地の建設促進（M）
火葬の推進	住民に対して火葬化を奨励（S） 火葬料助成（S）

解説（火葬場）

記述がある自治体は少なく、かつ中小自治体に限られている。大きな自治体においては既に施設が整備されていて基本構想に記述する必要がないのか、または、施設自体が特殊であることもあって基本構想に含めていないと思われる。

火葬を奨励している自治体もみられ、施設そのものの利用度の関係か、中小自治体単独での施設の維持は難しいようで、事務組合等による広域利用が一般的である。そのためか協力体制の維持を意識した記述が多い。

ここには記述はないが自治体においては、火葬場の建設が難行している例もある。この種の施設の建設に当たっては地元住民のコンセンサスを得る手法が、今後さらに検討されることになろう。

14. 住宅

現状	過密化している市街地（L）
認識	市民生活の基礎的条件である（L）
目的	
定住人口の増加	定住人口の増加をはかる（S・S） 地域住民の定住化を促進する（L） 定住性の高い快適な住環境の創出（L）
人口の配置	適正な人口の配置（S）
良好な居住環境	良好な居住環境の整備・確保（L・L・S・S） 自然に恵まれた住環境を保全（L） 都市構造の安全性、快適性を（L・L）
量的確保	住宅難の解消（L） 快適な住宅の充足をめざす（L） 住宅の不足と住宅困窮者の解消（M）
質の向上	質的、面的な居住水準の向上（L） 良好な住宅・宅地の整備（L） 質の向上を図る（L・L） 緑やオープンスペースが適切に配置された質の高い住宅地（M）
自力建設の助長	市民の自力建設の助長（L）
土地利用の高度化	市街地の安全及び土地利用の高度化、効率化（L）
施策の考え方	
乱開発の防止	無秩序な土地利用や開発を防ぐ（L）
人口抑制	民間による新規住宅開発は流入人口抑制の方向で対処（L・L）

対策	公的機関による建設	公的機関による住宅は需要を精査し必要量の整備をはかる（S）
	コミュニティ 自然環境	生活環境施設の合理的な配置等コミュニティ空間に配慮（L・L） 自然環境と調和した住宅用地の確保（S）
	勤労者住宅	勤労者の住宅確保を促進する（S）
	住環境の改善	住宅環境の改善（L・L・M・M） 秩序とゆとりのある安全で快適な居住環境の形成（L） 市街地の基盤整備（S） 日照・通風の確保、電波障害の防止、耐震、不燃化等の適切な指導（L・L）
	都市計画	住区の画定（S） 市街化区域の拡大を検討する（M） 市街地の拡大による宅地供給（M）
	用途地域	高度利用をはかる（L） 中高層の都市型住宅地の形成とオープンスペースの創出（L） 用途地域の利用の純化（L・M） 高層化の促進（L）
	防災	住宅の耐震、不燃化、（L） 防災性の向上（L）
	建設	公的機関による住宅の建設を促進する（M・M） 良好な住宅、宅地の供給（L）緑住団地の造成に努める（S） 民間住宅の建設を促進（S）
	住宅資金 融資制度	住宅資金融資制度の拡充・改善（L・L・M）
	公営住宅	住宅困窮度の高い者からの優先入居措置を講ずる（S） 市民優先の公的住宅の建設（L・L） 老朽化の著しい市営住宅の建て替え（M・M） 市営住宅の増・改築を進める（M） 公営住宅の質の向上、供給量の増加（L）

	整理、統合し、不燃化、中層化を図る（S・S） 町営住宅の中高層化（S・S）
行政指導	良好な住宅環境を確保するために行政指導を充実強化する（S） 民間開発事業に対して、適切な行政指導を行う（M） 秩序ある居住環境を考慮した適切な行政指導を推進する（L）
住宅開発	国や県との連携をたもって、宅地開発の際の指導等により質を高める（L） 開発指導や建築指導による土地利用の純化に努める（M） 開発指導および建築指導行政の適正な運用（L・S） 民間資本の乱開発については指導を強化する（L） 新たな土地開発や住宅地の高層化を抑制する（L） 市街化区域内においては、宅地開発を土地区画整理事業等によって計画的に行い、秩序ある開発を進める（M）
宅地開発等指導要綱	宅地開発等指導要綱により良好な宅地供給を行政指導する（S） 開発行為指導要綱により、生活環境を守っていく（S）

解説（住宅）

民間資本による新規住宅開発に対して、流入人口の抑制の方向で対応する自治体、市街化区域の拡大も含め民間住宅の建設を促進する自治体と対応は異なるが、良好な居住環境を創造し、定住人口の増加を図ることは自治体の大勢となりつつある。

自治体には低額所得者の住宅事情の緩和のため公営住宅供給の義務が定められているが、その公営住宅に関しても、戸数の消化を第一としてきた時期に建てられた低質な住宅が老朽化し建替えの時期を迎えており、質の向上が課題となりつつある。

わが国の住宅政策の特色は、住宅建設のかなりの部分を民間の建設に委ねてきたことであるが、都市環境の形成の面でその弊害が大きくあらわれていることが指摘されてきた。各自治体では宅地開発等指導要綱をはじめ行政指導を重視してきたが、規制緩和の傾向にある現在でもその役割は大きく、これに代わるべき施策もみつからないため、自治体の行政指導への依存はあいかわらず大きいといえる。

都市における住宅は公共政策として十分なものではなかったという認識があり、その反省も含め土地利用と一体となった施策を志向する自治体が増えてきている。

15. 保健衛生

現状認識	人口構造の高齢化に伴い、保健医療の需要は増大、多様化しつつある（L・M）
高齢化	高齢化社会の到来、成人病の低年齢化（M）
健康意識の高まり	疾病構造の変化や市民の健康意識の高まりにより、保健医療体制の一層の充実が求められている（L） 市民の健康や医療への関心の高まり（L・M）
目的	市民の生命を守り、その健康を保持増進して明るく安心して暮らせるまちづくり（L・S・M・S・L・M・M） 健康づくりと医療体制の充実をはかる（M） 高齢社会を迎え、健康で、明るく活力ある社会を形成する（S） 市民が心身ともに健康で明るい生活を営むため（L） 市民の生涯にわたる積極的な健康づくりを進める（L）
考え方	学校や職場、地域ごとにもつ保健機能を生かす（L）
予防の重視	市民一人ひとりが保健に対する正しい認識をふかめ、予防を重視する（M）
自らの健康は自らが守る	市民一人ひとりが「自らの健康は自らが守る」という自己管理意識をもって調和のとれた生活を実践する（L） 「自分の健康は自分で守る」という基本理念（S・L・S・M）
対策	家庭、学校、職場の連携を基礎に、健康の保持・増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションにいたる一貫した総合的保健医療体制の確立を図る（L・L・L・S・L）
総合的保健医療体制の確立	予防から治療、リハビリテーションまでの一貫した総合保健体制を推進、保健所、医師会等関係機関との連携による市民の健康管理体制を確立、不安のない保健サービスの提供（L）
家庭、学校、職場との連携	市民すべてが生涯を通じて健康な生活を送ることは、生きがいに満ちた社会を実現するための条件（L） 保健思想の啓発普及、地域保健活動の充実をはかり、市民の健康維持増進を積極的に推進（L） 総合的な地域保健医療システムの確立（L）

健康管理体制	<p>総合的な健康管理体制の確立 (M・M・S)</p> <p>母子保健、成人病、老人保健等の対策を充実・強化 (L)</p> <p>予防・保健指導に重点を置く (L)</p> <p>保健対策の充実と健康づくり (S)</p> <p>各種疾病予防対策の充実 (M)</p>
健康診断体制	<p>健康診断体制を強化する (S・S)</p> <p>健康検診機会に恵まれない市民のために、各種予防検診体制の充実をはかる (M)</p> <p>疾病の早期発見、早期治療のため各種検診体制の充実 (S)</p> <p>日常の健康相談業務の充実 (S)</p> <p>幼児から母子・中高年齢者・老人など年齢階層に応じて医療機関、保健所と連携し、健康相談、集団検診を体系的に拡充して病気の予防、早期発見、早期治療の推進 (L)</p> <p>成人病について予防、医療体制の充実を図る (L)</p> <p>健康相談、健康診査の実施による疾病の早期発見、早期治療 (L)</p>
保健婦	<p>保健婦の確保 (S・S)</p> <p>保健婦の活動強化 (S・S)</p> <p>成人病、伝染病に対する予防医学の周知徹底を図る (S)</p>
診療所	<p>診療所の活動強化 (S)</p> <p>保健センターの施設整備 (S・S)</p>
関係機関との協力	<p>医師会、保健所等保健医療機関の協力を得る (L・S・L)</p> <p>医療機関等と協力して、市民の自主的な健康づくりのための環境や条件を整備する (L・M)</p> <p>保健所の機能強化を要望する (S)</p> <p>保健所の設置 (M)</p>
計画	<p>地域保健計画を策定 (L)</p>
意識啓発・健康づくり運動	<p>市民自らが健康管理をする意識の高揚につとめる (L・M)</p> <p>健康づくりについて知識の普及と啓発に努める (S・M)</p> <p>健康づくり運動の推進 (M・L・L)</p>

住民の自主的健康管理、健康づくり活動の促進（S・S）
保健衛生思想の高揚に努める（L・S・S・L・S）
身近な、自発的な職場、地域等ごとの保健活動を展開（L）
自らの健康管理や予防を進めるための地域づくりと施設や機能の整備（M）
衛生教育、健康相談、栄養改善等健康づくり対策に努める（M）
家庭、学校、事業所等を通じての保健教育の徹底、健康生活に役立つ資料の提供、施設の整備等を展開（L）

解説（保健衛生）

豊かな社会と都市化、高齢化の進行の中で、市民はより質の高い健康に対するニーズを高めている。それは、余暇及び自由時間の増大の中で様々なスポーツ・レクリエーション活動への参加の高まりや、人口の成熟化に伴い高齢者の半数以上が健康に切実な不安を感じていることから明らかである。

さらに、核家族化の進行による健康に対する生活の知恵の不足や都市化、工業化による交通事故、公害、労働災害の可能性の高さ、また、管理社会化や競争によるストレスの増加、疎外感の助長等による精神衛生問題も比重を増している。

このように高齢化、都市化などの進行による市民の健康に対する様々な問題に、基本的には市民が「自分の健康は自分で守る」ことを原則に、自治体は幼児から母子・中高年齢者・老人など年齢階層に応じ、市民のライフサイクルごとに木目細かな健康づくりを、家庭・学校・職場・地域ごとに持つ保健機能を生かしながら進めることを目指している。

そのためには、市民一人ひとりが健康に対する正しい認識を深め、家庭、学校、事業所等を通じての保健教育の徹底、健康生活に役立つ資料の提供、施設の整備等を展開することにより、予防を重視した地域での健康診断等の充実が目指されているが、さらに余暇・スポーツレクリエーション活動との連携が必要になってきている。

また、疾病にかかった場合に早期に治療し、速やかに健康を回復するためには、次の「医療」との連携、体系化がめざされており、家庭・学校・職場という市民のそれぞれの生活圏における連携を基礎とした健康の保持増進から疾病の予防・治療、リハビリテーションにいたる一貫した総合的保健医療体制の確立が求められている。

16. 医療

現状認識	人口の高齢化（M・L）
高齢化	疾病構造の変化（L）
疾病構造の変化	モータリゼーションの進展に伴う交通事故をはじめ一般救急患者の増加（L） 高い水準の医療供給の要求（L）
目的	多様化する市民の医療需要に対処し、市民が必要な医療をいつでも安心して受けられる（L・M・L・L・L） 市民が、健康の保持に必要なかつ迅速かつ適切な医療サービスが受けられる（L）
対策	予防から検診、治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した医療供給体制の確立（L・L・M・L・M・L・L・S・M・S） 疾病構造の変化、医療需要の多様化等に対応した医療供給体制のネットワーク整備などを進める（L） 疾病の早期発見、早期治療が重要であり、各種検診体制の充実を図るなど地域医療水準向上の諸施策を推進（S・L・M） 医療需要に対する医療施設の整備・拡充（M） 各医療機関の機能の充実・向上（L） 市内医療資源の有効かつ効率的な活用を図る（L）
救急医療体制	救急医療体制の確立・整備（L・S・S・S・L） 広域的協力のもとに救急医療体制を早期に確立する（S）
診療所	診療所の整備充実を図る（S・S） 一般診療所、歯科診療所の適正な配置（S）
病院の誘致	総合病院の誘致（M・S・M） 公立病院の誘致（L） 専門医院等の絶対数が不足ぎみである医療機関の誘導（M）
医療サービス	医療サービスの向上充実（S・S） 総合的な一貫した医療看護体制づくり（L） 休日・夜間急患診療施設をはじめ、地域医療機関の整備拡充（L）

	・ S)
	広域医療行政の推進 (S・L)
関係機関との連携	高度な保健・医療対策を民間医療機関と連携して進める (M) 医師会等の協力のもとに医療機関の整備を促進 (L・L・S) 医療機関相互の連携を通じて、医療機能の充実をめざす (L) 地域的な適正配置を関係機関の協力のもとで推進 (M)
国への要請	老人医療については、医療制度、財政制度の抜本的な改善を国に要請する (L)

解説 (医療)

人口の高齢化により、有病率の高い高齢者の増加、慢性疾患や精神系疾患等の比較的受療日数の長い疾病構造への変化が生じており、医療需要は今後も増大していく傾向にある。それは単に量的な増加にととまらず、質的にも多様化、高度化している。

しかし現状の医療供給体制の問題点としては、地域間の病院等医療施設配置の不均衡や休日急患診療所の未整備による医療格差が生じており、さらに、市町村圏域でも基幹医療施設の未整備が生じている。一方、医療需要の多様化、高度化によりよく対応するためには、医学の進歩と医療技術の向上にあわせた医療施設の充実が促進される必要がある。

このような医療供給体制の問題点に対して、公的ばかりでなく民間病院を含む医療施設の誘致と適正配置、地域での休日急患診療所の設置促進と救急医療情報システムの一層の整備、また、医療施設への援助・整備及び医療従事者の確保などについて施策が掲げられているが、いま自治体では地域の総合的保健医療システムの構築が目指されている。

その基本的な考え方は、①市民のライフサイクルに応じ、かつライフサイクル間の連続した医療サービスを可能にすること、②またサービス供給がそれぞれの生活圏で安心して受けられ、そして高度で専門的な医療を必要とする市民には、広域的な医療ネットワークにより医療不安のない体制づくりを行うこと、③さらには、保健衛生との連携は勿論のこと福祉、労働、教育、都市計画、環境等の各行政分野との連携、総合性を持った医療サービス供給を行うことである。

すなわち、地域医療体制としての地域内の医療施設間の役割・機能分担を明確にしたネットワークを図り、市民の日常生活圏においてはホームドクター、市町村圏域では基幹医療施設、広域圏においては専門的医療施設などの重層的連携を図り、地域でいつでも安心して必要な医療が受けられ、かつ高度な治療も受けられる仕組みが目指されている。

その意味において県、市町村、医師会等関係機関の連携で、限られた医療資源の効率的な活用が目指されている。

17. 児童福祉

現状認識	<p>行政の福祉施策だけでは充分ではない（L）</p> <p>核家族化、高齢化が進むなかで、社会的弱者が多い（M・L）</p> <p>社会環境の変化は、児童の育成環境を損なってきた。（S）</p> <p>都市化により子供たちが健やかに育つ環境が失われた（L）</p> <p>核家族化現象は、児童福祉施設の整備の必要性を生んでいる（S）</p> <p>地域社会と多くの人々の理解と協力により推進されることが必要（L）</p> <p>家庭で両親の薫陶のもとにあたたかくはぐまれることを基本（M）</p>
目的	<p>こどもたちの自立心が生まれ、のびのびと成長できる環境づくりを進める（L・M）</p> <p>心身ともに健やかな児童を育成する（L・M・S）</p> <p>明るい家庭、地域社会を通じて明るくのびのびと成長する児童の健全育成（L・S・S）</p>
施策	<p>子供どうしの遊びのなかで社会性を身につけるための環境の形成（M）</p> <p>施設や地域社会、家庭が一体となった環境づくり（L）</p> <p>保健、教育分野との関係による、豊かで健康な文化を提供できる条件の整備（L）</p> <p>家庭の養育機能の強化助成を図る（M）</p> <p>家庭を基盤として、学校および地域との連携（L）</p> <p>児童を取り巻く環境を整備し、地域ぐるみで児童の健全育成を図る体制をつくる（L）</p>
施設	<p>施設の整備・充実に努める（L・L・L・M）</p> <p>市民センターを核とし、地区集会所や教育施設を活用する（M）</p> <p>児童の活動の場としての、児童遊園・公園の整備（M・S・S・S・S）</p> <p>児童福祉施設の整備・充実（S・S・S）</p>
相談・指導	<p>生活指導、援護措置を講ずる（S）</p>

保育

育児相談、家庭児童相談機能を高める（L・M）
指導者の確保育成（S）

障害児も含めた全ての要保育児童の入所（M）
適正かつ公正な保育措置に努める（M）
保育内容の充実と施設整備（M・S・L・L・S・S）
地域性に配慮しながら、保育所の建設、民間保育施設の育成助長
に努める（L・M）
保育所、児童館の適切な配置と拡充（S・S・S）

解説（児童福祉）

児童を取り巻く状況は、第一に都市化やコミュニティの崩壊により子供たちが健やかに育つ環境が失われた。それは青空と緑におおわれた広い空間や遊び場の狭小化と喪失、まちの中の子供の消費意欲をそそるモノ、メディアの氾濫、文化を育む施設等の未整備、地域活動を通じた子供や親同士の連帯の欠落が生じている。第二に核家族化などによる家庭における養育機能の低下、家庭崩壊によって養護を必要とする子供の増加などの問題が生じている。

また、心身障害児とその家族への施策もまだ充分とはいえない状況であり、心身障害児が健康に育ち、家族の負担が少しでも軽減されるような環境づくりも求められている。

したがって、児童福祉は保健衛生・医療、教育、都市計画等と密接に関連しており、「福祉行政」のアプローチだけでは実効性が期待できないといえる。

現在、自治体が児童福祉として提起しているのは、地域社会の人々の支え、社会的連帯のもとに学習し、養育される地域社会づくりであり、児童の活動の場としての、児童遊園・公園の整備など遊べる公共空間の確保、創造性と文化を育む子供のための拠点づくり、などが求められている。

保育需要については、保育所の整備と地域的配置の均衡化、老朽園舎の改善や保育内容の充実、要保護児童の増加と問題の重層化に対しては専門的、総合的な相談指導体制の確立や施設、制度の拡充が現在の課題になっている。

心身障害児については地域療育ができるよう通園施設の内容を見直して専門的スタッフ機能の充実した地域療育センターへの転換、在宅児に対する地域ケアの充実、といったことがあげられている。

18. 母子・父子福祉

目的	損なわれがちな家庭機能の補完 (M) 必要な援助を市民とともに推進 (L・M・S・L) 母子家庭の生活の安定、向上 (L・L・S・S・M・M) 母子・父子所帯が健康で安定した生活が送れるよう (S・S・M・S)
対策 貸付	各種貸付制度の強化・充実を関係機関に要望する (S・S・M)
保育・養育	児童の保育育成対策の推進 (S) 児童養育援助 (S)
就労	就労のあっせん・促進 (L・M) 技術習得による就労の促進をはかる (L)
施設	保育所・児童館の適切な配置 (S)
相談・指導	生活指導、相談体制の強化 (L・L・M・S・S・S) 職業・生活指導の充実 (S・S) 母子相談室・相談員の拡充 (S)

解説 (母子・父子福祉)

母子・父子家庭が生じる原因は、従来の死別から現在は離別に変化し、また、若年化の傾向が生じていることから今後増大していくことが予想されている。

母子・父子家庭の特徴としては、一般的に経済的機能の不十分さと片親だけの家族構成から生じる養育機能の弱さがあるといわれている。

そのため、自治体においては第一に母子・父子家庭の経済的自立を促進する施策として、就業指導と相談機能の充実と自立のための貸付金制度の充実、第二に児童の健全な発達のために保育、養育への支援体制の整備と留守家庭児童となりやすい児童への学童保育や親が病気にかかった場合等のホームヘルパーの派遣など、第三に住生活が一時的に困難な母子・父子家庭に対しては、生活を営むことのできる母子寮・父子寮などの施設の整備、第四に母子家庭については国の政策・制度が不十分ながらも講ぜられているが、父子家庭には、現在のところ具体的な政策・制度はないといつてよいので、父子家庭への法的援護の整備の国への要請、等が課題となっている。

19. 老人福祉

現状認識	<p>高齢化社会の進行 (M・M・S)</p> <p>高齢化社会への対応 (L・L)</p>
考え方	<p>老人が安定した生活と社会の一員としての積極的な活動をとおし て、明るく生きがいのある文化的生活を送れるため (L)</p>
方向	<p>生きがい</p> <p>心豊かに健康で生きがいを感じる生活 (M・L・L・S・L・S・ S・S・S・S・M・S・S・S)</p> <p>社会参加の面で生きがいと自立を基本とした生活が営めるよう につとめる (L)</p> <p>生きがいを趣味の領域にとどめないで、地域社会に生かすよう体制 を整備する (S)</p>
方策	<p>生計援助、医療、余暇利用、就労対策の推進に努める (L)</p> <p>独居老人世帯に対しては、地域福祉を基本とする総合的な福祉的手 当の充実 (M)</p> <p>家庭の介護機能の補完 (M)</p> <p>幅広い生きがい対策の推進 (L)</p> <p>中・高齢者就業の促進、新しい福祉体系の構築等を図る (L)</p> <p>健康づくり、文化環境づくりに資する各種施策、施設の整備等につ いて総合的な対応を進める (L)</p> <p>老人が孤独に陥ることなく幸せな生活が送れるように努める (L)</p> <p>活動の場の整備・充実、生きがい対策の強化 (S)</p> <p>要援護老人に対するきめ細かいサービスの充実 (S)</p> <p>自らの努力によりシルバーパワーを発揮できる生きがいのある生 活の確保 (L)</p> <p>豊かな知識や経験を生かす就労、奉仕活動を促進 (L)</p>
在宅サービス	<p>在宅福祉サービスの充実 (M・L・L・S)</p> <p>寝たきり老人、独居老人の在宅サービス (S)</p> <p>家庭奉仕員の派遣制度を充実強化 (在宅介護老人対策) (S・S ・S・S)</p> <p>家庭介護諸施策の充実 (L)</p>

生きがい	地域活動への参加、教養の向上、余暇活動の場づくり、団体育成 (L・M) 生活指導、援護措置、生きがい対策を講ずる (S) 老人クラブの活動助長 (S)
就労	勤労意欲の高い高齢者に就業機会の提供 (M) 就労・奉仕その他の社会活動への参加の促進 (L)
施設	老人医療を考慮した総合保健センター構想の検討 (M) 休養施設などの施設整備 (L) 老人憩いの家等集会施設の建設 (S・S) 福祉電話 (S) 老人福祉施設の整備 (L)
健康・医療	医療費の助成 (L) 健康検診、健康相談の充実 (M・L・S)
制度の改善	保健医療や年金制度の充実 (L) 各種手当の適正化を図る (S)
市民との関わり	敬老・相互援助精神の高揚を図る (L) ボランティア活動の育成 (L・L) 青年層との交流 (S) 老人を敬愛する心をはぐくむように啓発運動を展開 (L・L)

解説 (老人福祉)

高齢化の進行に伴い、老人を取り巻く環境は年金、医療、住宅、就労、福祉サービスとの関わりにおいて厳しい状況にある。このような状況において老人が安心して社会活動を営み、次代を担う人々のために役立ちうるような生活基盤づくりが求められている。

そのためには、現状老人の半数以上が健康に不安を感じている状況において、老化に伴う心身の機能の低下を防ぎ、疾病の慢性化の予防が必要である。また、人生80年時代において余暇、自由時間の増大の中で老後をどう過ごすかは社会にとって大きな問題となっているが、社会的、精神的孤独感に陥らずに生きがいのある生活、就労の場の確保、老人クラブなどへの参加、家族との団欒を可能とする住生活をどう保障していくかが大切である。

また、ねたきり老人への福祉サービスの充実は、単に老人のみを対象とするのではなく核家族化の進行、あるいは女性の社会参加の増大という社会変化のなかで生じている家庭の過重な負担、家族機能の低下との関連において捉えられねばならない。つまり、さまざまな老人の生活形態に対応した福祉サービス、施設サービスの質的、量的整備が求められている。つまり、単に社会保障制度や福祉行政だけの課題としてではなく、産業構造、就業構造等社会全体として総合的に対処していくことが求められているのである。

このように老人福祉に対する概念の転換を受けて、老人福祉は生涯を通じた生活の安定と生きがいの確保が中心となったライフサイクルに応じた総合的な対応が必要となり、施策相互間の有機的連携、体系化が模索されはじめている。

現状の自治体の施策としては、まず、老人の健康保持や疾病の予防にむけたスポーツなどの環境、施設づくりの充実や疾病の予防と早期発見・早期治療のためにも総合保険医療システムの充実と医療体制の整備が掲げられている。

また、高齢者の能力と希望に応じ、かつ長年培ってきた知識・技能・経験を活かす雇用の場の確保、相談・指導の充実、能力再開発訓練の充実するとともに老人クラブなどの地域活動の環境づくり、施設整備が必要になっている。

次に老人にとって住みよい住環境のとして、老夫婦、単身、多世代という老人の生活形態に応じた住宅政策の整備や補助制度の拡充が必要である。

ねたきりやひとり暮らし老人への援護については本人や家族を含み在宅・施設サービスの質的・量的充実を図り提供していくこと、またボランティア活動による協力体制を活用していくこと、あわせて基礎的な生活保障としての年金制度の一層の充実や高齢者に対する税の優遇措置の拡大が必要であり、国に対して制度の充実を要請していくことがあげられている。

20. 低所得者福祉

現状認識	ボーダーライン層が相当数ある（S）
目的	経済的自立に困難をかかえる市民の健康で文化的な生活の保障（L・M） 健康で文化的な生活の保障と自立助長（L・M・L） 低所得者の自立と能力発揮（L・L・S・S・S・S）
対策	低所得者福祉の充実（S・M） 適切な援護活動、指導（S・S） 生活保護の生活相談機能や運用面の充実（L・M） 自立対策として公営住宅の整備（L）
相談	適切な生活指導・生活相談を充実（M・L・M・S） 民生委員の活動強化（S）
資金援助	諸貸付施策の充実（L・M・S・S）
制度	所得、医療等の制度的保障（L）
関係機関	関係機関の協力を得て、相談指導する（S・S・S） 年金制度等各種制度の充実を国、県に要請する（L・S・S） 社会福祉協議会の拡充（S）

解説（低所得者福祉）

国民皆保険、皆年金制度の確立と公的扶助である生活保護制度などにより、経済的弱者に対する政策はかなり改善がみられてきた。しかし、豊かな社会の中で疾病、心身障害、離別、高齢化などの要因によって十分な所得を得られない所帯が少なからず存在している。

これら経済的不十分さが家庭の経済的機能以外の他の要因と結びついている場合には、他の福祉施策（老人、障害者等）や医療などとの連携、社会福祉協議会や民生委員の活動の強化などによる生活相談・指導等が将来の自立にむけて必要であるが、経済的側面に限って言えば、自治体は経済的自立を支援する貸付金などの経済的援助の一層の充実と就業の促進を関係機関と連携しながら進めることが重要である。また、生活保護の給付水準の引き上げを国に要請していくことが求められている。

2 1. 障害者福祉

現状認識	高齢化、核家族化が進むなかで、心身障害者など社会的弱者が増える（L・M） 障害者のニーズは多種多様である（M）
目的	自立と社会参加を進め生きがいのある生活権の確立をめざす（M） 障害者が積極的に社会参加ができる（L・S・L・L） 基本的な生活権の拡大と社会参加の機会が得られる（M・S） 社会参加の意欲のある障害者が能力や事情に応じた職や役割を担える（L・S） 障害者の程度に応じた授産体系等を基礎として、地域社会のなかで安定した生活を営み、積極的な社会参加ができるように（L） すべての障害者が一般社会人として安定した生活を営むことができる社会環境づくり（L・S・L・M・M・S・L）
方策	一貫性のある総合的な障害者福祉の充実をはかる（M・S・M・S・M・L・S） 健全者と障害者がともに生きることのできるまちづくりの推進（L・S） 生涯授産構想の推進をはじめ、医療、教育、福祉各施策の体系化と都市施設の整備などを進める（L） 心身障害の発生予防、早期発見、機能回復に努める（L・S・L） 治療、訓練、教育、職業等の一貫したシステムによる施策を推進する（L・L） 自分の能力を生かし、安心して市民生活や社会活動が営める環境の整備（L）
療育	障害児の早期発見・療育指導などができる体制の充実（L） 知識の啓蒙、教育の徹底、早期発見、早期療育（L）
施設	福祉的配慮を有した、開かれた都市構造の整備に努める（M） 環境整備の推進（M・L・M） 福祉施設の整備充実に努める（L・S） 教育・学習・通園・通学施設等の拡充（L）

	援護施設の整備（L）
在宅サービス	在宅サービスを行う（S）
手当	特に重度重複障害者のための福祉的手当の充実に努める（M・M）
就労・訓練	雇用機会の拡大を図る（L） 訓練事業の強化（S） 機能回復訓練、就労機会の提供の充実（M）
関係機関	国、県への積極的な働きかけを行う（L） 民間社会福祉活動との連携（L） 援助・指導の拡充（M）

解説（障害者福祉）

現在、健常者も障害者もともにいきいきと暮らせる福祉社会づくりが求められているが、障害（児）者についてみると、施設・在宅福祉サービスの提供システム、安心して生活、活動できる環境、労働等の社会参加機会の確保などについてもまだ十分とはいえない。

障害発生の予防・発見・軽減については、検診の徹底、保健指導の充実に向け福祉機関と保健所、医療機関等の連携による一貫した体制づくりと、労働災害、交通事故等に対する健康管理と安全対策が進められている。

次に心身障害児の療育については、地域療育システムの確立のため総合的評価、指導、治療、リハビリテーションまでを行う地域センターの整備や地域での早期療育・訓練を一層充実する必要がある。また、施設間のネットワーク化と地域住民やボランティアの協力が求められている。

障害者の就労の道は極めて狭いが、職業リハビリテーションにより障害の種類と程度に応じた就業の機会の確保が必要である。しかし、雇用機会を得ることが困難な者にも、適性と能力に応じ地域福祉の視点に立った福祉的就労施設の整備が必要となっている。

一方、核家族化の進行のなかで障害者及び介護者の高齢化は、障害者の在宅生活に困難を生じている。したがって、障害者の地域生活を補完していくためには、介護を補完するため緊急一時介護などの在宅援護と施設サービスの充実が求められている。

障害者が積極的に社会参加できるためには、生活環境の改善が必要であり、安全・快適・自由に社会参加できる生活空間の確保のため、住宅、都市施設、交通手段等を整備することが必要である。またリハビリテーション効果も大きい余暇・スポーツ、文化等の活動の促進が必要である。同時に、福祉の環境づくりとして家庭、学校、職場、地域における福祉教育を推進することも大事である。

22. 消費者保護

現状認識	<p>商品及び流通機構の多種多様化 (M)</p> <p>消費生活のうえでさまざまな問題 (M)</p> <p>危険、悪質な商品の氾濫 (L)</p> <p>高度経済成長を背景に市民の消費生活の向上 (L・M・L)</p> <p>商品・サービスについて十分な知識と判断力をもって選択することが困難となっている (L)</p> <p>消費者の安全性に対する不安 (L)</p>
目的	<p>市民の安定した豊かな生活を築く (L・M・S・S・S・L・M)</p> <p>消費者の社会的な力を強め、消費者の権利を確立する (L)</p>
考え方	<p>賢い消費者となるための教育と啓蒙活動を中心 (M)</p> <p>市民、消費者団体、業界相互の連携と協調を深める (M・L)</p> <p>安全で豊かな生活を実現するために消費者主権の確立 (L・L・M)</p> <p>住民が安心して豊かな日常生活を営むためには、その基礎である消費生活の安定が重要な要件 (S)</p>
対策 教育・啓発	<p>消費者の保護と意識の啓発 (L・M・S・L・M・S)</p> <p>消費者モニター制度の充実 (S・M)</p> <p>消費生活情報の提供、生活物資の安定供給、食品衛生対策等消費者保護の充実を図る (L・S)</p> <p>消費者教育の充実・消費知識の普及、情報・資料の提供 (L・S・M・S・S・S・M・L・L・L・M・L・S・S・S)</p> <p>講座、懇談会、消費生活展の実施 (M)</p>
相談	<p>苦情処理、相談体制を確立 (L・L・L・L)</p>
消費者運動	<p>消費生活運動を積極的に助長 (L)</p> <p>消費者団体の育成 (M)</p> <p>自主的な消費者活動の育成 (L・M)</p>
生産物の地域流通	<p>地場生産物の市内流通促進による物価安定と物資の安定供給 (M)</p>

解説（消費者保護）

商品及び流通機構の多種多様化に伴い、消費生活の上で商品の安全性や契約等に関する様々な問題が発生している。このため、消費者の社会的な力を強め、消費者の権利を確立することを基本に消費者行政の推進をはかることが必要になっている。

まず、企業と消費者との調整的役割として商品の適正な取引条件を保障するために、各種消費者保護基準の遵守徹底を図るとともに、新しい事態に対応した基準の設定、消費者保護協定の積極的な展開を求められている。また、消費者自身の知識、経験では十分な対応できない場面の増加に対して、随時、適切な判断がくだせるよう行政が的確な消費生活情報を提供していくことが、ますます重要な課題となっている。

自治体では、消費者自身が適切な対応を図れるように消費生活情報の提供を充実するとともに、学習機会の提供、商品の性能等に関する情報や物価情報など、消費生活情報の収集・分析・提供機能の充実を図っている。

生活物資の安定供給に関しては、生鮮食料品等の消費生活物資の安定供給に努めるため生産者直売奨励、秋・冬期主要野菜安定供給事業を実施し、地場生産・消費の連環が試みられている。一方、より安定的、適正な生産・流通システムを求める消費者の活動も活発化している。

消費者問題は、主体者としての市民自らが行動し、解決する事例も少なくない。また、当事者である消費者の日常的な活動が、問題の発生を未然に防止し、初期の段階で抑えることを可能とする。したがって、現状における生活構造の見直し、消費者運動への参加など行動する消費者への転換が求められているといえる。そのために、自治体では、自主的な消費者活動の育成、消費者の組織化への援助等健全な消費者運動の推進を図るための条件整備を進めている。

23. 地域福祉

現状	人口の高齢化、核家族化の進行、価値観の多様化（M） 福祉に対する需要の増大（M） 人口構造の高齢化、核家族化の進行など社会構造の変動に伴い、 地域福祉の需要が増大し、内容も複雑・多様化する（L・L） 核家族化の進行、高齢人口の増加など福祉行政の役割はますます 増大している（M）
考え方	社会参加できるような地域社会、心のふれあう福祉社会を家庭、 地域、行政が一体となって創造することが求められている（M） 町民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手である（M） 市民一人ひとりの主体的活動を通して心のかよいあう人間関係を 築く（L・L） 近隣住民相互の思いやりと深い理解に基づく（S） 在宅福祉サービスの充実をはかることを福祉施策の主眼とする （L・L） 行政中心、施設サービス中心の福祉ばかりではなく、家庭や地域 を基盤とした地域福祉も重視する（L・L） 行政施策と市民の福祉諸活動との相互連携（L） 市民の自発的な福祉活動への参加の推進（L・M） 地域ぐるみの福祉活動を推進する（S・L） 相談・指導および家庭援護サービスを充実（L） 家庭介護機能のかん養とコミュニティケアの増進（L）
目的	すべての市民が生涯にわたってゆとりと生きがいに満ち、安心して 暮らせるよう、あたたかい連帯感のある福祉社会の形成（L・ S・M・M） 市民がそれぞれの立場や世代の違いをこえて円滑に相互扶助、交 流しあえる（L・S・S） 社会的ハンディキャップを負った市民を理解し、育くみあう地域 福祉社会の確立（M） 社会的ハンディキャップを負った市民が自立し生活していく環境 の形成（M・L・S）

対策	<p>福祉活動への自主的な参加を促進 (M)</p> <p>ボランティア活動の育成・促進 (S・M・L・S・S)</p> <p>ハンディキャップを負っている人々の自立に配慮した地域環境整備 (M)</p> <p>社会的ハンディキャップを負った市民の自立に配慮した都市施設の整備 (M)</p> <p>総合的な福祉施策の展開 (L)</p> <p>総合的な福祉サービス体制の確立 (M)</p> <p>地域を基盤とする福祉サービスの充実 (L)</p> <p>福祉諸施設の充実 (S)</p> <p>合意形成や施設機能のあり方等を見直し、高齢化社会に対応した新しい社会システムの確立に努める (L)</p> <p>市民一人ひとりの地域参加を促すための拠点づくり、さまざまな市民施設のネットワーク整備などの基盤形成 (L)</p> <p>住民による自主管理の促進や地域活動団体の活性化等、側面的条件整備を進める (L)</p> <p>住民の自主的な参加を基盤として地域の実情にあった福祉活動の展開に努める (S・M)</p>
手段	<p>国・県・市・市民それぞれの責任分野の明確化、相互の連携と協力 (L)</p> <p>市民および国・県・市の連携のもとで総合的かつ一貫性のある福祉対策の樹立 (M)</p> <p>福祉に関する知識・情報の普及 (M)</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等市民の協力と国・県・市・民間相互の連携を密にしながら、総合的な社会福祉の推進 (M)</p> <p>福祉行動計画を策定する (S)</p>
施設	<p>社会福祉施設の整備 (M・M・S)</p> <p>社会福祉センターの充実 (S)</p> <p>福祉会館の整備充実 (S)</p>
団体	<p>福祉団体の充実、施設の社会化の推進 (L・M)</p> <p>社会福祉協議会の強化充実 (S・S・S・S・S)</p>

解説（地域福祉）

こども、老人、障害者を含めたすべての人々が、生涯にわたってゆとりと生きがいに満ち、安心して暮らせる、あたたかい連帯感のある地域社会をつくることが地域の目標である。しかし、高齢化社会の到来を控えながらもその環境づくりは十分ではない。

真の福祉社会の形成は行政の努力とともに住民一人ひとりの主体的参加と活動が必要であり、住民と行政の協働作業といえ、従来の社会保障、公的扶助、金銭給付、施設サービス中心の福祉ではなく、家庭や地域を基盤とした地域福祉が重視されてきているといえる。したがって、住民が主体的に参画し、活動することのできる条件整備と、人材の発掘・養成、団体活動の活性化のための育成・援助、福祉の意識づくりが計画的・継続的に展開されることが重要となっている。

そのため自治体では、ボランティアセンターなどを中心に福祉に関する情報の収集・提供機能を充実し、福祉への理解と活動への参加を促進するとともに、家庭・学校・地域等で福祉の意識づくり（福祉教育）を進め、こどもの頃からの福祉体験による福祉思想に富む社会環境づくりを進められている。

ボランティアの養成と活動充実のため、地域活動の中心となるような人材を発掘・養成するとともに住民のなかに市民的なシステムの形成と地域ネットワーク化を図る必要がある。また、市民が地域活動を積極的に展開できるように、市民の自主的な管理運営による地域活動の拠点施設が必要であり、その整備が求められている。

地域福祉の展開は地域内の各種団体との協働が重要であるが、その活性化に向けて社会福祉協議会をはじめ地域団体の活動の援助・育成を図り、様々なグループが地域活動に参加できる機会の確保を行う必要がある。

地域福祉の充実については、社会福祉の機関、施設の有機的結合と専門性を充実させるとともに、施設の専門的機能を広く地域社会に開放、活用すること、また市民施設との有機的結合を図ることが必要である。そのことによって、市民による福祉サービスと公的福祉サービスの連携が可能になるといえる。

24. 国民健康保険

現状認識	保険給付費の増大が著しく、一般会計からの繰り入れ金により保険財政を維持するに至っており、町の財政に及ぼす影響は深刻である（S）
考え方	地域における医療保険として市民の健康増進に大きく寄与し、最も医療を必要とする人たちが多いのが国民健康保険である（L）
目的	住民の健康保持および増進をはかる（M・S） 適正な費用負担のもとで国民健康保険の公平な給付水準を維持する（M） 適正な保険給付の充実と保険財政の健全化（L）
方策	医療費の高騰を押さえる（M） 適正な費用負担と公平な給付（L） 医療費の削減に努める（S） 給付内容の向上をはかる（L・S・S・S）
財政健全化	国民健康保険事業の健全な運営をはかる（S） 国民健康保険の財政の健全化（L・M・M・M・M・S・S・S・S・S・S） 国民健康保険事業の充実及び健全財政の維持（M・M）
施設	保健施設の整備充実（S）
健康づくり	市民の健康づくりを推進する（M） 住民の健康管理体制の強化（S） 適正受診思想の普及（S）
国庫負担金	国庫負担金の改善を関係機関に要請する（S） 保険制度の改善につとめる（L）

解説（国民健康保険）

国民健康保険は、職域を対象とする健康保険や各種共済組合の被保険者及び被扶養者以外の地域住民を対象とする地域保険として、医療保険制度の基盤的役割を果たしている。国民健康保険は、昭和33年の国民皆保険を目指した全面改正により、市町村に事業の実施事務が課せられた。その後、41年度には定率4割の国庫負担が実現され、43年には世帯員も含め7割給付となり、48年に高額療養費制度も発足した。

58年に医療保険各制度間の老人医療費負担の不均衡を解消し、老人の医療と保健事業を総合的に推進することを目的とした老人保健制度が実施され、老人に対する医療の給付は、国民健康保険から切り離された。それによって国民健康保険財政は若干の改善が図られるようになったが、高齢者が多いという国民健康保険の構造的要因や増高する医療費等の影響により、依然として不安定な状況がある。

また、59年には国民健康保険の中に退職者医療制度が創設された。この制度は、国民健康保険の負担増は生じないとされたが、退職被保険者等が当初の見込みを下回ったために、制度創設見合いで実施された国庫負担率の大幅な引き下げもあって、国民健康保険財政はかつてない急激かつ巨額の負担を強いられることとなり、今後の健全な事業運営に大きな障害を来すとされている。

現在のところ自治体の国民健康保険財政は、表面上は黒字の決算基調であるものの、それは退職者医療制度実施による急激な財政的影響を緩和するための一般会計からの繰り入れ金などの大幅な補填による結果である。したがって、健康管理体制等の充実による住民の健康保持増進によって医療費の高騰を抑制するとともに、保険者である自治体の財政健全化努力が要請されている。

25. 国民年金

現状認識	国民年金制度は、拠出年金の支給開始により定着化の傾向（S） 強制加入者のうち一部未加入者がある（S）
目的	今後の高齢化社会に備え、すべての市民が老後の生活に不安のない経済的基盤の形成（L・M・S） 年金受給権の確保に努める（M・S）
方針	加入促進 国民年金の加入促進、給付の充実・強化（L） 広報・相談業務を充実させ、加入の促進、普及を図る（L・M・M・S・S）
	制度の周知 制度の周知徹底を図る（S・S・S・S）
	制度の充実 年金制度の充実を国に要請する（M・M・S・S・S） 年金制度の改善を国、県に要請する（L・L）
	事務 年金事務の電算化推進（S）

解説（国民年金）

国民年金制度は拠出制を基本としているが、制度の発足時に既に高齢であった人々などを対象とした無拠出制の福祉年金がこれを補う形をとってきた。現在、拠出年金の支給開始により制度は定着化をみているが、人生80年時代といわれる高齢化社会の到来を迎え、老後生活の支柱となる公的年金制度の役割はますます重要になっている。

年金制度については昭和61年の大改正により、世代内、世代間の公平な負担、適正な給付を行い、長期的に安定した運営を図るために、被用者年金制度と国民年金制度を再編成し、国民年金が全国民共通の基礎年金を支給する公的年金制度の基礎となるように改正された。その意味で老後においてすべての市民が年金を受けられ安定した生活を営めるよう、未加入防止が重要であり、年金制度の周知が自治体では行われている。

また、年金には物価スライド制が引かれ、前年度または前回改定後の全国消費者物価指数が5%以上変動した場合に自動的に改定されることになっているが、年金額自体が必ずしも十分ではないといえ、より一層の制度の充実が国に対して要望されている。

26. 交通安全

現状・将来予測	<p>交通量の増加 (M)</p> <p>モータリゼーションの進展 (L・M)</p> <p>通過交通量が多い (S)</p> <p>自転車利用の急増 (L)</p> <p>自動二輪車の急増で、交通事情は深刻化している (M)</p> <p>交通事故の多発 (L)</p> <p>週末の観光客による交通渋滞が発生している (S)</p> <p>交通事故の危険により生命の安全を日常的におびやかされている (M)</p> <p>交通事故の危険が増大 (L・M・M)</p> <p>自動車公害が激化する (S)</p>
目的	住民の安全な生活の確保 (S・L)
方針	<p>人間優先の理念 (S・S・M・L)</p> <p>歩行者や自転車の安全、交通事故の防止 (L)</p> <p>歩行者保護を重点にする (S・M)</p> <p>人と車の分離が基本 (M)</p> <p>総合的な交通安全対策 (M)</p> <p>交通安全の推進 (M)</p> <p>事故発生の危険を排除する (S)</p> <p>スクールゾーン内の交通安全を確保する (S)</p>
対応策	
交通規制	<p>生活道路の交通規制 (S・M・L)</p> <p>交通規制の適正化 (S・S)</p> <p>観光シーズンにおける交通規制 (M)</p> <p>観光道路と地区内道路の分離 (S)</p> <p>住宅地内の通過交通を極力排除する (L)</p>
安全教育	<p>交通安全思想の徹底、普及 (S・S・S・M)</p> <p>交通安全教育の充実 (L・L・L・M・M・S・S・S・S)</p> <p>住民の交通安全意識の高揚 (S・S・S・S・S・M・L・L)</p> <p>学校、職場、地域に根ざした交通安全推進運動の積極的展開 (L)</p>

安全対策 施設	<p>道路交通環境に即した交通安全施設の整備拡充（S・S・S・S・S・S・S・S・M・M・M・M・L・L・L）</p> <p>危険箇所の交通安全施設の設置（M）</p> <p>交通公園を充実（M）</p> <p>歩車道の分離を主体とした利便性ある交通安全施設の整備（L）</p> <p>生活道路は、改良・整備を促進し歩行者の利便と安全性の確保に努める（L・L）</p> <p>通学路の安全性の確保対策（M）</p> <p>交通安全指導體制の充実（S・L）</p> <p>交通安全組織の強化（S・M）</p>
道路整備	<p>道路整備（S）</p> <p>幹線道路の改良（S）</p> <p>車歩道の分離（S）</p> <p>バイパスの設置（S）</p>
被害者救済	<p>交通事故被害者の救済（L）</p>

解説（交通安全）

交通量の増大、モータリゼーションの進行、加えて二輪車の急増により、県内の交通事故は、発生件数、死者数とも毎年増加している。

このような状況のなか、人命尊重を基本として、住民の安全を守り、安全を確保する総合的な交通安全対策が必要とされている。

具体的な対応としては、市民の安全が最大の命題であることから、車歩道の分離や歩行者道、特に通学路の安全施設を設けるなど交通安全施設の整備に力を入れる自治体が多い。あわせて、交通規制と住民に対する交通安全教育がおこなわれている。

27. 防犯

現状	過密化が進み犯罪の危険は増大（L） 都市化により、地域住民の連帯意識が希薄化し、犯罪の抑止力を低下させている（L） 犯罪の発生件数は減少傾向にある（S）
方針	犯罪のない明るいまちづくり（L・S） 犯罪の未然防止を図る（L・M） 犯罪を生まない地域環境づくり（S） 地域ぐるみの防犯体制の確立（M） 防犯施策の充実、強化（L・M・S） 自主防犯活動の活発化を図る（L） 青少年の非行化を防止していく（S）
対策	
防犯施設	防犯施設の改良、整備（S・S） 防犯灯の整備（M・S）
指導	防犯指導体制の充実（L）
警察等関係機関	防犯関係機関の協力を得て、思想普及の徹底を図る（S） 地域住民ならびに各種機関と連携し防犯協力体制を充実（S・L） 警察との治安活動への協力体制強化（S） 警察署、派出所の設置を要望（M・M・M・S） 機動力の拡充強化、警察官の増員、派遣等の促進（S・M） 警察力の増強を県に働きかける（L）
警備体制	警備体制の強化を図る（S）
防犯組織	防犯協会の組織の充実を図る（S） 地域防犯組織の育成、整備（S・S・S） 防犯協力体制の充実（M） 防犯体制の推進（M）

市民とのかかわり	防犯活動の充実（M） 地域組織との協力体制を緊密にする（L） 住民総ぐるみの防犯協力体制を充実（S・M）
防犯思想	防犯思想の高揚、普及（S・S・S・S・S・M・M・M・M・L）

解説（防犯）

犯罪の発生件数は、県内で年間10万件をこえ、ここ2、3年は横バイ傾向にあるものの、犯罪の悪質・巧妙化、広域・スピード化が進んでいる。加えて都市化により地域住民の連帯意識が希薄化し、犯罪の抑止力を低下させている。

地域の防犯体制を確立するため、警察署、派出所の設置を県に要望するほか、地域では防犯灯をはじめとする防犯施設の整備につとめ、防犯関係機関との協力体制を充実すべく努力がなされている。

また、犯罪を生まない地域環境をつくりだすため、青少年の非行防止、防犯組織の育成、住民の防犯意識の普及・向上への取り組みがおこなわれている。

28. 公害

現状・将来	<p>都市化の進展や工業化の進行にともなう公害の発生（L）</p> <p>人口の増加、産業の集積、消費生活の向上、生活様式の変化（M）</p> <p>都市化の進展と生活様式の変化により様々な公害の要因が生まれる（M）</p> <p>都市公害が増加し、かつ多様化の傾向にある（L）</p> <p>高度経済成長期に自然環境の破壊や汚染が進む（L）</p> <p>生活環境の上で多くの問題が生じる（L）</p> <p>市民生活を根底からおびやかす公害（L）</p> <p>市民一人一人が力をあわせないと公害のないまちはできない（M）</p>
目的	<p>健康な生活をするためきれいで公害のない環境をつくる（L）</p> <p>自然に恵まれた快適な環境を保全する（L）</p> <p>環境保全の優位性を基調とする（M）</p> <p>市民の居住環境と調和する公害のない合理的な生産環境の形成（M）</p> <p>良好な自然環境の保全、快適な生活環境のなかでの市民生活（M・L）</p> <p>良好な環境水準の維持向上（L）</p> <p>環境の浄化と周辺住宅地との調和（L）</p>
方針	<p>産業公害については企業責任の明確化をはかる（L）</p> <p>環境保全の思想の普及と環境浄化活動の実践化（L）</p>
公害防止	<p>公害防止の推進（M）</p> <p>公害の積極的防止の推進（L）</p> <p>公害発生の未然防止（S・M・L・L）</p> <p>公害対策の推進（S）</p> <p>大気、水質、騒音等の公害を防止する（M）</p> <p>騒音、振動、悪臭等の防止策を推進する（S）</p>

対策

環境整備	自然と調和した居住環境の整備（S） 条件整備に努める（L）
土地利用	土地利用の純化に努める（M・L・L） 適切な土地利用（M） 既存住居系用地に混在する工業の集団化（M・M・L） 工場の団地化を図り、公害の未然防止に努める（S） 工業用地の緑化とオープンスペースの適正な確保（M） 工場緑化を促進（L） 緩衝緑地の設置に努める（L） 住工混在の解消（M・L）
発生源	あらゆる公害発生源の排除に努める（L） 発生源に対する行政指導の強化を図る（S） 発生源に対する事前規制の徹底を図る（M） 公害発生源に対する規制の徹底と指導の強化・監視体制の充実（M・L） 指導を強める（S） 指導・規制を強化する（L・S） 公害発生源の規制（M） 大気汚染、水質汚濁など公害発生源の監視強化（L・L） 監視体制の強化（S・S）
施設	生活環境施設の整備をすすめる（L） 畜産廃棄物は、処理場の建設で対応する（S）
環境行政	環境アセスメントについて制度化の検討を行う（L） 諸公害法令及び県公害防止条例に即した対策を推進する（M） 未然防止をめぐとした指導型行政に努める（L）
指導・相談	市民や事業者に対する指導・相談の充実（M・L） 苦情処理体制の確立（L）

排水	生活雑排水の河川流入対策（S） 上水道源への雑排水の流入防止（S）
測定	測定、分析機能を充実し、防止対策を有効適切に推進（L）
意識啓発	公害防止の必要性の啓蒙（M） 公害防止思想の高揚に努める（S・M・M） 地域における市民相互の理解と協調による公害防除意識の高揚に努める（L） 市民ぐるみの「クリーンアップ」運動（M）

解説（公害）

高度経済成長期には、自然環境の破壊や汚染が進み、自治体は国に先がけ環境保全のためのさまざまな施策をおこなってきたが、近年では都市化の進展、産業の集積、生活様式の変化等により公害は多様化の傾向にある。県内においては、大気や水質などで環境基準を未達成の項目がある。

公害は住民の生活を根底からおびやかすものであり、良好な自然を保全し、快適な生活環境のなかで住民生活が送れるよう対策を講ずる必要がある。

無秩序な土地利用による住工混在地区の存在は、居住環境の悪化をもたらしている。工場の団地化等による土地利用の純化がはかられているほか、工場敷地内の緑化、緩衝緑地の設置などの取り組みがみられる。

また、公害を未然に防止するために発生源に対する規制の徹底と指導の強化、監視体制の充実にも力が入れている。環境アセスメント制度の検討をおこなっている自治体もみられる。

一方、昨今では、生活雑排水がもたらす水質汚濁が問題になっており、事業者への意識啓発と並んで住民の公害防止思想の高揚も必要とされている。

29. 消防

現状・将来	<p>これからの都市災害は、都市化の進行により、広域的、複合的なかたちで発生する（L）</p> <p>消防の手が届きにくい地区がある（L）</p> <p>電気・石油製品の普及のもとで、災害原因の複雑多様化（M）</p> <p>常備消防なし（S）</p>
方針	<p>市民の生命と財産を守る（L・L・M・M・M・S）</p> <p>安全な日常生活の確保（S）</p> <p>市民の生命と財産を守り安全な日常生活が営めるよう（L）</p> <p>災害から町民の生命財産をまもる（M）</p> <p>都市としての安全性を高め、安心して暮らせるまちづくりをすすめる（M・L）</p>
消防団	<p>消防団の重要性の認識（S）</p> <p>消防団の組織、教養など育成・強化を図る（S）</p> <p>消防団組織、施設及び設備の整備の強化（S・S）</p>
体制	<p>安全体制の体系化、組織化を図る（L）</p> <p>消防体制の充実（S）</p> <p>消防体制の充実・強化に努める（L・L・M・M・M・S）</p> <p>消防組織の充実（M・S・S）</p> <p>準防火地域指定の拡大（M）</p>
施設	<p>消防署の改築、消防水利施設の整備（M）</p> <p>消防署・団を有機的に結合する（S）</p> <p>消防施設の整備（L・M・M）</p>
消防力	<p>市街地の拡大に対応した消防力の機動性の充実（M）</p> <p>消防水利の充実（M・S）</p> <p>消防力の整備増強（L・M・S）</p> <p>消防力の充実（M・S）</p> <p>消防力の整備・拡充の推進（L・S・S）</p> <p>消防力の充実、予防行政の推進（L・M・M・S）</p>

	消防力の強化 (M)
避難	避難誘導を行う災害無線網の整備 (S) 避難場所の確保 (S)
広域体制	広域消防常備体制の実現を図る (S) 広域常備消防体制の消防救急業務の強化を期す (S)
関係機関	関係機関との連絡を密にし、協力体制をつくる (L) 隣接市町との連携 (S)
予防	防火意識の啓発 (M) 防火思想の普及 (M・S・S・S) 危険の要因を的確に把握する (L) 予防指導観察を強化する (S) 事業所等の予防指導の充実 (M)

解説 (消防)

消防は市町村の防災対策の中核を占めているが、近年では、電気・石油製品の普及のもと災害原因が複雑・多様化し、加えて過密化により災害の広域化が懸念されている。そこで、住民の生命と財産を守り、安全な日常生活が営まれるようにするための新たな対応が迫られている。

被害を最小に食い止めるため、消防施設や設備の充実・近代化、避難体制の確保、広域消防体制の実現などが図られている。

一方、火災等の被害を未然に防ぐため、消防団組織の育成・強化、住民の防火意識の高揚にも力が入れている。

30. 救急

現状・将来予測	社会情勢の進展、高齢化のもとで、救急需要が質量ともに拡大する (M)
方針	救急医療システムの早期確立に努める (L) 医療従事者の健康・労務管理にも配慮した総合的な救急医療体制の整備 (M) 各医療機関の役割分担の明確化と相互連携の密接化 (L) 休日・夜間においても適切な医療が受けられる (M)
体制	救急体制の強化 (S・S・M・L・L) 救急医療体制の確立 (M) 救急業務の強化 (S) 広域的な救急業務の敏速化を図る (S) 休日夜間の救急医療体制の充実 (L)
関係機関	関係機関の協力のもとで確立 (S・M) 関係機関の協力のもと救急医療ネットワークを確立する (S) 医師会、関係機関と協議 (M) 医師会の協力 (L) 近隣市町との連携 (S)
組織	組織強化 (S)
施設	施設更新 (S) 医療機関の整備 (L・L) 救急医療の機能を考慮した総合保健センター構想の検討 (M)

解説 (救急)

社会情勢の進展、高齢化のもとで、救急需要が質、量ともに拡大している。住民の生命を守る基本となる救急においては、迅速かつ適切な対応が必要なことはいままでもない。どの自治体においても救急体制の充実・強化をめざしている。そのためには、一次（休日・夜間急患診療所、在宅当番医による医療）から三次（高度・特殊・専門医療）の救急体制を医師会や関係機関の協力を得て充実し、より円滑な運営に努めなければならない。医療施設の整備とあいまって、ソフト面の体制整備も大きな課題となっている。

3 1. 防災

現状・将来	地震防災対策強化地域に指定されている（L） 発生が予測される東海沖大地震（M） 市民の不安の強い地震（L） 崖崩れ、浸水の危険（L） これからの都市災害は、都市化の進行により、広域的、複合的なかたちで発生する（L） 都市化の進行により、水害や崖崩れの危険が増大する（M） 都市化の進行により、災害の危険が増大する（L） 都市化の進展に伴う市街地の過密化（M） 自然的、社会的条件により、大地震等の際、広域的、複合的な災害をおこす（L） 自然災害及び人為的災害の発生の可能性高まる（M）
方針	人間中心のまちづくりを基本に、あらゆる災害から市民を守るために総合的な災害対策を推進（L） 都市としての安全性を高め、安心して暮らせるまちづくりを進める（M・L） 安全で安心して暮らせる環境整備をはかる（M） 市民の生命と財産を守る（L・L・M・M・M・S） 市民の尊い生命や財産を守り、安心して暮らせる都市環境を整備する（L） 安全な日常生活の確保（S） 災害のないまちづくり（S）
防災都市づくり	都市構造そのものの防災性を高める（L） 災害に強い安全な生活環境の確立（M） 災害に対する強固な都市体質をつくる（L） 風水害や地震災害に強い都市を形成する（M） 都市施設等のあらゆる施設整備に際し防災的配慮を加える（M） 都市整備事業とあいまって、建物の耐震・不燃化と防災空間を確保する（L） 都市的施設の強化、建築物の耐震・耐火の促進（L） 建物の不燃化促進（S）

自然災害対策	<p>水害の発生と拡大の未然防止（L）</p> <p>低地帯の水害の解消に努める（L）</p> <p>治水対策を推進する（L）</p> <p>河川改修と調整池の設置（M）</p> <p>河川改修（M）</p> <p>急傾斜地崩壊防止工事の促進（M）</p> <p>防護工事、建築物の立地規制（L）</p>
防災体制	<p>地域ぐるみの防災対策の強化を図る（M）</p> <p>より強力な防災対策を推進する（S）</p> <p>危険の要因を的確に把握する（L）</p> <p>安全体制の体系化、組織化を図る（L）</p> <p>災害の未然防止（M）</p> <p>災害による被災を最少に抑える（L）</p> <p>防災対策の充実（M）・強化（M）</p> <p>防災体制の強化（S）・確立（M）</p> <p>迅速な防災体制の確立（S）</p>
関係機関	<p>関係機関との連絡を密にし、協力体制をつくる（L）</p>
避難場所	<p>避難場所・通路等防災空間と非常時物資の確保（L・M）</p> <p>避難場所の確保（S）</p>
非常通信網	<p>非常通信網の整備（S・S）</p> <p>情報伝達網の充実（M）</p> <p>防災行政無線の充実（S）</p> <p>防災無線の設置（S）</p> <p>災害無線網の配備（S）</p>
非常用食料	<p>非常用食料の整備充実（S）</p>
防災用機械器具	<p>防災用機械器具の整備充実（S）</p>
計画	<p>地震防災強化計画の実施（S）</p> <p>地域防災計画の確立（S）</p>

	地域防災計画の順次修正（S）
	地域防災計画の充実、実施（M・S・S・S）
	地域防災計画の整備を図る（L・L・L）
	地域防災計画に即して事前対策の推進を図る（M）
自主防災組織	自主防災組織との連携を図る（M）
	機能的な自主防災組織の強化に努める（L）
	企業等地域における自主防災組織づくりを推進する（L・L）
	地域総ぐるみの自主防災組織の育成強化を図る（M）
	自主防災組織の育成・強化（S・S・S）
	地域自主防災組織づくり（S）
市民	市民の防災意識の高揚を図る（L・M・M・S）
	市民と協力してがけ崩れなどの災害防止に努める（L）
	地域防災計画の周知徹底（L）
	市民、企業、行政等各々が防災意識を高揚し責任の明確化につとめる（L）
	日常における市民参加の実践的訓練（L）
意識	防災思想の啓蒙普及に努める（S）

解説（防災）

神奈川県は地震多発地帯に位置しており、東海地震、南関東地震等の発生が心配されている。また、地理的な条件により崖崩れ、浸水等の被害が発生しやすい地域もある。

加えて、都市化の進行により災害が発生すると広域的・複合的な被害に広がるおそれがあり、住民の生命や財産を守るための防災体制の強化とともに防災の視点を踏まえたまちづくりが必要とされている。

都市構造そのものの防災性を高めるため、建物の耐震・不燃化など都市施設に防災的配慮を加え、避難場所・避難路等防災空間の確保を図っている。

水害や崖崩れなどの災害に対しては、崩壊防止工事や河川改修、防護工事などの措置を講じている。

災害時における被害を最小限に止めるためには、自主防災組織の育成・強化のほか、地震災害情報を迅速かつ的確に伝達できる体制の確立と応急対策の強化が必要であり、それらを盛り込んだ地域防災計画の整備が進んでいる。

3 2. 幼児教育

現状	<p>幼稚園教育は私立幼稚園に依存している（L）</p> <p>都市化により健やかに育つ環境が失われた（L）</p> <p>家庭での養育機能の低下（M）</p>
目的	<p>豊かな情緒を育む（L）</p> <p>心豊かな人づくりをはかる（M）</p>
考え方	<p>幼児期は、人間形成の基礎的な段階であり、この時期における教育は、人間形成に重要であるので、幼児教育を充実させる（S・S・S・L・L）</p> <p>人間形成の面でこの時期の家庭及び社会の果たす役割を重視し、教育的機能の充実をはかる（L・S）</p> <p>幼児教育の充実と普及をはかり適切な環境のなかで幼児を明るく健やかに育成することは、豊かな人間性の芽ばえを培ううえできわめて重要なことである（L）</p>
方針	<p>教育内容の充実を促進する（L）</p> <p>幼稚園教育の充実（M）</p> <p>幼児教育の充実（M・M）</p> <p>幼児期における教育の振興をはかる（L）</p> <p>施設や地域社会、家庭が一体となり、すこやかに育つ環境づくりを進める（L）</p> <p>明るい家庭環境のなかで心身の健全な発達に努める（L）</p> <p>教育環境の整備（S）</p>
方策	
助成	<p>父母負担の軽減のため就園奨励補助制度の拡充（L）</p> <p>幼稚園父兄負担の均衡化を推進する（S）</p> <p>幼稚園教育に対しては保育施設との均衡をはかりながら助成措置等によって就園を奨励する（M）</p> <p>私立幼稚園への助成措置（L）</p> <p>助成施策の積極的推進（M）</p> <p>幼児教育に積極的な助成策を推進する（S）</p>

施設	<p>幼稚園の整備充実を推進する（S・S）</p> <p>村立幼稚園の施設・設備の整備・充実（S）</p> <p>児童遊園地の整備（S）</p> <p>各種施設の整備（L）</p>
保育	<p>保護者の実情に合った保育の充実（S）</p> <p>三歳児保育の普及に努める（S）</p>
条件整備	<p>援助指導（L）</p> <p>就園体制の充実（L）</p> <p>家庭を中心として保育所、幼稚園等との協力（M）</p>

解説（幼児教育）

情報化の急速な進展などによる社会環境の変化は、子供達の成長過程に大きな影響を及ぼしている。また、都市化や核家族化等により自然や人とのふれあいが不足がちになり健康やかに育つ環境が失われつつある。

幼児期は、人間形成の基礎的な段階であり、この時期に適切な環境のなかで幼児を明るく健康やかに育成することは、きわめて重要なことである。

核家族化や女性の社会進出により、家庭での養育機能は低下しつつあるが、子供の教育は、家庭を含めた地域社会の問題としてとらえ、健康やかに育つ環境づくりを進める必要がある。

教育施設での幼児教育は、私立幼稚園に依存している傾向が強いが、公立幼稚園の父母との負担の格差是正をはかるための措置が講じられているほか、私立幼稚園への助成がおこなわれている。

今後は、以前から提起されている幼保一元化の問題とからんで、保育との関連をどうするかが課題となろう。

33. 青少年育成

目的	「謙譲実直で人情に厚く情緒性と創造性豊かで人に親切な人づくり」の一貫した精神のもとに幼児教育、義務教育、青少年教育の進行をはかる（S） 青少年が自主性と協調性に富み、心身ともにたくましく成長するため（L） 自己形成へのはぐくみを基調として社会人としての責任と自覚をもった市民として成長するよう（L） 次代を担う青少年の健全育成を図る（S）
方針	学校・家庭・地域が一体となって、青少年を取り巻く良好な環境をつくるよう努める（L） 地域、社会、学校と一体となった諸施策の推進（S・M） 家庭、学校、地域との密接な連携（M） 家庭、学校、地域社会が一体となってそれぞれの機能や特性を生かし、相互の連携を強化して青少年の指導育成に努める（S） 青少年を健全に育成するための諸施策を推進する（S） 自然とのふれあいを重視（L）
施設	遊び場の確保、青少年野外施設など育成施設の整備（L） 施設設置（S・M） 施設整備（L） 教育の場としての施設整備（S）
団体・組織	青少年組織を育成助長し、活動に必要な諸条件を整備（L） 創造性を養える集団活動への積極的参加を促進（L） 青少年団体の育成、指導体制の確立（L） 青少年団体の育成（S・L）
育成指導	青少年の育成指導（M・S） 相談・指導体制の整備・充実（L） 指導体制の確立（S） 郷土を愛する心の醸成と組織の育成（S）

指導者	指導者の養成（M）
地域環境	社会環境浄化活動の強化（L） 良好な環境づくり（S） 青少年をとりまく環境の浄化（M）
家庭	非行防止のため、家庭教育の徹底を図る（S）
学校	教職員の資質の向上及び教育内容の充実（S）

解説（青少年育成）

青少年は新しい地域社会の担い手として大きな役割を担っており、自ら生きぬいていく力と共に生きる心を持ち、今後社会の一員としての責任と自覚をもった市民として成長するよう期待されている。

しかし、青少年をとりまく社会環境は、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化、進学競争の激化、氾濫する情報など必ずしも好ましい状況にあるとはいえない。

県内で昭和60年中に補導された少年の数は、1万6000人余り（刑法犯少年）と10年前に比べて2倍近くにもなっている。しかも非行は低年齢化し、いじめに係る事件の発生など陰湿かつ悪質な事犯が目立っている。

このような状況のなか、青少年の健全な育成を図るには、学校、家庭、地域が一体となり、良好な環境をつくるよう努めることが必要とされる。

また、青少年の活力を地域活動や社会参加活動に展開するための条件整備―活動の場づくりや指導者の育成にも力がいれられている。

34. 小・中学校教育

現状・将来	急増する児童・生徒数（L・L） 人間性を培う教育の充実が望まれている（L） 人口急増、都市化の進展による人間疎外、主体性の欠如、連帯感の希薄など人間形成上の問題点の発生（L）
目的	心身ともに健全な人間性豊かな市民として育む（M） 学びあい、共に育む文化のまちづくり（S） 園児・児童・生徒があすを担う人材として健全に育成されるよう（S）
考え方	憲法・教育基本法の理念に沿って（L） 家庭教育と学校教育の有機的連携（M） 生涯教育の入口としての学校教育の充実（M） 地域社会とも連携（L） 生涯学習の基礎的部分を担うものとして、最も重要な役割を課せられている（L）
方針	人間性の育成、個性や能力に応じた教育（M） バランスのとれた教育（S） ゆとりある教育（S） 自主性と個性豊かな人間形成をする場（S） 個性や能力を伸ばす（L） 個性豊かな教育（S） 人間的な豊かさを持った児童・生徒の育成（L） 子供の適性に応じた教育の実践（M） 知・徳・体の調和のとれた教育の推進（L） 知・徳・体の基礎と基本を身につけさせる（M） 創造力と健全な心身を育む（M・L） 健全な心身と豊かな人間性をもつ、たくましい児童・生徒の育成をはかる（M） 地域に根ざした人間性豊かなゆとりある学校教育の充実（M） 自然のなかで人間らしさを失うことなく教育水準の向上を図る（S）

	<p>人間性豊かで心身ともに健康な児童生徒の育成（L）</p> <p>情操豊かで寛容な心を持ち、互いの人格を尊重し合う児童・生徒の育成に努める（S）</p> <p>創造的な知性とおおらかで思いやりのある教育（L）</p> <p>児童・生徒の個性と創造性を生かす教育を重視し、人間性に根ざした教育の充実（L）</p> <p>児童・生徒が、その発達段階と個性に応じた人間性豊かなゆとりある教育を受けられるよう、教育内容の充実、教育機会の確保と環境条件の向上を図る（L）</p> <p>義務教育の充実（L）</p> <p>学校教育の充実（M・S）</p>
教育内容	<p>学習指導など教育内容の充実（L・L・M）</p> <p>ゆとりある教育内容への改善、教育方法の研究（L）</p> <p>教育の質的向上（S・S・M・L）</p> <p>高度な教育水準を築く（S）</p> <p>教育の多様化を図る（S）</p>
学区	<p>学区の再編成を行う（S）</p> <p>学校相互の連携を密接に保ち、地域の核としての機能を高める（L）</p>
教育環境	<p>安心して学べる教育環境の形成（M）</p> <p>良好な教育環境をつくる（S）</p> <p>教育環境の整備（S・M・M）</p> <p>教育環境等の充実に努める（S）</p> <p>家庭・学校・地域における総合的教育環境の改善（L）</p>
教職員	<p>教職員の指導力の向上（L）</p> <p>教職員の資質向上（S）</p> <p>指導体制の充実（L）</p> <p>教職員の確保（L）</p>
施設	<p>40人学級に備え施設の拡充（S）</p> <p>学校の新設（M）</p>

	校舎の改築 (M)
	校舎の改修 (S)
	校舎の建設 (S)
	施設整備 (S・S・S・M・M・M・L・L・L)
	施設設備の近代化 (L)
	施設の充実整備 (L)
	教育施設の充実 (L・L)
	プレハブ校舎の解消に努める (M)
学校規模	学校の規模と配置の適正化 (L) 学校規模の格差是正 (S)
条件整備	児童・生徒が就学しやすい条件を整える (L) 学習しやすい学校環境を整備 (L) 総合的な教育条件の整備 (L) 就学奨励 (L)

解説 (小・中学校教育)

人口急増、都市化の進展による社会環境の変化は、人間疎外、主体性の欠如、連帯感の希薄化など人間形成上の問題を発生させており、青少年非行の低年齢化やいじめなどが社会問題化している。また、学歴偏重の風潮は、学校教育に種々の問題をもたらしている。

そこで、21世紀の社会を担う子供達を健全に育成するため、自然や人とのふれあいのなかで心の豊かさを育み、個性と創造性を伸ばしていくゆとりある教育が求められている。

近年では、家庭や地域社会の教育機能の重要性が再認識されており、学校、家庭、地域社会が連帯、協働して良好な教育環境をつくり、子供たちの教育に取り組む必要性が強調されている。

一方、学校教育は、生涯学習の一環として、学習の基礎を形成する場として位置づけることができる。学校教育については、幼児、生徒の発達段階と個性に応じた教育内容の充実、教育機会の確保などが必要とされている。

また、一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導をするため、40人学級の早期実現、教員の質の向上が目指されている。

35. 高校・大学教育

現状	<p>高校設置の必要性は年毎に高まる（S）</p> <p>急増する中学校卒業者（L）</p> <p>市民の高等教育への欲求（L）</p>
目的	<p>継続した教育の機会を確保する（L・L）</p>
方策	<p>高等学校の新增設の推進（L）</p> <p>既設高校の規模拡大（S）</p> <p>高校の施設利用と社会教育の連携（S）</p> <p>高等教育機関の適正な新設計画に積極的に対応（L）</p> <p>高等教育機関がもつ教育的機能の波及効果の導入（L）</p> <p>高校、大学と連携を深める（L）</p> <p>奨学金制度の拡充（S）</p>
誘致	<p>高校をはじめ大学等文教施設を積極的に誘致する（L）</p> <p>高校・大学の誘致を図る（L・S）</p> <p>大学の誘致（広域市町村圏域内市町と連携して）（S）</p> <p>大学を誘致する（S）総合大学を誘致する（S）</p> <p>工業系の大学誘致（S）</p> <p>学区内の各市と協調しつつ普通高校と職業高校を誘致（M）</p> <p>県立高校を誘致する（L・M・S）</p> <p>普通高校の設置を実現する（S・S）</p> <p>高校誘致については、将来のまちづくりを考慮した利用方向をめざす（M）</p> <p>県立高校の多目的利用を県に要望（L）</p>

解説（高校・大学教育）

県内の中学校・高等学校の生徒数は、現在増加しているが、やがて減少に転ずると予測されている。「高校100校計画」も完了し、県立高校の新設は当分の間なくなる。一方、県内の大学立地は、東京からの移転などで増加し、今後もその動向は続くものと予測される。市町村においても教育や文化のかおり高いまちづくりを進めるため大学の誘致に積極的である。また、高まる住民の学習要求に応えるため高校や大学の地域開放が進められており、高校・大学と地域とのつながりはますます強くなっていくものと思われる。

36. 社会教育

現状	<p>市民の欲求の高まりと多様化（L）</p> <p>市民の知的水準の向上と余暇の増大（L）</p> <p>市民の学習意欲の高まり（M）</p> <p>所得水準の向上、自由時間の増大、生活の質の重視（M）</p> <p>生涯学習の傾向が強まっている（L）</p> <p>社会教育は施設面と組織面から検討しなければならないが、施設面では大きく遅れている。（S）</p> <p>町民文化センターを拠点として文化振興が盛んに行われている（S）</p>
認識	<p>市民が豊かな人間性と充実した生活を実現するための手段であり、市民の自らの学習意欲に基づく自己学習の中心（L）</p> <p>社会教育は、コミュニティづくりの一端を担っている。（S）</p> <p>人間が本来もっているものを引き出し、育てるすぐれた環境が必要（L）</p> <p>学校教育、学校外教育を構造化し、一貫性のある教育が必要（M）</p>
目的	<p>個性豊かな主体性のある健全な市民の育成（M）</p> <p>市民一人ひとりが生涯を通じて自らを深めることにより充実した人生を送ることができるため（L）</p> <p>心豊かな人づくり（M）</p> <p>生涯をとおし、学びあい、創造する市民が育つまちをめざす（L・M）</p> <p>学びあい共に育む文化のまちづくり（S）</p> <p>文化活動を通じて町民間の交流とまとまりを醸成する（S）</p> <p>心身ともに健康で快適な住民生活を享受し、明るく豊かな一体感ある地域社会づくりをめざす（S）</p> <p>文化の香り高い個性豊かな地域社会の形成（M）</p>
方針	<p>社会教育を通じて、町民の教養と体力向上策を推進する（S）</p> <p>社会教育全般にわたって、地域特性に応じた施策を推進する（M）</p> <p>社会教育を通じて、生涯教育の推進を図る、また住民の健全な心身の増進をはかる、また住民の交流を図る（S）</p>

	<p>自主的活動を中心にした社会教育の展開を促す（S）</p> <p>余暇時間の主体的かつ満足度の高い利用を期す（M）</p> <p>市民の自己実現欲求を満たす（M）</p> <p>幅広い人間形成と市民の課題解決および増大する余暇の活用（L）</p> <p>自らの人格をみがき、人と人とのあたたかいつながりの中で、いきがいのある充実した生活を生みだし、生きた知識が得られる生涯学習（L）</p> <p>生涯教育の充実（S）</p> <p>生涯学習の確立（L）</p> <p>家庭、学校、社会の教育機能を総合的に高めるとともに望ましい教育環境の創造（L）</p> <p>教育を生涯にわたって開かれたものとする（L）</p> <p>市民の文化的教養の向上と体育・レクリエーション活動の意欲に対応（M）</p>
施策	<p>文化・スポーツ等の多面的な施策を展開（L）</p> <p>市民の学習要求の把握に努める（S）</p> <p>市民の学習要求に対応する機能の充実と活用（L）</p> <p>地域の特性を踏まえた特色ある教育環境づくり（S）</p> <p>市民の生涯学習ニーズに的確に応えるための条件整備を進める（L）</p> <p>施設及び制度的な体制づくりを強力に推進（M）</p>
学習機会の提供	<p>多様化する市民の意欲に対応した学習の機会を整える（L）</p> <p>生涯にわたる学習機会を提供（M）</p> <p>多様な学習ニーズに応じ継続して教育が受けられるよう学習機会の確保に努める（L）</p> <p>市民がそれぞれの価値観に基づいて選択できる多様な学習機会の提供（M）</p> <p>町民ニーズに応じた多様な学習機会の提供（M）</p>
支援	<p>市民の学習活動の支援（L）</p> <p>活動の場の提供（S）</p>

育成	市民の創造的学習活動の活発化を助長（L） 市民の自己研鑽学習活動の啓発（M） いつでも、どこでも必要に応じ学び続ける能力の形成をはかる（M） 市民の自主的団体活動の育成等条件整備に努める（L） 社会教育団体の育成（S・S・S） 社会教育諸団体の育成強化（S） 各種団体の活動を助長（S） 個別的・組織的学習活動の援助・育成（L）
情報提供	社会教育面の活動を包括した適切な余暇活動情報の提供をはかる（M） 資料・情報の提供活動の強化（L）
指導者	社会教育主事・社会教育指導員の確保養成（S） リーダーの育成に努める（L） 専門職員の養成（S） 指導体制の充実強化に努める（S） 指導者の養成（S） 指導者の育成（M） 指導者の確保と育成（L）
社会教育施設	機能、運営に配意（S） 社会教育施設の整備・充実（S・L・L） 地区施設の利用促進（S） コミュニティの場として教育文化、スポーツ活動等に活用がなされるよう小・中学校の施設整備の拡充（L） 拠点施設の整備拡充に努める（L・S） 地域集会施設の整備（S）
図書館	図書館充実整備（S・M・M） 図書館の設置（S・S・L） 活動の充実（M）

公民館

	公民館の設置 (S・M・L)
	公民館の整備充実 (S・S・M)
	活動の充実 (M)
	公民館の充実につとめる (L)
福祉会館	
	福祉会館の活用 (S)
郷土資料館	
	郷土資料館の建設 (S)
	郷土資料館の拡充 (S)
	郷土館の整備 (S)
文化会館	
	文化会館の設置 (M)
文化スポーツ会館	
	文化スポーツ会館の建設 (S)
町民センター	
	町民センターの建設 (S)
関係機関との連携	
	図書館、博物館、その他文化施設等の諸機関と連携 (L)

解説 (社会教育)

自由時間の増大や生活水準の向上、高学歴化により住民の学習要求が高まり、内容も多様化、高度化している。また、地域で過ごす時間が長くなるにしたがい、見近な場所での学習活動も活発化している。

近年では「生涯学習」の確立、すなわち住民が生涯を通じいろいろな場面においてその意欲と個性、適性に応じて主体的に学習活動ができるような条件を整備することが求められ、社会教育も学校教育から一貫した教育体系のなかで位置づけられる必要性が指摘されている。

行政としては、住民がそれぞれの価値観に基づいて選択できる多様な学習機会の提供、総合的な学習・文化情報の提供や指導者養成、学習グループづくりの助成等の活動支援、住民の生涯学習の拠点となる図書館、公民館、資料館などの社会教育施設の整備・充実など住民の多様な学習ニーズに対応した施策の展開に努めている。今後は、地域の人材の交流・活用、高校・大学の教育機能の地域開放、多様な生活時間に応じた弾力的な施設運用が求められよう。

37. 社会体育

現状	所得水準の向上、自由時間の増大、生活の質の重視 (M) スポーツの日常生活化 (M)
認識	市民生活に不可欠 (M・L) 体力づくり、健康づくりは、市民生活の質的向上にとって重要な要素をもっている (L) コミュニティの醸成にも大きな役割を果たす (M)
目的	市民の健全な心身の向上を図る (L) スポーツ活動を通じて市民の健康づくりと体位・体力の向上を図る (L) 健康で活力に満ちた身体と明るく強い意志をもつ市民の育成 (M) 社会教育を通じて、生涯教育の推進を図る、また住民の健全な心身の増進をはかる、また住民の交流を図る (S) 社会教育を通じて、町民の教養と体力向上策を推進する (S) 市民相互の好ましい人間関係を生み出す (L) 文化の香り高い個性豊かな地域社会の形成 (M) 心身ともに健康で快適な住民生活を享受し明るく豊かな一体感ある地域社会づくりをめざす (S)
方針	市民が気軽に参加できる条件づくりの推進 (L) 自然環境の活用 (M・L) 体系的な施設の整備を進め、環境や条件の向上を図る (L) 活動の発展と技術水準の向上をはかる (L) 市民が気楽にスポーツを楽しめる (L) 活動の場の提供 (S)
スポーツ振興	スポーツ振興をはかる (M・L) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (L・L・M) スポーツ・レクリエーション活動の振興 (M) スポーツ・レクリエーション人口の拡大 (L) 地域ぐるみのスポーツ・レクリエーションの振興・活動の普及・支援 (M・L・L)

	<p>各種スポーツ教室、競技会、講習会を拡充する（S）</p> <p>必要な組織、行事、施設等の整備（L）</p> <p>活動の生活化をはかる（L）</p> <p>普及と機会の提供（M）</p> <p>多様な参加と競技の機会を充実（L）</p>
指導体制	<p>指導体制の充実強化に努める（S）</p> <p>指導体制の確立（S・S）</p> <p>専門職員の養成（S）</p> <p>リーダーの育成に努める（L）</p> <p>指導者の充実（L）</p> <p>指導者の育成（M）</p>
団体	<p>団体育成（S）</p> <p>各種団体の活動を助長（S）</p> <p>愛好組織や競技団体の育成（L）</p>
体育施設	<p>体育施設の建設（S）</p> <p>施設の充実（L）</p> <p>社会体育施設の整備・充実（S・M）</p> <p>体育施設の整備（S・S・M・L・L）</p> <p>総合運動場その他の施設の整備・充実（L）</p> <p>学校体育施設等の既存施設の活用（L）</p> <p>学校施設の開放（S）</p> <p>地区施設の利用促進（S）</p> <p>自然のなかでスポーツ・レクリエーションに親しめる施設の整備の推進（L）</p> <p>レクリエーション施設相互の合理的配置を進める（S）</p> <p>市民センターを核として、地区集会所や教育施設等を活用（M）</p>
屋内運動場	<p>屋内運動場（S）</p>
プール	<p>プールの設置（S）</p>
グラウンド	<p>グラウンドの設置（S）</p>

	グラウンドの有効利用を進める (M)
運動広場	運動広場の建設 (S) スポーツ広場の確保 (S) スポーツ公園の設置 (S)
文化スポーツ会館	文化スポーツ会館の建設 (S)
屋外活動施設	屋外活動施設の整備 (S・S)

解説 (社会体育)

所得水準の向上や自由時間の増大、高齢化等により余暇活動をどのような創造にしていくなかが個人にとっても社会にとっても重要になっている。また、経済的な豊かさ、生活の利便性をより多く享受できるようになった反面、人びとの基礎的体力が低下しており”健康に赤信号”がともるようになってきた。

このような状況のなかでスポーツ活動への関心が高まりスポーツ人口も増加している。しかし、人生80年時代のライフスタイルや多様なライフスタイルから生じる多様なニーズに必ずしも対応できていないことが指摘されている。

スポーツ活動が人々の生活のなかで日常化するためには、身近な活動の場を確保し、活動を可能にするような条件整備がおこなわれなければならない。

県内の公共体育施設数は人口当たりで見ると全国的には低い水準にあるため、自治体では運動場や公園など社会体育施設の整備に努めているが、自治体の財政状況もそれほど好転するとは思われず、新規施設の建設は多くは進まないと予想される。したがって、学校の体育施設や民間企業のスポーツ施設の地域開放を促進していく必要がある。また、海、山、川など地域の自然を活用した活動への展開が今後望まれる。

一方、地域での自主的な活動を促進するため、関連情報の提供、体育行事の開催、地域のスポーツリーダーの養成等の施策が講じられている。スポーツ活動を通して住民同士の交流を活発にし、明るく豊かな一体感のある地域社会をつくるという一面にも着目されている。

38. 芸術・文化

現状	所得水準の向上、自由時間の増大、生活の質の重視（M） 市民の知的水準の向上と余暇の増大（L） 市民の欲求の高まりと多様化（L）
目的	地域文化の振興（M） 新しい市民文化の創造（M） 生活に根ざした多様な文化活動の展開と芸術文化の振興（M） まちの総合的な文化的雰囲気醸成（L） 個性豊かな地域文化の創造をはかる（M） 個性的でうまいおいのある地域特性を生かした文化環境づくり（S） 文化の香り高い個性豊かな地域社会の形成（M） 郷土に根ざした市民文化の創造（L） 地域に根ざした生きがいと創造性を重視する豊かな地域文化、市民文化を創造していく（L） 国際社会に開かれた市民文化の創造と発展に努める（L） 個性豊かな伝統文化の継承される地に住まうことを喜びとし、自己の成長の糧にしていくこと（S） 歴史的文化遺産の保全・整備と活用を図る（L）
認識	生活にゆとりと潤いを求める文化の時代の到来（L） 本市の文化は、豊かな自然を基盤に、人々の日常生活におけるさまざまな活動をとおしてはぐくまれてきた（L） 芸術文化をはぐくむことは、生きがいと心の豊かさをもとめる市民生活の向上に欠かせない（L） 人の成長は、常に自己を研鑽し、生涯にわたって、あらゆる場、あらゆる時をとらえて学習活動を営むことによって実現される（S） 文化の担い手は市民である（L） 意識啓発、情報の提供等条件整備に行政の役割がある（L）
方針	地域文化の振興（M） 文化創造の推進（S） 地域の歴史、伝統、文化を町民の貴重な財産として保存、継承し

	<p>活用 (M)</p> <p>地域の特性を生かした文化環境づくりを進める (L)</p> <p>都心、副都心部を中心とした都市空間の文化的整備、文化財の保存、伝承、文化的資源のネットワーク整備などを図る (L)</p> <p>都市づくりに文化的視点を導入 (L)</p> <p>郷土の風土や伝統文化を大切にする (L)</p> <p>芸術・文化・スポーツの振興を図る (M)</p> <p>環境や条件の向上 (L)</p>
文化活動	<p>文化教養活動の支援 (L)</p> <p>各種文化活動やサークル活動を助長する (M)</p> <p>地域に根ざし生活にとけこんだ芸術文化の創造を目的とした活動を活発にする (L)</p> <p>市民相互の多様なふれあいをとおして活発な文化活動を展開する (L)</p> <p>香り高い文化風土の形成に努め、文化活動、スポーツ活動等の学習の場の整備、参加機会の拡充を図る (S)</p> <p>自主的文化活動が発展しやすい基盤の整備 (L)</p> <p>文化活動推進の場づくり (L)</p> <p>学習、創造の場の提供 (L)</p>
施設	<p>体系的な施設の整備を進める (L)</p> <p>総合的文化施設を早期に整備 (M)</p> <p>文化施設の整備・充実 (L)</p> <p>文化施設の充実 (L・L)</p> <p>総合的な文化施設や地域コミュニティ単位の施設づくりの推進 (L)</p>
図書館	<p>図書館充実整備 (S・M・M・L)</p> <p>図書館の設置 (S・S・L)</p>
文化会館	<p>文化会館の設置 (M)</p> <p>文化会館の整備 (L)</p>

郷土資料館	郷土資料館の建設（S） 郷土資料館の拡充（S）
文化スポーツ会館	文化スポーツ会館の建設（S）
学術文化 発表の場	発表会の開催（S） 学習・創造成果の発表と交流の機会の確保と拡充（L）
団体	文化団体の育成（S・M） 文化財保護団体の育成（S）
伝統芸能	伝統芸能の保存伝承に努める（S・S・S・S） 地域の風土のなかで培われた伝統文化の継承（S） 伝統的文化の保護と活用（L） 地域に伝わる伝統芸能の調査、収集、保護（M） 後継者の育成（L）
民俗資料	民俗資料の収集整理（S）
郷土愛	郷土愛の高揚を図る（S）
町史・市史	町史を編纂する（S）
文化財	文化財を保護する（M・M L） 文化遺産の保存と伝承に努める（S・S・M・L） 文化財の保護、伝統の継承（L） 文化財、遺跡の保存を図る（S・M） 文化遺産の積極的保護（S） 歴史・文化・伝統の適切な保存・継承・活用（M） 文化財の保護継承と新たな発見、町独自の文化遺産の保存（S） 市民の歴史的遺産として積極的な保護・保存と活用（L） 文化財を保護、継承し、市民文化創造の糧とする（M・L） 文化財の保護と文化交流（S） 文化財保護への関心を高める（S・S・S）

	史料の整備・史跡の保存及び資料館の設置 (M)
鑑賞機会の提供他	すぐれた芸術・文化に接する機会の拡充、内外の人々との交流 (M) すぐれた芸術文化に接する機会の確保 (L)
情報提供	資料・情報提供活動の促進 (L) 市民の多面的な文化活動、市民相互の文化交流を促すため、文化情報の提供や新しい学習・研究システムの開発などを進める (L)
国際交流	海外との交流 (L)

解説 (芸術・文化)

低成長時代にはいり、人々の価値観も物質的な充足から文化的、精神的な満足へと、生活の質を重視する傾向に変わってきている。また、住民の定住化、高齢化のなかで地域への関心が深まり、それぞれの地域にふさわしい個性豊かな文化の形成が求められている。

自由時間が増大するにつれ、住民の文化活動は活発になり、多様化、高度化している。そして、その活動形態も文化を鑑賞するだけでなく、文化を創造、表現することを求める傾向が強まっている。

したがって、身近で優れた芸術・文化の鑑賞ができるような機会の提供につとめる他、創造・表現の機会の確保・拡充につとめる必要がある。文化施設についても、文化会館や図書館などの施設建設とならんで住民の自主活動の場となるべき、手軽に利用できる地域施設の設置への要求が高まっている。

一方、大規模開発事業に伴う社会環境の変化が進行するなかで、かけがえのない文化財が滅失の危機に直面しており、このような社会環境の変化から文化財を保護することが急務になっている。そのなかで、文化財を単に保護・継承するだけではなく、地域文化の創造やまちづくりに積極的に活用する動きがでてきており、今後も盛んになっていくであろう。また、地域に伝わる民俗芸能や伝統技術のなかには、伝承者が高齢に達しているものもある。自治体は、これら民俗芸能や伝統技術についての住民の理解を深め、後継者の育成に努めている。

これからも文化・芸術に関する住民ニーズは増大し、文化・芸術活動も活発化すると予想される。それにつれて情報へのニーズも強まっていくであろう。さまざまな情報の氾濫のなかで地域の文化情報をいかに伝えていくかが大きな課題である。

39. コミュニティ

現状	<p>都市化の進展 (M)</p> <p>生活意識や生活様式の都市化が進行 (L)</p> <p>都市化の影響などで薄れつつある地域連帯性 (S)</p> <p>今日の市民生活は、価値観、生活様式の変化等により、日常生活における連帯意識や人間関係の希薄化をもたらしている (L)</p> <p>住民相互の連帯感や郷土に対する愛着心が希薄化 (M)</p> <p>地域的な近隣関係がくずれ、人と人との心のふれあいが少なくなり、地域住民の連帯感が希薄化しつつある (L)</p> <p>都市化現象が進行している地域は自治会の組織化も遅れている (L)</p> <p>地域コミュニティの成熟度がそれぞれことなっている (S)</p> <p>日常生活圏の拡大 (L)</p>
目的	<p>住みやすい地域社会の創造 (M)</p> <p>郷土愛と連帯感、信頼感に支えられた住民による地域づくりの推進 (M)</p> <p>住民の一体感と郷土愛に支えられたまちづくり (S)</p> <p>手をつなぎ共につくるみんなのまちづくり (S)</p> <p>地域的連帯意識に支えられた温かい人間関係が通いあう人間らしい生活を営む場としてのコミュニティの醸成がはかれるよう (L)</p> <p>市民自らが創造する連帯性と協調性にあふれ豊かな市民生活を支える地域社会づくり (L)</p> <p>あたたかい、ふれあいのある地域社会づくり (S)</p> <p>心がふれあう地域社会の確立をめざす (S)</p> <p>豊かな市民生活を支える基盤としての地域社会をつくる (L)</p> <p>市民相互の自主性と責任を自覚した連帯意識の向上 (M)</p> <p>人間としての尊厳が守られる地域社会を実現する (L)</p> <p>市民相互の連帯に支えられたまちづくり (L)</p> <p>人と人とのふれあい、あたたかい人間関係を大切にする (L)</p> <p>外国人にも親しまれる都市にする (L)</p>

認識

地域住民間の相互連帯性は町づくりの重要な基盤であると同時にその形成は町づくりにおける一つの目標でもある（S）
自治と連帯の社会を創造する基盤となる（M）
市民が協調・連帯し、主体的に地域の問題の解決をはかるうえで地域活動団体は、市民自治の根幹となる（M）
望ましい都市づくりは、市民一人ひとりがたがいに連帯し、主体的に市政に参加することによって可能となる（L）
市民が責任を自覚し、友愛と連帯意識を深め、うるおいと活力のあるコミュニティを形成していくことが望まれる（L）
心のふれあいを大切にするとコミュニティが新しいまちづくりに欠かせない（L・L）
都市相互、市民相互の交流が、世界の平和や人類の進歩に果たす役割が重視される（L）
人口増加地区について、新旧住民の連帯に支えられた地域の文化とコミュニティづくりが必要（M）
近隣の人々の思いやりと相互援助による地域福祉活動が必要とされる（L）
社会教育は、コミュニティづくりの一端を担っている（S）

方針

都市化の影響などで薄れつつある地域連帯性を新たに捉えなおし主体的参加、相互扶助を基調にした新しい地域連帯性の醸成に努める（S）
自治と連帯の社会を創造するために、その基盤となるコミュニティの醸成に努める（L）
地域的一体感と市民的共同性をもったコミュニティの形成を促進する（L）
自らの主体的、創造的な活動をとおして、心のかよひあう個性豊かなまちづくりを進める（L）
自治と連帯の社会をめざして、市民相互、市民と行政のコミュニケーションを密にし、対話と協力により共同作業としての都市づくりを進める（L）
地域住民の市民的自覚の高まりによるコミュニティづくりを進める（L）
新しいコミュニティの形成（S）
コミュニティの醸成に努める（L）

	<p>地区コミュニティづくりの推進 (M)</p> <p>地域の自主管理能力を高める (M)</p> <p>人権に対する正しい理解と認識を深め、社会全体が一体となって人間が人間として尊重される地域社会の形成に努める (L)</p> <p>あらゆる国の都市や住民とのさまざまな交流をとおして相互理解と協力を進め、友情と連帯を深める (L)</p> <p>連帯感に富んだ町づくりのために、コミュニティ施設の整備を進める (S)</p>
<p>対策</p> <p>地域活動</p>	<p>地域活動の醸成に努める (S)</p> <p>コミュニティ活動の推進 (S・M・M)</p> <p>市民の地域活動を支援していく (L・L)</p> <p>地域活動の側面的支援 (M)</p> <p>市民センターを核とし、地区集会所や教育施設を活用した地域活動の促進 (M)</p> <p>地域活動組織の充実と相互の連携強化 (M)</p> <p>自治会組織の適正化と育成強化・指導者の育成 (M)</p> <p>コミュニティを形成するための関連施設の整備、地域活動の推進等の積極的促進 (L)</p>
<p>活動の場</p>	<p>町民センターの建設 (S)</p> <p>集会所の整備 (S)</p> <p>公民館の整備 (S)</p> <p>児童会館の建設 (M)</p> <p>総合的コミュニティセンターの建設 (M)</p> <p>近隣区単位でサービスすべき施設でコミュニティセンターを建設し、集会所、児童館、保育所等の公益的施設の建設に努める (S)</p> <p>地域活動の拠点整備 (M)</p> <p>活動の場の保障 (S)</p> <p>関連施設の整備 (L)</p> <p>自主的な管理運営を基本とし、施設整備を促進助成する (M)</p> <p>市民施設の合理的な配置と運営の民主化を進める (L)</p>

環境づくり	相互信頼の上に立つ活力あふれるコミュニティが形成されるように、拠点と環境づくりをおこなう（S） 住民相互のふれあいの場の形成に努める（M） 市民が自発的に活動するための場づくりなど条件を整備する（L） きめ細かな地域への対応を通じ、市民の自主的な地域社会づくりに協力（L）
イベント	文化祭の開催（S） マラソンの開催（S）

解説（コミュニティ）

都市化の進展や価値観、生活様式の変化等により日常生活圏は拡大し、地域的な近隣関係がくずれ住民相互の連帯意識や人間関係が希薄になっている。しかし、これからの新しい地域社会の創造には、主体的で自立的な住民意識と心のかよいあった人と人との連帯は欠かせない大切な要素である。

コミュニティは自治と連帯の社会を創造する基盤となるものであり、住民が互いを尊重し、信頼し、連帯の意識をもつことが豊かで個性的な地域社会の実現につながり、心のかよいを大切にするコミュニティの形成は地域の魅力をつくり、他の都市との交流の糧にもなる。

自治体は地域社会の構成員として、地域での住民の自主活動が活発になり、地域にしっかりと定着するよう活動の場づくりなど条件整備をする役割を担っている。とくに活動の拠点となる地域施設については、住民の要求も高く、小規模施設の整備とともに弾力的な運営ができるよう自主管理を基本とすべきだとする自治体もみられる。

また、住民との共同作業としての地域づくりの推進のため、行政と住民とのコミュニケーションを密にすることが強調されている。

40. 国際交流

考え方	都市相互、市民相互の交流が、世界の平和や人類の進歩に果たす役割が重視される（L）
目的	世界の都市と市民の相互理解、親善協力を促進する（L） 外国人にも親しまれる都市にする（L） あらゆる国の都市や市民とのさまざまな交流をとおして相互理解と協力を進め、友情と連帯を深める（L）
方針	教育、文化、学術、スポーツ、産業など多彩な国際交流を展開（L） 国際化の視点を織り込んだ都市環境施設などの条件整備を進める（L） 海外との交流をすすめる（L）
方策	国内外の自治体との連携の強化を図る（L） 平和問題に関する啓発普及活動、情報の収集、提供活動等、市民の平和への意識の向上、行動の喚起に資する条件整備を進める（L）

解説（国際交流）

今日の国際社会は、技術文明の飛躍的發展により国境を越えた人や物、情報の交流が活発になってきている。経済を中心とする国際社会の相互依存関係はますます進展するものと予想されている。

こうした緊密な相互依存の国際社会にあっては、国と国との交流だけでは不十分だとする認識が広まっており、世界の各地域の自治体が国の枠を離れて交流し、市民も相互に草の根レベルでの交流をおこなうようになっている。

また、交流の分野についても文化、教育、スポーツ、経済等多様化している。しかし、物や情報の国際化に比べて意識や制度の面での国際化が遅れていることが指摘されている。特にアジアの人々と対等な関係に立った交流はまだ遅れており、今後自治体においても考慮される必要があると思われる。

地球上のすべての人々がともに人間らしく生きるためには、平和が不可欠な条件になる。このため、自治体では、啓発・普及活動、情報の収集・提供活動を通し、平和意識の高揚をはかっている。

4 1. 農業

現状	都市化の進展	都市化の進展により内容が変わってきた (S) 都市化の進展、産業構造の変化により厳しい営農環境 (L) 都市化の進展に伴い農業は減少傾向にある (S) 都市化の進行と労働力の流出により生産基盤が減少し厳しい営農環境 (L) 首都圏への農産物供給地として期待されている (L)
	経営	経営基盤の狭小化 (L) 兼業化が急速に進んでいる (S) 酪農専業の固定化 (S) 内外の厳しい政治経済環境の下での構造的変化 (M) 養蚕農家の漸減 (S) みかん不況 (S) 生産性が高く効率がよい (M)
	農地	農地の減少 (M・L) 耕作放棄地が全経営耕地の10%に及んでいる。(S) 緑空間としての価値を認識し安易な潰廃はしない (S)
	機能	自然環境を守る機能がある (S) 農業用地の環境保全機能が高い (M)
	基盤整備	農道整備や畑作の振興が遅れている (S)
	労働力	農業就業者の減少 (M・S) 労働力の他産業への流出 (L) 後継者の減少 (L)
目標	安定経営	安定性ある都市農業をめざす (L) 首都近郊の立地条件を生かした収益性の高い農業の育成 (M)
	食料安定供給	生鮮食料安定供給 (L・L)

食料自給	食料自給の向上（S）
自然環境保全	自然環境の確保（S）
考え方	<p>農業者の創意を尊重する（M）</p> <p>地域住民の農業理解を深める（L）</p> <p>都市と調和のとれた農林業の振興をはかる（M）</p> <p>都市化のなかで農業が存続するためには、市民との相互理解が必要（L・S）</p> <p>地域の特性をいかした農業の確立に努める（M・S・S）</p> <p>市街化区域内の優良農地は生産緑地としての維持保全（L・M）</p>
対応策 農業振興	<p>農業の振興（S・M）</p> <p>市街化区域内優良農地は生産緑地、市街化調整区域内農地は基盤整備を図り農用地利用増進事業を推進する（M）</p> <p>資本集約的農業の振興を図る（L）</p> <p>農業振興地域整備計画に基づき農業振興（S）</p> <p>農業振興地域を中心に農業生産基盤の整備を進める（L）</p> <p>農用地利用増進事業を推進する（M）</p>
生産基盤整備	<p>生産基盤や集落環境の総合的整備を図る（M）</p> <p>生産基盤の整備（L）</p> <p>堆肥の安定確保と合理的な需給システムの確立（M）</p>
観光と農業	<p>観光と結びついた農業の振興（S・S・S）</p> <p>観光農園化の推進（S） 観光農業の振興（S）</p> <p>生産機能をレクリエーション機能を併せもった農業づくりを促進する（L）</p>
都市近郊型農業	<p>都市近郊型農業の展開（S・S）</p> <p>立地条件（都市近郊）を生かした農業振興（L・L）</p> <p>市民と密接な関係を持つ近郊農業の振興（L）</p>
都市農業	<p>都市農業の確立（L）</p> <p>特色ある都市農業の振興（M・L）</p>

	都市農業の振興を図る（L） 第二次、第三次産業と関連した都市農業への発展（S） 都市近郊の立地条件を活用した収益性の高い都市農業の振興（L）
技術改良	農業技術の向上（S） 優良品種への改良（S）
流通機構の改善	流通機構の改善（S・S） 価格安定対策の推進や流通機構の改善・整備（L・L） 販売対策と生産、出荷対策の計画化の促進（M） 製品の市内消費のための方策を講じ振興に努める（L）
農地保全	農業地保全（S・S・L・L） 農用地区域の継続的確保（L） 農用地の高度利用（S・S） 農用地の流動化につとめる（L） 農用地利用の合理化を推進（L）
収益性の高い農業	収益性の高い農業を育成（M） 農業構造の改善を支援し、地域農業の高度化につとめる（L）
労働力の確保	農業後継者の確保・育成（L・L・L・L・S・S・S） 労働力の確保（S）
組織施設整備	農業施設の集団化・協業化の推進（M・L） 農用地の集団化（L・L・M） 土地基盤整備事業の推進（L・S） 地域農業者の意向を取り入れ農道・ほ場の整備（L） 集団的生産組織の育成（L・L）
経営の安定	農業経営の安定（L・L・L・L・L・S・S・S・S・S） 地域特性を生かした農業経営（S・S・S）
作目変換	国内供給率の低い作物等を中心とする生産構造に再編成し、農業所得を確保する（M）

自立農家

地場消費作目への転換促進（S）
地域特性を生かした基幹作物の育成（S）
名産の開発に努める（S）
生産性の高い作物への転換（L）
自立農家の育成（L・L・S）
機械化の導入（L）
農家の経営変化に対応させ意欲的な農業者の規模拡大をたすける（L）
農業経営規模の拡大（M）
技術改良の普及（L）

解説（農業）

農業を取り巻く環境は、近年悪化の一途を辿っているように思われる。農業自体の減少傾向、兼業化、経営基盤の狭小化、農地の減少という状況がある上に、地域の特作目（みかん）の経営も難しくなっている。すでに耕作放棄地が耕地の10%に及ぶ地域もでてくる。

ここに、農業は「都市農業」という目標をもち、首都近郊の立地条件を生かして収益性の高い農業の育成が必要だと言われだしてきた。これに、具体的な内容をどう盛るかの苦しい努力が続けられている。

一方で、都市近郊で農業を続けるためには、まず農業従事者以外の人達の理解を得なければならなくなっており、市街化区域内の農地は生産緑地として維持保全する等、市民のための緑化との調和の上で、農業振興が行われるようになっている。

このような環境の中での農業振興策は、技術改良、作目変換、流通機構の改善を行い、農地の保全を考え、経営の安定した自立農業を目指そうとする。また、経営規模の拡大や集団的生産組織の育成、機械化導入も検討されているが、都市近郊ではそれにも限界がでている。

生鮮食料の安定供給、食料自給の向上という農業の使命は、農作物価格の不安定性や流通機構の複雑さに阻まれていると言えよう。

加えて、今や農業の最大の問題は、農業労働力の不足であり、まして農業後継者の確保育成にはあらゆる地域で、適切な方法が見出せない状態である。

現在、観光農業、観光農園が広がる傾向にあり、生産機能とレクリエーション機能を併せもった農業経営が促進されるようになってきている。農業は、都市住民との結びつきの中で打開策を模索しているようである。

4 2. 林業

林業の現状	林業経営は厳しく、深刻である (M・S) 不在地主が多くなった (S) 所有規模が零細 (S) 深刻な就業者不足 (S) 収益率の低下 (S) 外材輸入による価格の低迷 (S) 営林意欲の低下 (S) 伐採、造林、保育の停滞 (S)
森林への認識	豊かな自然環境の根幹をなす (M) 森林は市民にやすらぎを与えている (M) 森林は貴重な空間 (L) 憩いと発展のための貴重な資源 (M) 林産物の生産・供給のほか、水源涵養、自然環境の保全など森林のもつ公益的機能も重視する (L・M)
方針 林業	経営の安定化に努める (M・S・L) 林業振興地域整備計画に基づき、林業基盤の整備を図る (M) 収益性の高い樹木の植林助長 (S) 地域特性を生かしながら (S・S) 林業の振興 (M・S・S・L) 育林を促進する (M・S・L・S) 林地の複合的利用を進める (M) 優良経済林の育成と基盤整備 (S) 特用林産物の育成に努める (S・S・S・M) 都市と調和した林業の振興をはかる (M・S) 観光との結びつきを強化する (S・S)
森林	森林地域の保全 (S・S) 原生、植生林の保全 (S) 森林の育成・保全と維持管理に努める (M・L) レクリエーションや保健休養の場として複合的かつ高度に活用していく (M・M・S) 森林機能の維持増進に努める (S)

水源	森林のもつ水源涵養等公益的機能を高め、地域社会の「憩い」と「発展」のための貴重な資源として活用していく（S） 水資源の涵養に努める（L）
施策 林道	林道の整備促進、基幹作業道の開設、広域林道の建設促進（S・S・L）
機械化	機械化を促進する（L）
団体	森林組合の組織の強化を助長する（L・M）
協業化	協業化の促進（M・S） 森林業構造改善事業推進・森林総合整備事業推進（S） 林業構造改善事業の導入（S） 国定公園、自然環境保全地域等として指定（M） まつくい虫等防除事業の推進（S） しいたけ栽培の振興（S）

解説（林業）

林業経営は、外材輸入による価格低迷等によって収益率が低下し、深刻な状況に至っている。山林の所有規模の零細化や不在地主の増加、加えて深刻な就業者不足から、伐採、造林、保育は停滞気味である。

一方、地域や自治体では、市民生活にとって森林は貴重な公益資源と認識し、森林の保全を前提にした総合計画を立てている例が多い。

都市近郊に位置する森林は、地域住民ばかりでなく都市住民のための資源として活かそうという方向が模索されており、植生を保全しつつ、レクリエーション及び保健休養の場として利用する考え方も出されている。

森林の公益的機能の重要なものの一つは、水資源の涵養であるが、これを明確に述べているのは少数の「水源地域自治体」だけである。この大きな課題は水資源の利益を享受する地域全てにおいて意識されなければ解決が出来ないように思われる。

林業の環境は厳しいとはいえ、協業化や団体組織化を通じて振興策も提示されている。各地域で、まつくい虫防除事業等を行いながら、林道の建設や整備、機械化の導入等により、営林意欲を低下させない努力が続けられている。

4 3. 水産業

現状		<p>漁業は岐路に直面し、地域経済全般に影響が及んでいる (M)</p> <p>漁業不振で就業者が減少 (M・L) 若年漁業者の不足 (M)</p> <p>漁業資源の減少 (L)</p> <p>漁業の零細化 (L)</p> <p>沿岸海域の汚染 (L・L)</p> <p>恵まれた河川を活用した内水面漁業 (L)</p>
認識		<p>新鮮な水産物は市民の食卓を豊かにする (L)</p> <p>沿岸漁業は、市民生活と密接なかかわりを持つ (L)</p> <p>付加価値をうむ新たな活力を引き出す水産経済の振興策が必要 (M)</p>
方針	漁業経営	<p>低迷している漁業の振興 (L)</p> <p>漁業経営の安定化 (L・M・M・S・S・M)</p> <p>漁業の近代化と指導体制の強化 (L)</p> <p>地域に適した経営の在りかたを検討 (L)</p>
	質転換	<p>漁船漁業、栽培漁業、観光漁業を併用した多角的漁業への質的転換を促進する (L)</p> <p>漁業資源の拡大を図り安定した漁業の振興を促進する (L・M)</p> <p>沿岸漁業の育成 (L・S)</p> <p>自然を生かした水産業を守り育てる (L)</p> <p>活気あふれる水産都市をめざす (M)</p> <p>現在の漁業の形態を維持する (S)</p>
	養殖	<p>浅海養殖漁業の振興 (S・S)</p> <p>資源培養管理型漁業を推進する (M)</p> <p>養殖技術の修得 (S) 養殖業の開発 (L)</p>
	観光漁業	<p>観光漁業の振興 (M・S・M・S・L)</p> <p>観光産業としての内水面漁業の振興 (L)</p>
施策	漁港	<p>漁港施設整備 (M・L・S・S・M・M・L・M)</p>

漁業環境	沿岸漁場の整備開発、漁場環境の保全を図る (M・S) 生活雑排水等による沿岸漁業環境の保全対策 (M) 資源の保護、漁業環境の整備 (L) 磯荒らし防止対策 (M) 安全運航の確保に努める (S)
開拓	相模湾の水産資源を対象に新しい漁業を開拓する (L) 漁港周辺の産地直販所の設置 (M)
流通機構	荷受流通機構の整備 (L) 魚市場の整備 (S) 水産物の市内消費のための方策を講じ、振興を図る (L) 流通加工施設設備の推進 (M)
団体	漁協組織の強化、水産関係団体との協力 (M)
就業者	漁業従事者の確保・育成、後継者の育成 (M・L・M)

解説 (水産業)

神奈川県内の漁業は、営業体数及び就業者数ともに年々減少の傾向にある。漁業に生活基盤を置く地域では、地域経済全般に漁業不振の影響が及んでいる。漁業不振の原因は、沿岸海域の汚染や、就業者の減少、若年労働者の不足もあげられるが、漁業資源の減少が深刻である。

漁業経営の安定が緊急の課題であり、これには、漁業自体の近代化と指導体制の強化、漁業の質の転換（栽培漁業、観光漁業等を併用した多角的漁業への転換）が提唱されている。

沿岸漁場の整備開発には、生活雑排水等から沿岸漁業環境を保全する対策や、資源保護の対策まで多くの課題解決が必要になっている。

漁港施設の整備や流通機構の整備も続けられなければならないが、加えて水揚げ地域での消費方策や漁港周辺での水産物直販所の設置、魚市場の整備が検討されている。今後は、漁獲だけでなく、これに付加価値を生む水産経済の振興が必要であるとの認識があり、流通加工施設の整備を促進する地域もある。

漁協組織の強化をした上、漁業技術の修得や漁業従事者の育成確保、後継者の育成を行い、水産業を育てながら、活気ある水産都市を目指そうとする地域が多い。

4 4. 商業

現状	最近の急激な流通構造の革新等により厳しい環境にある（L・L） 大型店の進出に伴う商勢圏の都市間競争の激化（L） 商店街形成が遅れている（M） 季節変動の激しい商業活動（S） 購買力流出が著しい（S） 消費者の市外流出が続いている（M・L） 消費者の地域外流出は少ない（S） 危険・悪質商品の氾濫（L・L）
将来方向	活気ある商店集団の振興（S） 選択性の高い商業の集積を図る（M） 多様・高品質化する消費者のニーズに対応しうる商業の確立（M） 多様化する消費者の要望に対応しうる商業機能の充実（M） 大型店進出にも対応出来る商業体質をつくる（S）
購買力	購買力の流出を防ぐ、購買力をひきもどす（L・L・S・M・M） 日用品等の購買力の流出を防ぐ（S）
地域	地域に密着した商業の振興を進める（L・L・S） 各地区の特性を生かして日常生活の利便を促進（L） 地元商業の振興を基調とする（L） 魅力ある地域商圈の確立（M）
誘致	周辺市街地に適切な商業の誘導・配置（M・S）
質転換	商業活動を通年型へ移行（S） 新しい時代に即応した商業都市の実現（L） 質と需要をみさせる商業にする（S）
駅	駅を核として土地利用の高度化を図り商業業務機能を整備し中心商業地としての商店街の形成に努める（L・M・M） 地域整備計画との関連性の中で活動機能を整備する（L） 土地の高度利用の下で、用途の純化・商業業務施設の集積（M）

商店街 個性	個性に富んだ楽しい商店街づくり (L・L・M・L) 地域の特性を生かした商店街区の整備 (L) 特色ある土産品店等の整備 (S)
魅力	観光来遊客の消費購買力をも引きつける魅力ある商店街形成 (M) 楽しいショッピングができる魅力ある商店街の形成 (L・L) 市民の憩いの場として魅力あるショッピングゾーンの形成 (M)
協業	商店街の大型化、協業・共業化を図る (M)
施設	駐車場、駐輪場の整備 (M) 核的施設の導入 (L) 散歩道、ショッピングモールの形成 (S) 商業床の増を図る (S)
体質	商店街の整備、近代化を図る (S・S・S) 中小商店街の体質改善 (L)
回遊性	回遊性のある客動線の確保 (M) 変化と期待感のある回遊性の高い商店づくりの促進 (L)
商圈	商圈の拡大を図る (L・L・L・L・S) 商圈の需要にたいし積極的な振興策を樹立 (S) 広域副中心都市としての商業発展を目指す (S)
地場産業	地場生産物の市内流通の促進 (M)
大型店	既存商業との共存のもとで大型店の適切な配置の誘導 (M) 大型店舗の対策を考える (S) 大型店と共存・共栄できる個性豊かな専門店化 (L) 大規模小売店と小規模小売店の共存共栄推進 (M)
経営の近代化	流通機構の整備 (L・L) 経営基盤の安定化 (M) 経営の近代化 (M・S・S・M) 商業の近代化 (L・M・S・S)

	共同化、協業化、専門店化の促進（L・L・L） 事業者の経営意識の啓発（M） 商店経営の改善（M・S・M・S） 消費動向及び流通構造の変化に対応する企業意識の啓発（M） 四季を通じた観光振興の拠点として地元事業者の力を結集した商業 振興策を促進（M） 施設改善への金融制度運用促進（S） 金融対策の振興（M・S・S・L） 経営指導（M・M・S・L）
団体	商業団体の強化（S・S・S）
診断	商店街診断を行う（S・S・S） 経営者の自主的な活動の促進（M） 地区ごとに商業業務機能の育成を図る（L）
観光	商業の観光との結びつきを強める（S）

解説（商業）

神奈川県内の商業は、商店数、商品販売額ともに全国平均の伸びを上回る傾向にあるが、県内地域間及び近接の東京との間に競争の激化がみられる。従って、地域によっては、購買力の流出が著しくなっていたり、商店街形成が進まない状況がある。

購買力の流出を防ぎ、購買力を引き戻したいとする地域が多いが、なかにはすでに日用品についてまでも購買力の流出の見られる地域がある。客動線は、地域（自治体の区域）を越えて定着しているように思われる。

しかし、活気ある商業地区を形成する努力が続けられており、多様化し、高品質を志向する消費者ニーズを把握して、これに応える商業機能の拡充が目指されている。各地域では、商業の質の転換を考え、駅を核とした商店街形成に力を入れたり、土地の高度利用や商業施設の集積で個性ある商店街を作りだそうとする動きも見られる。商店街には大型店を適切に配置し、既存商業と共存共栄を目指すところや、駐車場、駐輪場の整備、さらには商店街全体を市民の憩いの場とする方向も出されている。

商業地では商圏の拡大こそが大きな目標であるが、特産品や地場生産物の開発に加えて、商業床の増を図り、商店街を近代化し、地域の特性を活かした魅力のあるショッピングゾーンの形成が考えられている。

個々の商店では、経営の近代化や専門店化の動きがあり、自治体は、経営指導や金融対策、商業診断等で個々の事業者を支援し、商業団体の強化策もとっている。

45. 工業

現状	<p>首都近郊という立地特性（S）</p> <p>高付加価値の産業がある（L）</p> <p>大部分を中小企業が占める（L・L）</p> <p>住居地に工業が集中している（S）住工混在している（S）</p> <p>工業立地条件が劣っている（S）</p> <p>経済的に厳しい環境にある（M）</p> <p>民間設備投資意欲の減退がある（S）</p>
認識	<p>都市の経済力を高め、豊かな市民生活を達成するためには、活力ある工業の振興は欠くことができない（M・L）</p>
将来予測	<p>工業の進出は期待しない（S）</p> <p>土地、労働力から、大規模工業の進出は期待できない（S）</p> <p>新たな進出企業の見通しは立たない（S）</p>
目的	<p>雇用の場の確保（S）地域経済の基盤を強化（S）</p> <p>市民の就業の場を将来にわたって確保する（M）</p> <p>町民の生活の安定、住民福祉の向上（M）</p>
方針	<p>工業の発展 工業の安定的発展を期す（S）工業の振興（S・M）</p>
経営力	<p>経営力 経済環境の変化に対応できる経営力の強化を促進（M）</p>
知識集約型	<p>知識集約型工業都市への質的転換を進める（L）</p> <p>自然環境と調和した知識集約型の研究開発産業の導入（M）</p> <p>研究開発機能を集積する（L）業種を多様化へ誘導する（L）</p> <p>技術集約化及び知識集約化による質的転換を促進する（L）</p>
調和	<p>調和 市民生活と調和のある発展（M）地域と調和する工業の育成（L）</p> <p>住宅地との調和保持に努める（S）</p> <p>生産活動と市民生活との調和を基調とする（L）</p> <p>地域社会と協調した活力ある工業振興をはかるよう留意する（L）</p> <p>生活や環境と調和した産業の発展（L・S）</p>

	<p>工業と住宅の混在から生ずる弊害を防止する（L）</p> <p>住宅都市+レクリエーション都市の理念から、当然工業の誘致、振興は避けるものとする（S）</p> <p>周辺の居住環境と調和をした工業の近代化と進展に努める（L）</p>
労働力	潜在労働力の活用（S）
用地	新たな工業用地の確保を進める（M・M）
適正配置	工業の適正な配置（S） 工場の適地移転を図る（S・S・S）
水	用水型工業の立地を抑制する（L）
住宅と工場	住宅と工場の混在を避ける、解消をはかる（S・L・L）
中小企業	<p>中小企業の振興（M） 中小工業の経営の安定と向上（L）</p> <p>小規模企業の利点を生かした経営の推進（S）</p> <p>工場適地の環境整備に努める（M・S）</p> <p>中小企業の経営改善、経営指導（M・M）</p> <p>中小工場に対し経営の近代化、経営基盤の充実強化を図る（L）</p> <p>中小企業の隘路（資本、労働力、技術など）解消に努める（L）</p>
公害	<p>公害の少ない先端技術産業の誘致（S）</p> <p>公害防止対策等必要な措置を講じる（M）</p> <p>公害のない企業の配置（S・L・S）</p> <p>公害防止指導を徹底する（S・S）</p>
観光	<p>工業と観光の結びつきを強化する（S）</p> <p>観光地特性のある小工業の振興（S）</p>
融資制度	<p>中小企業の資金融資制度を充実し活性化をはかる（M）</p> <p>金融対策を推進する（M）金融の円滑化（L）</p>
対策	<p>経営改善</p> <p>設備の近代化（M・M・L）共同化（M・L） 集団化（M）</p> <p>経営の近代化・合理化（M・L・S・L・L・M）</p>

	関係機関の指導協力を得て推進する (M・S)
企業誘致	<p>企業誘致 (S) 誘致を積極的に進める (M)</p> <p>先端技術産業の誘致に努める (S)</p> <p>工業集積の拡大を進める (M)</p> <p>中小工業と発展的共存をもたらす優良企業を選択誘致する (L)</p> <p>適正な土地利用計画に基づき、工業適地の確保に努め、優良企業の誘致を促進する (M)</p> <p>経営の近代化の促進と住宅地内企業の適地への誘導 (M)</p> <p>環境保全に留意した適正規模の工業団地を形成 (L)</p> <p>良好な交通条件を生かし流通業務施設団地の導入に努める (M)</p> <p>高付加価値型工業の適地への誘致 (S)</p>
定着化	<p>企業の定着化の促進につとめる (M)</p> <p>既存の工業の育成 (S) よりよい生産環境づくり (L)</p> <p>より付加価値の高い新製品の開発、設備の近代化、技術の経営情報サービスの強化等に必要な行政的援助の充実をはかる (L)</p> <p>技術・経営情報の提供 (L)</p> <p>多くの業種が相互に関連をもちながら充実・発展するように努める (L)</p>

解説 (工業)

工業は首都近郊という立地特性を活かして発展している地域もあるが、大半の地域は中小工業で占められており、厳しい経済環境の影響を受け、設備投資意欲にも減退が窺われる。しかし、都市の経済力を高め豊かな市民生活を達成するためには、工業振興は不可欠であるとの認識があり、工業発展の方向が検討し続けられている。

各地域とも、知識集約型工業都市への転換を目指しているが、これは従来の工業のあり方の反省の上に立っているようで、市民生活と調和のある発展、地域社会と協調した工業振興、公害のない企業の配置等が提唱されている。また、新たに工業用地の確保を進めながら、住工混在の状況を解消しようとしている。

地域では、中小工業の振興が大きな課題であって、小規模の利点を活かした経営の模索が続き、自治体も、資本、労働力、技術などの確保に力を入れている。企業誘致も、既存の中小工業の発展につながる優良企業を誘致したいと明確にしているところもある。

また、企業の定着化も重要な課題であり、自治体では集団化や共同化等の経営改善策を振興しながら、技術・経営情報の提供等、生産環境づくりを推進している。

46. 観光

現状	豊かな自然がある (L・M) 歴史的遺産がある (M) 湖を観光資源にしている (S) 観光客は年々増加している (S) 日帰り行楽地となっている (S) 観光地盤が低下している (S) 増大する余暇時間、余暇活動の活発化 (L) 余暇時間の増大と、近郊型レジャーの普及 (M) 最近観光資源の充実がみられない (S)
将来予測	余暇時間の増大で観光志向になる (S) 自然とのふれあいを重視する方向に移行する (S) 価値観の変化が観光地に大きな影響を与える (S) 観光、レクリエーションの需要は増大する (S) 都会人の憩いの場としての性格 (S) 住宅都市として、また観光都市としての機能を伸長する (S) 首都圏における人々の心のふるさと、憩いの場として (S)
考え方・方針	町勢の発展の手段は観光産業において他にない (S) 市民の居住環境の保全を基本 (L) 個性的な観光地づくりを進める (S) 環境保全の見地から資源の容量に応じた入込み制限 (S) 内外の観光客を迎える体制の整備と観光の充実 (L) 緑と湖の健康的な観光地として整備 (S) 来遊客のみならず市民生活をより豊かにするため (L) 市民が作りあげた地域の特性、本市をとりまく周辺地域の環境等に 配慮 (L) 観光地としての基盤整備推進 (S) 国際観光地としての資質を高める (S)
自然環境	自然環境の整備保全に配慮 (L・L) 自然環境を資源的に活用 (S) 自然景観の保護 (M) 美しく豊かな自然観光資源の有効活用 (M・L)

	<p>恵まれた自然環境を活かす (L)</p> <p>豊かな自然資源を基礎とする観光の振興 (S)</p>
観光資源	<p>観光資源の開発に努める (L・M・M)</p> <p>歴史・文化遺産の発掘を含めた新たな観光資源の開拓 (M)</p> <p>冬季の観光資源の開発 (わかさぎつり) (S)</p> <p>観光資源の保護育成 (S・S)</p>
調和	<p>自然景観と調和した開発を推進する (S・S・M)</p> <p>住宅都市とレクリエーション都市の複合機能の両立をはかる (S)</p> <p>観光地としての発展と町の発展の結びつきを検討する (S)</p> <p>観光資源の有機的なネットワークづくりとそれに調和した農業、林業、商業における観光的機能の助長 (S)</p>
観光振興対策	<p>滞在時間の延長方策を考える (S)</p> <p>家族旅行対応の方策をとる (S)</p> <p>モータリゼーションに対応していく (S)</p> <p>四季を通じた観光開発 (M)</p> <p>恵まれた自然環境と歴史、文化財、市民生活、産業等を生かした観光振興を進める (L)</p> <p>活力ある観光の振興をはかる (M)</p> <p>自然資源や文化財を利用した観光の振興 (S)</p> <p>ダム湖畔を中心に回遊性のある健康的な観光地を創造 (S)</p>
施設	<p>観光施設整備 (M・M) 観光サービス施設の充実 (S)</p> <p>多元、多核的な観光要素をもつ広域的な観光エリアの形成 (M)</p> <p>動線の確立 (M)</p> <p>ハイキングコースを開設、整備する (S・S・S)</p> <p>広域観光ルートの開設を図る (S・M)</p> <p>周辺との提携による広域的観光ルートを開発する (S)</p> <p>連絡道路の整備 (S)</p> <p>既存施設の整備拡充 (S)</p> <p>丘陵地域を緑のレクリエーションゾーンとして整備をはかる (L)</p> <p>観光ルート、レクリエーションゾーンの設定、整備 (L)</p> <p>自然休養村、保健休養施設等の基盤整備を図る (S)</p>

宣伝	湖を主とした観光宣伝を展開する（S） 誘客宣伝を実施（S）
農業	農業と観光の連携（S・S） 観光農業の振興（M） 観光農園を活用する（S・M） 森林観光と観光農業の振興（S）
海・漁業	海岸を拠点に漁業振興との有機性をもった個性的な観光開発を促進する（L） 海の観光のフルシーズン観光への定着化（M） 観光漁業資源の発掘（L）
史跡・文化財	史跡、文化財を活用する（S・S・S） 神社仏閣遺跡の保全（S） 史跡観光地の整備（M） 自然や史跡を組み込んだ観光（M）
団体	観光団体の強化（S） 観光協会を設立して、観光事業の総合的促進をはかる（M）
観光行事	由緒ある伝統を保存し、市民の郷土を愛する心のふれあいの場として育成助長する（L） 恒例となっている祭典の充実（L）

解説（観光）

神奈川県内には、地域的な偏りはあるものの、海や山等の観光資源を背景に多くの観光客を集めている（昭和60年中、一億三千万人）。

今後、余暇時間の増大と近郊型レジャーの普及で観光客は増大し続けるものと思われるが、日帰り行楽地となっている地域、宿泊観光地となっている地域によって対応策が異なっており、しかもそれぞれに質的な変化を求められている。

観光地の地域づくりは、単に観光客だけを視野に入れるのではなく、地域の市民の居住環境の保全や、他の産業との調和を考慮に入れて推進されるようになっている。

自然環境が貴重な観光資源であることから、自然環境の整備保全が各地域で留意されている。また、史跡や文化財、漁業や農業も観光資源と考えられている。

施設では、ハイキングコース等の設置から、連絡道路の設置、自然休養村の設置という、家族旅行対応型、健康的な観光地づくりという方向が出されている。地域に伝承する祭典を観光客と共に楽しみ、由緒ある伝統を保存しようとする地域もある。

47. 労働

現状・認識	雇用問題は依然として厳しい状況にある（L） 勤労者福祉の増進は、豊かな市民生活の基調（L） 職場環境や福利厚生の面においても改善すべき問題が多い（L）
目的・対策	
雇用機会創出	雇用の場の確保を助長（L） 知識集約型産業の導入による雇用機会の確保（M） 高齢者、心身障害者、婦人等に雇用の道を開く（L・M） 雇用の場を確保する諸施策を積極的に推進（L）
労働福祉政策	雇用の安定と労働福祉政策を推進する（M） 勤労者福祉の施策推進（M・L） 勤労者住宅整備（M） 関係機関、事業所との連携により福利厚生の充実を図る（M）
労働環境	勤労者が安心して、意欲的に働くことができる環境の形成（M） 勤労者が快適な生活をおくれるよう、労働環境を整備する（M） 就業援護・自己啓発・生活相談等の充実（M） 労働環境の改善、労働者教育、労働相談機能の充実（L・L・M） 婦人の労働条件、労働環境の充実について企業に要請（L） 労働環境の充実が高度にはかられるよう支援活動を行う（L）
労働教育	労働教育の場やスポーツ・レクリエーション施設等の整備（L） 勤労者の職業能力と教養を高める（L） 教育・訓練活動の実施（L）
融資	勤労者の自力による住宅建設の助成制度の拡充（L） 融資制度の充実（L）

解説（労働）

労働力需給は、景気動向を反映して推移するが、最近の求人数は減少傾向にある。従って、雇用創出と労働環境の整備が各地域で重要視されている。

知識集約型産業を導入する等により、雇用の場の確保を目指すところが多いが、特に高齢者、心身障害者、婦人の雇用を積極的に推進する動きがある。

労働者の福利厚生等労働環境の整備では、住宅整備、就業援護、労働教育、労働相談、融資制度の充実、スポーツ・レクリエーション施設の設置整備が考えられている。

48. 行政

将来	行政需要	<p>行政需要は、複雑多様化しますます増大する（L・M・L・S・S・M）</p> <p>行政需要は量的質的に変化している。今後も変化する（S・S）</p> <p>社会経済の進展に伴い複雑・多様化する行政需要（L）</p> <p>増大、高質化する行政需要に的確に対応する（M）</p> <p>複雑、多岐化する行政需要に対応し、市民ニーズに効果的に応える（L・S）</p> <p>施策の選択と実施にあたっては、市民の生命と生活を守る観点、心を豊かにする観点、歴史と自然を守る観点などを重視する（L）</p> <p>新しい時代に対応した市政を進めていく（L）</p> <p>多面的複雑化した都市問題の解決には、科学的計画行政に努めなければならない（L）</p>
	社会	<p>市民生活が高度化し、価値観も多様化する（M）</p> <p>社会は、複雑、多様化する（M）</p> <p>社会・経済情勢及び生活様式の変化（M）</p>
考え方	自治	<p>住民自治を基本理念として行政を進める（S）</p> <p>市民の自治意識と社会連帯意識を基調とする（L）</p> <p>自治能力をより高めていく必要がある（L）</p> <p>市民自治の精神により、公園的な都市の建設と、活力ある地域社会の形成をはかる（L）</p> <p>住民自治を基盤とした参加と連帯の市政、効率的な市政運営を進める（M）</p> <p>地方自治の理念に基づいた都市の主体性が、市民自治意識の高まりとあいまって見直されつつある（M）</p> <p>地方行財政制度の改善を図り、執行体制を整備し、自治体の主体性と自治権の確立に努める（L）</p>
	市民と行政	<p>市民と行政が一体となってまちづくりに取り組まなければならない（L）</p> <p>市民の信頼に応えられる行政へと不断の自己革新を進める（L）</p> <p>市民、企業も役割を自覚する（L）</p>

	<p>市民と市それぞれの役割の認識 (M)</p> <p>市民全体のための計画的行政を行う (L)</p> <p>市民と市が地域社会の課題を共有し、役割を担いながらまちづくりを進める (M)</p> <p>市民サイドに立った市政を展開する (L)</p>
方向	<p>協調</p> <p>地域社会と行政が有機的連携と協調をはかる (M)</p>
	<p>住民意志</p> <p>住民の意志を常に行政に反映させるように努める (S)</p>
	<p>参加</p> <p>市民参加による市政の展開をはかる (L)</p>
	<p>開かれた行政</p> <p>住民に開かれた行政施策の展開を目指す (S)</p>
	<p>適切な方法</p> <p>より高いサービスをより適切な方法によって供給 (L)</p>
	<p>見直し</p> <p>行財政全般にわたる見直し (M・M・L・S)</p> <p>行政の全領域を文化の視点から見直す (L)</p>
行政運営	<p>合理的</p> <p>合理的行政運営に努める (S・M・S)</p>
	<p>効率的</p> <p>効率的な行政運営を行う (L・M・M・L・L・L・L・S)</p>
	<p>能率的</p> <p>能率的行政運営に努める (S・M)</p>
	<p>計画的</p> <p>公平で計画的な行政を進める (L・L)</p>
	<p>適切性</p> <p>重点的できめ細かな執行を図る (L)</p> <p>きめ細かな行政運営を行う (S)</p>
	<p>調整</p> <p>施策の推進にあたって関係機関との協調を密にする (L)</p>
	<p>庁舎</p> <p>庁舎を整備する (M)</p> <p>将来人口に対応できる利用しやすい庁舎を建設する (M)</p>

県、国との関係	国および地方自治体の責任、分担および協力の関係を明らかにする（L） 地方行財政制度の改善を働きかけ自治体の権限強化に努める（L） 自治権の拡充を目指し、国と地方自治体との役割分担の明確化を国に働きかける（M）
自治体間	自治体間の連帯協調を推進する（L）

解説（行政）

行政をどう運営していくかは、常に地域の重要な課題である。行政運営の見直しは、たえず行われてきており、今後も合理性、効率性、能率性、計画性という目標を掲げて続けられるであろう。

しかし、これからの行政需要はといえば、市民生活の複雑化、多様化、高度化と表現されるように、変化は確実視されるものの、その方向や内容は予測もつかない状況である。ただ、社会の変化の速度は、従来とは比較にならない速さであることが予想され、これを前提に行政運営の体制が検討されている。

行政は、市民サイドに立った行政運営と不断の自己革新を要求されている。「市民の信頼に応えるため」に、市民と行政が役割を意識しながら、一体となってまちづくりに取り組もうとしており、行政運営の基本理念を、市民自治や自治権の確立においている自治体が多い。

行政運営には、地域社会と行政が有機的な連携と協調をはかり、市民の意志を常に行政に反映させながら、できるだけ市民参加を促し、行政を市民に開かれたものとしていこうとしている。また、自治体間の連帯協調を推進しながら、県や国に対して自治権の拡充を働きかけ、国及び自治体間で責任分担を明確にしていきたい意向がある。

市民の成熟化とあいまって、行政はきめ細かな運営と、単なるサービス提供ではなく、適切なサービス提供を要求されるようになっている。

49. 行政組織

将来方向	行政需要	<p>複雑かつ増大する行政需要（S）</p> <p>市民のニーズは多様化していく（M）</p> <p>行政需要の質的、量的に著しい変化に対応する（S）</p>
	行政事務	<p>行政事務の質・量が増大する（M）</p> <p>複雑多様化する行政事務を処理する（S）</p> <p>行政の範囲の拡大化（M）</p> <p>高度化する行政（S）</p>
	組織	<p>多様化、高度化する行政需要に迅速に対応しうる行政組織づくり・改善を行う（M・S）</p> <p>多様な行政需要に対応する組織（S）</p> <p>複雑・多様・増大化する行政需要に迅速に対応できる体制の整備をはかる（L）</p> <p>市民の要望や苦情に迅速に対応できる体制を整備する（L）</p> <p>組織が一体となり機能できる組織を整える（M）</p> <p>弾力性に富む機能的な組織の編成に努める（M）</p> <p>総合的かつ効率的な行政運営を行う観点から組織の点検、見直し、改善を図る（L）</p>
	考え方	<p>行政組織の改革は、純理論的に処理しきれものではない、地域的条件、人的能力、その時々々の行政需要に大きく左右されるものである（S）</p> <p>住民自治を基本理念とする（S）</p>
対応策	組織	<p>組織点検（L）</p> <p>組織機構の見直しを行う（S）</p> <p>行政組織機構の検討（S）</p> <p>組織の再編成（S）</p> <p>行政組織の合理化（S・L・S・S）</p> <p>行政組織の適正化（L）</p> <p>行政組織の確立（S）</p> <p>時代に即応した組織機構の見直し（L）</p>

	組織階層の維持、安定ピラミッド型組織（S） ラインとスタッフの調和（S） プロジェクトチームの導入（S）
公社	公社の活用（S）
研究機関	研究機関の設置（S）
広域処理	広域的事務処理体制の確立（S）
権限委譲	権限と責任との均衡のとれた委譲に努める（S）
事務	職員の事務分掌の明確化（S） 職員の事務量の平均化（S） 関連事務の集中（S） 部門管理の徹底（S） 技術管理の確立（S）

解説（行政組織）

行政需要は、市民生活の質的・量的変化に対応して、多様化してきており、これに伴って行政の範囲は広がっている。こうした事務を処理する組織も、また複雑・増大化していく傾向にある。

行政組織についての課題は、この複雑・増大化する組織を、合理的にし、いかに行政を市民に分かりやすくするかであり、市民自治を体現する組織たり得ているかである。また、急激な社会の変化に対応する弾力性のある組織が求められている。

各自治体では、ピラミッド型の安定した組織を活性化しながら長期にわたって維持していく等様々な検討がなされている。具体的には、ラインとスタッフの区分、部門管理の徹底、技術管理の確立、プロジェクトチームの導入、関連事務の集中、職員事務分掌の明確化、権限の委譲等が提唱されている。

行政組織は、不断に見直しを行わない限り本来の効用を発揮し難くなるものである。時によっては、新しい機関の設置や第三セクターの活用等も行いながら、次の世代までの地域動向や人事管理までも視座に入れて、行政組織は整備され続けなければならない。

50. 人事管理

対策	人事管理の適正化（S・M・L・S・S） 職員採用計画の樹立（S） 職員の適正配置（L・M） 適正な定員管理（S・S）
能力向上	職員能力の向上（S） 能力開発を図る（L） 職員の資質向上（S・S・M） 行政能力の向上（L） 職員の資質の向上につとめる（L・S・L・L・M・M）
職員研修	職場研修の推奨、拡充（S・S・S・S） 研修制度の活用（S） 管理監督者の養成（S） 時代に即応した知識を身につけた職員の育成（S） 専門的、技術的能力ある職員の開発養成に努める（S）
意識	職員の自覚の高揚に努める（L）
環境	労働環境の安全化を促進する（M）

解説（人事管理）

人事管理の適正化は行政運営の根幹をなす。

行政ニーズの多様化、複雑化、高度化に伴って、自治体には時代に即応した専門的、技術的な知識、能力を身につけた職員の配置が求められている。また、市民に信頼ある行政の遂行は、その任に当たる職員の適材適所が貫かれ、仕事で十分に能力を発揮することによって実現されると考えられている。

各自治体では、職員の資質向上にむけて研修の充実・強化、管理監督者の養成も行われている。

また、行政は、ともすると人員増になり易いという批判があり、これに対応して長期的な職員採用計画の樹立や適正な定員管理も考えられている。

5 1. 事務合理化

対応策 合理化	合理化を推進する（S・S・M・L・S・M・L） 事務事業の見直し（M） 合理化並びに事務の改善につとめる（S） 事務の効率化、省力化を図る（M） 行政における原価意識を徹底し、事務の簡素化、合理化を図る（L） データ管理の確立（S）
機械化・OA化	機械化を促進する（S・M・S・S・L・S・S・S） 電算システムの導入、データ管理の整備（S）
広域事務処理	広域事務処理を検討する（S） 庁舎建て替え（S）
民間活力	民間活力の活用に努める（S）

解説（事務合理化）

事務合理化は、行政における事務が常に煩雑化する傾向があるうえに、文章化、形式化をとにかく重要視しがちな行政の体質に対して、不断の見直しの必要性を感じて主張されることである。事務の複雑化は、行政の硬直化、官僚化とみられ、成熟社会では特に嫌われる問題になっている。

従って、どの自治体でも事務の合理化を主要な目標に掲げているが、現在のところ一般企業が行っているOA機器の一斉導入等は一部の事務分野に限られている。

今後は、原価意識を徹底しながら、事務そのものを簡素にし、民間活力も活用する方向に向かうであろうし、行政の特異性に留意しながら機械化の促進が徐々に図られそうである。

事務合理化の観点から、広域事務処理や庁舎の建て替えを検討している自治体もある。

5 2. 広報広聴

認識	<p>市民と行政とのかけ橋 (M・S)</p> <p>まちづくりの将来像を新たに創造するためには市民の理解と協調が必要とされる (L)</p> <p>新しいまちづくりは市民と行政の共同作業 (L)</p> <p>市民の意識や価値感が多角的になっている (L)</p> <p>住民生活と密着した行政執行をするためには広報広聴の充実が必要 (S)</p> <p>広報広聴の充実は、市民と行政の信頼関係を深める (S)</p> <p>広報広聴活動は、市民参加の市政を確立する上で重要な役割を持つ (L)</p>
目的・方策	
市民と行政	<p>行政主体と住民相互のコミュニケーションをはかる (S)</p> <p>住民と行政の連帯強化をはかる (M)</p> <p>市民と行政とで市政情報の共有化を進める (L)</p> <p>広報広聴によって、市民と行政の相互理解と信頼を深める (L)</p> <p>市民と行政との相互の役割分担のあり方を明確化 (L)</p>
市民の意志反映	<p>市民の総意を反映した施策の形成 (M)</p> <p>住民の意向を行政に反映するため (S・S)</p> <p>市民の声を市政に反映するための市民対話 (L)</p> <p>町政懇談会の開催 (S)</p>
協力を得る	<p>計画推進のために市民の協力が不可欠 (L)</p>
円滑な行政推進	<p>円滑かつ合理的な行政の展開 (M)</p>
行政需要の把握	<p>住民ニーズを正確に把握するため (S)</p> <p>住民に開かれた行政施策を展開するため (S)</p>
広報・広聴活動	<p>広報・広聴活動の充実をはかる (M・S・L・S・S・S・M・M・L・M・S) 広報・広聴の実効性を高める (M・S)</p> <p>広報活動と広聴活動の有機的な連携の強化に努める (L・S)</p> <p>市民の自治意識、社会連帯意識の高揚に努める (L)</p>

	<p>広報広聴活動を重視する（S）</p> <p>広報広聴に世代、地域的偏りの有無を検討し充実に努める（S）</p> <p>放送網の整備（S）広報誌の充実（S）相談業務の充実（S）</p> <p>広聴会の積極化（S）</p>
情報公開	<p>市政の情報を公開する（L・M・M・M・L）</p> <p>適正な行政情報の公開（S）</p> <p>市の行財政の資料や情報を積極公開することを原則とする（L）</p> <p>情報公開制度の実施（M）</p> <p>行政についての的確な情報を提供する（L・L・S・L・L）</p>
市民参加	<p>地域からの市民の参加をより可能にする（L）</p> <p>市民参加による行政の推進が必要（L・M）</p> <p>市民参加の市政の実現に努める（L）推進する（M・M・L）</p> <p>市民参加機会の拡大（L）町民参加システムの確立（S）</p> <p>市民の市政参加を保証する（L）</p> <p>町民や町議会、町が相互の理解と協力と信頼で結ばれた町民参加のもとで役割分担を明確にし、共に考え実践していくことが必要である（S）</p> <p>市民参加の模索（L）</p>

解説（広報広聴）

市民と行政の間に必要なものは「信頼」であって、新しいまちづくりは信頼を基にして市民と行政が共同で取り組まなければならないと考えられている。今日、広報は、決定した施策を住民に周知するというより、むしろ施策の形成過程における情報を提供し、住民とともに明日のまちづくりを考えようとする方向に変わってきている。また、広聴も住民ニーズを的確に把握し、住民の総意を反映した施策の形成を目的とするようになってきた。一方、市民の自治意識が向上し、価値観が多面的になっていることから、広報広聴の一層の充実が必要であるとの認識が広まっている。

どの自治体においても、広報広聴をいかにして拡充していくかが共通の課題であって、総合計画にみる広報広聴は、市民と行政が、相互に役割分担を明確にしなが、相互にコミュニケーションをはかり、自治体行政に関する情報を共有した上、連帯してまちづくりを推進したいとするものが多い。今は、これに対応した、市民参加や情報公開・情報提供制度化等具体的な施策の実現の段階にあると言えよう。

5 3. 広域行政

現状	広域行政が重要な課題の一つになってきている（L） 重要性を増しつつある広域行政（M） 広域的行政の必要性が増大（S） 広域化する行政需要（M・L） 一町単独では解決しがたい行政需要が生じている（S） 市民の日常生活の拡大（M・L・S） 住民の生活圏域の拡大（S） 日常生活圏の広域化（L） 市民の生活水準の高度化、均衡化（L） 複雑多様化する行政需要（S）
方針	関係市町と連携を密にし、広域行政を推進する（S・M・S・S・M） 広域的事務処理体制の確立に努める（S） 効率的な広域行政の推進（S） 広域共同化施策を推進する（S） 隣接自治体と連携し広域行政を推進する（M） 市域を超えた新しい行政需要や、近隣市町村と共同で処理することが効率的な事業については積極的に広域行政を推進する（L）各自治体の自主性を尊重しつつ、連合して広域的な問題解決を図る（L）首都圏の中核都市としての広域的役割を果たしていく（L）近隣市町村、国、県とも協調していくことが、住民が豊かな生活を送れることになる（S） 近隣市町村とのいっそう緊密な連携・協調を図る（S・S・S・M） 広域のかつ総合的な行政の推進と諸問題の解決（L） 広域的視野に立って施策を推進する（M） 広域的な観点に立つ行政を積極的に展開する（M） 近隣市との連携のもとに広域的な問題に対応する（M）
交通問題	環境問題、交通問題等で近隣市町村との広域的な対策を必要とする課題については、緊密な協調体制のもとに解決に努める（L） 広域的な協力体制のもとで、広域幹線道路の整備をはかる（L） 自然保護

医療

三浦半島全体の自然保護のため、広域的な協力体制に努める（L）
より広い範囲の文化交流のため、三浦半島を一体とした広域な協力体制をつくる（L）

医療看護のため、広域的な連携と、密接な協力体制づくりに努める（L）

解説（広域行政）

近年、市民の生活圏域が拡大して、地域の自治体だけでは行政ニーズを満たすことがますます難しくなっている。すでに、規模の小さい自治体では単独で解決出来ない事業を近隣の自治体と共同で対応している例が多くなっている。

しかし、今、広域行政が強調されるのは、既存の一部事務組合や広域市町村圏制度で対応している範囲を越えて、広く関連自治体が共同・連帯・協調していかなければならない必要性が出てきているからに他ならない。

交通や環境、医療等の今日的課題は、単に一つの施設を共同で運営して対応できるようなものではなくなっている。自治体の個々の事務が市民の広域的活動を前提にして見直され、その対応策が求められているように思える。

さらに、近隣自治体のみならず、国や県とも協調を要する行政運営の必要性も提唱されている。

5 4. 市民参加

認識	市民参加の必要性
	行政運営
	まちづくり
	計画推進
	協力と信頼
目的	
	市民参加の方法等

行政を円滑に運営するためには、住民の協力が必要（S）
 市民参加による行政の推進が必要（L・M）
 密度の高い行政を進めていくためには、市民の理解と協力は欠くことができない（M）
 住民と行政の緊密な関係づくりが必要（S）

望ましいまちづくりは、市民一人ひとりが互いに連帯し、主体的に市政に参加することによって可能になる（L）
 まちづくりの将来像を新たに創造するためには市民の理解と協調が必要とされる（L）

計画推進のために市民の協力が不可欠（L）

町民や町議会、町が相互の理解と協力と信頼で結ばれた町民参加のもとで役割分担を明確にし共に考え実践していくことが必要である（S）

市民の手によるまちづくりを推進する（M）
 市民の行政への積極的な参加を促進する（S・S・M・M・L・L・M）
 住民ニーズを正確に把握するため（S）
 住民の意志を行政に反映するため（S・M）
 市民の総意を反映した施策の形成（M）
 市民の市政参加を保証する（L）
 市民の信頼の中で市政を発展させるために市民参加を行う（L）
 市民参加により先進自治体としての市民都市を築く（L）
 住民参加による地域づくりを推進する（M）

市民自治の本旨にそって、市民参加の拡大を図る（L）
 市民参加の条件の整備をはかる（L）

計画策定から実施の段階まで、市民参加のシステムづくりをすすめる（L・M）
企業にたいしても市民としてまちづくりへの参加を求める（L）
議会制民主主義を基調として、市民参加の道を広げていく（L・M）
市民と役割分担を明確にし、市民参加の機会確保に努める（L）
地域からの市民の参加をより可能にする（L）
町民参加システムの確立（S）
市民の行政参画の場の確保に努める（M）
市政参加を保証するため、協議の場と機会の設定に努める（L）
市民が適切な方法で市政に参加することを期待する（L）
市民との対話が必要（M）
市民参加の模索（L）

解説（市民参加）

市民参加の必要性は、広く認識されており、自治体の規模や地域による差異はみられない。どの自治体でも市民の意思を反映した行政、市民の信頼の上に立った行政を行う基本として市民参加の充実を図っている。

「市民自身によるまちづくり」という理想を実現する市民参加の具体的手段として、市民のニーズの把握、市民意思の把握から、市民の行政への積極的な参加、さらには市民と行政の協働、そして市民の手によるまちづくりと発展していく形態が考えられている。

しかし、市民参加を発展的に捉えるとき、一方で自治体の議会や執行部の役割は市民参加の拡充によってどうなるのかが課題として残されているようである。「議会制民主主義を基調としながら市民参加を拡充していく」「市民と行政と議会の役割分担を明確にしながら市民参加を実践にうつしていく」といった表現がみられる。

市民参加が言われ出したのは新しいことではないが、市民のより主体的な参加を保証するため、協議の場と参加の機会の確保、総合計画についても計画から実施の段階まで一貫した市民参加のシステムづくりなどが模索されており、今後、市民が積極的に多様な形で自治体行政に参加することが予想される。

5 5. 財政

現状・将来	自治を確立するのに、今日の財政制度は不十分である (L) 増大する行政需要に対応する財源は限度がある (L) 経済不況の長期化にともない、市財政の厳しさは今後とも継続する (L・M) 社会経済動向が見定め難く、しかも厳しい財政環境にある (L) 財政の悪化が憂慮される (M) 国の財政悪化が、地方財政に影響を与えており、今後続くだろう (S) 長期低経済成長が続く (S) 自然増収は期待できない (L)
認識	最小の経費で最大の効果をあげることは、行政の重要な責務である (L・L・L) 財政運営は、極めて難しい時期を迎えている (S)
方向 健全財政	健全、効率的な財政運営を図る (S・S・M・S) 健全財政を堅持する (M・M・L・M・M・L) 健全財政の維持に務め、効率的な財政運営を推進する (M) 健全財政を基本とし、自主財源の確保、予算執行管理の徹底を図る (L・L) 財源の確保と効果的運用を図り、健全な行財政の確立 (L) 健全財政を基盤とした、財源の確保や計画的な行政運営に努める (L) 自主財源の確保開拓に務め、健全な財政運営のもとで、行政サービスの質を高める (M)
合理的運営	財政の合理的運営 (M) 都市経営の観点にたち、行財政運営の効率化を図る (L) 財政運営の効率化を期す (S) 経費の節減 (S) 経常的経費の節減 (M) 財政基盤の拡大を図る (S) 効果的な財政運用に努める (S) 限られた財源を有効に使う (S) 主体的な事業選択に努める (S) 経常的経費の節減と投資的経費の確保 (S)

	自主財源・依存財源ともに確保・充実に努める（S）
	ゼロベースの査定（L）
国県への要望	長期的財政展望に立った効率的な財政運営を行う（S） 行財政制度の改善を国に働きかける（M）
	財源還元措置の制度化の要望（S）
	税の再配分措置を要望していく（L）
超過負担の解消	超過負担の解消、税源の再配分等、地方行財政制度の改善を強く 国に要請する（L・L・M）
基地交付金	固定資産税にみあった是正（M）
補助	県とともに、国に財源の拡充を求める（L）
地方債	国、県に対して、補助金制度の改善を要望する（L） 地方債の拡充を要望する（L）
財源	依存財源を最大限に活用して積極的な財政運営に努める（S） 自主財源の確保（M・M・S・S・M・L）
	財源の積極的な捕捉に努め、重点的効率的配分を行う（S・M）
投資的経費	投資的経費の確保・充実（M・M）

解説（財政）

自治体の財政は、きわめて厳しい状況にあり、増大する行政需要に対応するには財源が不十分である。

国税と地方税の比率が国税63%地方税37%であるのに、国と自治体間の実質的財源配分は国27%自治体73%という構造（昭和58年度）から、国庫支出金や地方交付税のあり方に改善要望が多く出されている。自治の確立を目指しながら、今日の財源配分制度の下では、容易に自治体財政の長期見通しが立たないというのが現状である。

長期低経済成長が続き、国の財政悪化が憂慮されるが、これは地方財政に影響してきており、今後もこの状況が続いていくと予測する自治体が多い。

従って、自治体の財政運営の最大の目標は、健全財政の運営であり、合理的な財政運営である。

依存財源を最大限に活用しながら、自主財源の確保開拓に努力が傾けられ、一方で、経費節減や、経営観念の導入、主体的事業選択、予算執行管理の徹底が図られている。

国に行財政制度の改善を働きかける動きは、税の再配分、超過負担、補助金、地方債等に関して、しだいに強くなっている。

第2章 自治の課題に関する座談会

自治体の直面する課題とその状況を明らかにするために、座談会を開催した。内容は以下のとおりである。出席者は、自治の現場にあり自治の課題の解決のために総合計画の策定に携わっている神奈川県内5市1町の企画担当者をお願いした。

なお、十分に議論を展開させるために出席者および所属する市町村名については匿名とした。

参加者	A氏 (U市)	D氏 (X市)
	B氏 (V町)	E氏 (Y市)
	C氏 (W市)	F氏 (Z市)
司会	鳴海 正泰氏 (関東学院大学経済学部教授)	
編集・協力	伊藤 晶宣氏	
日時	昭和62年3月18日(水)	
場所	神奈川県自治総合研究センター	

~~~~~

### 自治体学と自治の課題

**鳴海(司会)**「自治の課題に関する座談会」を始めたいと思いますが、存分にお話しいただきたいと思います。

皆さんご存じのとおり、1986年5月に自治体学会が発足いたしました。自治体学会は、自治体の政策について研究している自治体職員を中心に研究者、学者、そして市民の参加により成立したわけです。

しかし、自治体学会は既に定式化されている土台があって成立したわけではありません。むしろ自治体の新しい展望をこれからどのように創造し、切り拓いていくかというところに、従来学会とは違う性格があると思います。

自治体の課題に関しては、いままで行政学、政治学、社会学、あるいは都市工学とか、様々な分野で取り扱ってきたわけです。しかし皆さんが自治体の中で実際に経験なさっているように、市民生活の全ての問題が自治体の中に入ってくるわけです。そういう総合的な問題に対して、自治体がいかに解決して市民の要望に応じていくか。恐らく皆さんもそのためのいろいろな企画、計画をお立てになっいらっしゃるのではないかと思います。

そこでいま神奈川県内の市町村の中で起こっている問題、そしてそれに対して行政が取り組もうとしている課題などについて、皆さんの経験を踏まえてお話をお聞きしたいと思います。

神奈川県自治総合研究センター研究部では研究の素材として「基本構想」を挙げていますが、基本構想はいままでもなく昭和44年の地方自治法の改正で第二条の第五項に新しく「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められました。恐らく昭和40年代後半には、皆さんの自治体においても基本構想を策定されたのではないかと思います。

この基本構想は、何年間を目標にするのかということが定められているわけではありませんが、それぞれの自治体において、例えば21世紀までとか、10年先とか、まちまち

であるのが現状です。しかしその基本構想策定の過程で、わが自治体はいかなる性格で、そして将来いかにあるべきかという自分たちのビジョン、あるべき姿について議論をされた上で構想を作られたと思います。その構想に基づいて、行政計画としての総合計画ないし基本計画が作られる。さらに、それに基づいて実施計画を作り、5年ないし3年が普通ですけれども、その実施計画に基づいて単年度予算が作られるという形であるわけです。

私たちは基本構想から単年度計画にいたるまでの全体を、広い意味で「自治体計画」と呼んでいます。自治体計画を立てる中で、恐らく現実にはいろいろな障害にぶつかっておられると思います。その障害を敷衍しながら私たちの自治体の課題、都市の課題を明らかにして、自治体学を達成していく一助にしたいと思います。

まず、地域の課題をトータルに把握することの難しさ、つまり総合計画を作成するに当たっての設定の苦労、それから基本構想の目指すもの、そしてその基本構想に基づいて策定されている総合計画ないしは基本計画の内容をお話いただければと思います。

## 高齢化社会と自然環境の保全を目指した土地利用

**A (U市)** U市は昭和53年度に基本構想を作りまして、それに基づく基本計画は当初7ヶ年計画で60年度に終わりました。61年度以後の具体的な取り組みについて、住民サイドから考えて何が問題なのかを含めてお話ししたいと思います。

まず、住民のニーズが多様化してきている現状の中で、そのニーズに対応できる計画づくりをどのような手法でやるかが大きな課題であるわけですが、U市は市民参加、職員参加を重点に課題の把握に努力してきました。住民参加として地区別市民集会。この集会に参加できない市民の意見を聞くための1万5千人のアンケート調査、それと各課題別の住民集会というようにいろいろなチャンネルを使って住民の意見を集約しています。当然その前提として、いままで議会でどういうことが議論されてきたか、あるいは市民からどのような要望がなされているか、等々をトータルに整理しまして、今回の計画に盛り込んできたわけです。

次に計画を作る基礎条件としては企画サイド、行政ベースとして挙げなければいけないのは、人口推計と土地利用です。

人口推計につきましては、新たな手法を用い推計しました。ポイントとしては高齢化社会をどのように読むかということです。65年までの人口推計は34万5千人、高度経済成長期には12%も伸びましたが、現在は1.8%前後で落ち着いてきているわけです。

65歳以上の老人が人口に占める割合は7.5%で、全国レベルから見ますとまだ若い都市といえるわけですが、地域別に見ますと、鶴沼とか辻堂とか従来から都市形成がなされている地区は12%以上と国のレベルより上回り、老人問題ができています。

それに伴って年少人口が減少してきています。いままで、学校建設あるいは保育園等の設置など年少人口に伴う事業を進めてきたわけですが、そのことによって派生してくる問題が実際にいくつか出てきています。例えば学校の空き教室、あるいは保育園の空き部屋、保母さんの定数とか職種はどうすべきかなどです。

土地利用計画で見ますと、できるだけ環境を保全するために市域面積の3分の1を市街化調整区域にしています。また市街化区域の住環境を保持するため第一種住居専用区域を50%に定めたり、開発指導要綱を設けています。アンケート調査の結果90.4%の市民

が今後も引き続いて住みたい、U市は素晴らしい環境だという回答が出ています。しかし一自治体だけで解決出来得ない問題でもあり、徐々に環境が失われつつあるのが現状です。

まとめますと、高齢化が進むにあたっての高齢化対策と年少人口が減少することによっての対策、環境が徐々に悪くなってきているうえでの対応策をどうすべきかということに最も意を用いたところです。

**鳴海** 60年に作成された基本計画の中で、最も重要な課題は何ですか。

**A** 環境保全ですね。具体的には61年から65年まで20億円を設ける緑基金です。市街化区域の斜面緑地など今の土木技術をもってしますと、容易に宅地化できますが、ここはまた非常に危険な地域でもあるわけです。したがって、基金の果実で斜面緑地を購入する。緑を出来るだけ保全し、創出していこうということが大きなポイントです。

**鳴海** ありがとうございます。次にV町から。

### 土地利用と水源地としての環境保全

**B (V町)** いままでの総合計画の期間は54年から62年の9年間で、中間での見直しもなく、ここまでできました。その重要課題としては基盤整備、これは道路が主です。次に教育・文化では教育施設整備です。それと産業の向上という三大目標を掲げています。財政的なピンチもありましたが、道路は70%近い舗装率で、一応その計画目標は達成されたようにはみえます。

現在63年度から始まる新しい総合計画を検討中ですが、住民ニーズの把握の必要上、V町人口9千8百人の中の成人者2千人の住民意識アンケートをコンサルタント会社に依頼し、昨年1月に行いました。そこから明らかになった問題について町長以下職員が何班にも分かれて、夜、町内30か所の自治会へ座談会に出向き、意見を吸い上げるという方法で行っています。その成果を今構想ということでまとめているわけですが、クローズアップされている問題の一つに、これからの土地利用があります。

わが町は全域都市計画区域になっていますが、ちょうどその真ん中を相模川で切られて南北に分かれています。南側は農振地域の指定を受けていますが、ここにも最近都市化の波が押し寄せスプロール化が激しくなっており、農業サイドでの土地利用をこれからどうするか、宅地開発の規制と農用地の見直しがいちばんの課題になるかと思えます。

二つには、V町は東京と生活圏でのつながりが強いものですから、高尾まできている国電をなんとかこちらまで入れて欲しいという住民ニーズが強く現れています。

高齢化につきましては、昔から住みついている者が多い関係上、60年度で10.6%と県平均より高い率で進んでいます。

それと環境問題です。県の新神奈川計画を見ましても、津久井郡の役割、位置づけは水源地ということで、緑の保全が強くわれわれに要望されています。町の総合計画のつくり方は、どうしても上位の計画に沿わないといけません。今度の計画には多少とも山の活用を入れていきたいとは思っていますが、今のところそれが厳しい条件になっているような気がします。

基幹産業と銘打ってはいますけど、小さな30人以下の工場がいくつかあるぐらいで、これからなんとか産業を誘致して進めていきたい。環境破壊との関連が強く想定されてますけれど、公害のない、水源地でも大丈夫な産業をこれから誘致していきたい。

まちづくりの方向は見えていますが、財政的な問題はこれからも残っていくと思います。例えば、ゴミ、し尿収集・処理については4町で広域行政組合をつくって行っていますので各町ではやっておりませんが、組合の運営とともに負担は相当多くなっています。

**鳴海** いま新東京時代と言われるように東京への集中が新たに形成されようとしておりますね。東京の地価が上昇してドーナツ現象がさらにふくらみ、今度は30キロ、50キロ圏、相当外にまで及ぶのではないかと考えられますが、首都圏の中でのV町の将来をどういう方向にもっていかれようとしているのですか。例えば衛星都市とか。

**B** いや、それほどにも感じていないのです。四全総でも多極とか集中とかで、首都圏がV町まで延びてくる期待はあります。ただ、現実的には、まだまだ小仏や高尾山は高いような気がします（笑い）。それより県央の影響が強いような気がしています。国電が入ってくれば、もっと東京へ近くなるという感じはするのですが。

**鳴海** ありがとうございます。ではW市から。

## 個性ある地域づくり

**C (W市)** W市では昭和43年に第一次総合計画を作りました。昭和44年の地方自治法の改正により若干の見直しが必要になり、47年に第二次を作りました。そして60年に第三次の総合計画を作り、61年度が新たなスタートです。

基本構想については「21世紀の展望」ということで「心豊かな人間都市」「うるおいある快適環境都市」「活力ある広域中核都市」「風格ある市民文化都市」の四つの都市像を掲げています。目標は、市政全般にわたって大きな視点で捉えていくということです。

W市は昭和16年に2町6か村が合併してW町とい大きな町ができました。本市を鳥瞰しますと、市域が広く、また平坦であり、「中心地のないまち」などとよく言われます。実際はそれぞれ地域ごとの特性、あるいは個性を生かしながら発展してきたといえるでしょう。

今回の総合計画を策定するに当たっての特色として、個性ある地域づくりを大きな柱に据えています。本市は18の地域に分かれています。この18地域の将来像を模索する新たな試みとして、住民みずから自分たちの地域の21世紀を展望し、ビジョンをかたどってもらいました。具体的には地域の自治会、福祉団体等の役員などが中心となったまちづくり委員の方々により、各々の地域まちづくり計画を作っていただいたわけです。

まちづくり計画の中ではできること、できないことがありますので、その計画を行政のほうで検討し、予算と照らし合わせてなるべく計画に反映する。行政も政策別体系で計画を考え、一本化するという点が、今回の総合計画の大きな特色になっています。

W市は、本年後半には人口50万になります。50万というわりにはW市のインパクトが出てこない。そうした中で三つのシンボルゾーンづくりを計画化しました。

一つは、「であい」と「にぎわい」のシンボルゾーン。とくに近隣の市への買い回り品の市外流出が非常に多い。市内全体で見ますと、50%もの買い回りが逃げてしまうなかで、中心商業地の形成にいま全市を挙げて取り組んでいます。その中心をどこに置くか非常に厳しかったのですが、必ずしも一つでなくとも三つあってもいいのではないかと。こんな考え方にたって三地区を選び、拠点にして取り組んでいます。

また、人口増加が激しく教育施設の整備に追われ、多い年には小学校4校、中学校2校

を建設し、それで非常に財政危機に陥ったわけです。そのために他の都市基盤整備が遅れました。そこで、もう一つのハードな計画として、75年までに市街化区域約6千3百ヘクタールの全域を整備しようと計画をたてました。

二つには、緑と文化のシンボルゾーン。東京の杉並にある女子美術大学を誘致し、麻溝公園と合わせて一帯約70ヘクタールの公園化計画をもっています。他に市民の文化、余暇活動のために3か所ぐらいの広域公園計画を考えています。また、開発のからみで毎年100ヘクタールが、非緑地化されて、田畑、山林が減ってきています。そういう状況でW市も59年に基金を創設しまして、保全と創造を目指しています。

最後に水と緑のシンボルゾーン。県も基本構想の中で相模川ベルトとして、既に発表しましたが、W市も昭和55年に相模川計画を立案しました。市の及ばない範囲もございませぬが、これを軸としまして、市民に母なる相模川を愛して、触れていただく取り組みをしています。

いままでの話の中で私が疑問に思っているのは、計画そのものが全部に向かってきているために焦点が若干定まらないきらいがあることです。市の特色は何だ？と言われた場合に、この四つの都市像にしても、ストレートには浮かんでこない。また50万都市としては基盤整備も遅れている中で、これからの都市間競争にどういふふうに向ち向って都市経営をしていくのか。そのへんをこれからどういふふうに展開していくかが課題として残るのではないかと思います。

この度、県の音頭で本市の特別会計事業が広域化しました。それは農業共済事業です。これは個人的な意見ですが、国民健康保険等の運営につきましても、一つの市町村でやる話ではなく、ある程度広域化し、その財政負担も軽減していく必要があると思います。

**鳴海** どうもありがとうございました。神奈川県の中で工業都市というと、川崎、相模原がすぐ挙がるのですが、今後は脱工業化といひますか、第三次産業を相当意識して発展しなければいけないということですか。

**C** 脱工業とまではいきません。60年度の財政収入の中では法人市民税が前年比34%増加しましたが、61年度は前年比25%減とかなりの落ち込みになります。50%、60%に減っている都市もありますから、比べてみればまだいいと言えるかもしれません。たまたま、工業集積の中で多種多様な業種があり、ショックが少なかったと思っているわけです。これを一気に第三次産業に構造を移行しますと、また新たな悩みも出てくるだろうと思います。

現実には第三次産業は非常に弱い。50万都市でデパートが一つもない。先程のシンボルゾーンの話と重なりますが、そういう商業につきましてもいろいろ考えています。しかし地域には「商売人に儲けさせる施策をするのか」という声があります。これからの基盤整備は商業者のためではなく、市全体のために行う必要がある。そういう考えの上に商業の集積を図りながら、また都市間競争に勝ち残るためにも二次産業から三次産業への構造転換を考えていくことになると思います。

いま問題になっているのは工業専用地域にかかる土地利用です。W市は首都圏、とくに新宿まで35分ないしは40分という地の利もありまして、地価公示価格坪50から60万円が実際には200万円近くで取り引きされているわけですが、取り引きの土地を見ますと、工業地域、準工業地域に集中しています。なぜ集中するかというと、この不景気で

倒産する企業がでるわけです。そのあとを業者がころがして転売する。市も黙っているわけではなく、倒産した場合にすぐ担当課が斡旋するのですが、企業としては坪100万、200万の土地では採算が合わない。静岡なり他の所に行ってしまう。ですからせっかく工業団地をつくって企業を誘致しても、倒産するとマンションになってしまう。そのへの用途純化を、地区計画なり建築条例なりで規制することが、これからとくに求められる。そうでないといいまちはつくれません。

**鳴海** そうですね。ありがとうございました。今度はX市から。

### 三つの地域特性と三つの「再」の結びつきを目指して

**D (X市)** 当市は60年にこれまでの総合計画の前期計画が終了しましたが、60年2月に市長が替わり、時を同じくして新神奈川計画の全面改訂が始まり、それから第四次全国総合開発計画の中間とりまとめが発表されるということで、全部つくり直そうということにしたのです。

四全総の中で「多極分散型国土の形成」という目標が出されましたので、これを受けた形で新神奈川計画の改訂の前につくりあげ、なるべく新神奈川計画に反映していこうと、期間的にはすごくハードでしたが1年間でつくりました。

具体的には、多極分散型国土の建設を地域特性を生かした個性のあるまちづくりという捉え方をしまして、基本構想の中に取り入れたわけです。

地域特性としては、一つには自然・風土的な条件。本市には海がありますし、山も川もあって、しかも気候的には温暖であること。

二つ目は戦国時代以来の城下町でもありますし、江戸期以来の宿場町ということで、歴史・文化的な遺産がたくさんあること。

三つ目は交通的、地理的条件です。交通上、とくに鉄道交通の結接点になっており、市内に18の駅があります。18万6千人ぐらいの都市に、18も駅があるというのは珍しいのではないかと考えています。

この三つの条件を地域特性として捉え、これをなんとか生かした計画づくりをする。それには個性あるまちづくりというときの、その個性をどうとらえるか、それを本市の再評価、再発見、埋もれているよさを掘り起こす、というところにポイントを絞ったわけです。

以上を前提にして、基本構想の中に「人間のまちXの再生」「文化のまちXの再興」「活力のまちXの再建」という三つの「再」を打ち出しております。

三つの特性と三つの「再」の結びつきができるわけですが、そこから近代的な意味での城下町X市のよみがえりを目指して、今回の計画のメインにしたわけです。

キャッチフレーズは「歴史と文化の香る都市」で、市民公募で決めました。いままでは「緑と水の豊かな住みよい都市」というキャッチフレーズだったが、どこの市にも共通するキャッチフレーズであって、決して本市を越えたものではないだろうと。そういうことからしますと、「歴史と文化の香る都市」は当市らしさが少なくとももでていているということで評価したわけです。

また、よく使われる言葉ですが、市民と行政との協働の精神によるまちづくりということにポイントを置いています。これは一つには、従来の財政状況とはかなり違い、だいぶ緊縮化された財政状況の中で計画を推進していかなければならないという面があります

し、もう一つには市民ニーズ、市民自体の自己実現、自己表現の欲求があるのではないかと、市民の知恵とエネルギーを結集した形でまちづくりを進めていこうということです。

当市は基本構想といっしょに基本計画を発表したわけですが、基本計画では六つの大きなプロジェクト、四つのイベント、三つの基金を提案しています。これは、計画のポイントを明確にすることによって市民の参加を促し、国や県に施策の支援を願い、それから民間活力を導入していきたいと考えたのです。

今回の総合計画は譬喩的に、天・地・人という表現で説明できると思います。

「天」というのは時間的な意味あい、今回の計画は昭和75年、西暦2000年を目標年次にして15カ年計画です。ちょうど昭和75年が市制60周年になるわけで、その60年間は大きく四つに分けることができると考えています。

最初の15年は、昭和15年から30年までの間で、戦争と戦災、戦後の市町村合併によって市域がどんどん膨張していく時期で、そういった意味でまさに苦難の15年という表現ができると思います。それから昭和31年から45年までの15年間は、近代都市へ脱皮するためのいろいろな都市基盤を整備してきた奮闘の時期でした。昭和46年から60年までの15年間はどちらかというと、教育、福祉、医療といった施設とソフト面の施策にだいたいの力を入れてきた時代だといえます。

そうすると、これからの61年から75年までの15カ年は創意・工夫の時代ではないかということで、体質改善を目指しているわけです。

次に「地」というのは首都圏の一角に位置しているということです。

世界都市東京の外縁部にあたるという、当市の地域的、地理的な役割を意識しなければならない。人口、土地利用などの関係ともからみあって市民集会等でだいたいの議論があったのですけれども、住みよい住環境を保持するのが本市の役目ではないかということです。先程の三つの特性を生かした施策を展開することによって、首都圏に住む人たちは当市にくることによって、「やすらぎ」とか「うるおい」を感じられるようなまちになればいいのではないかと、ということです。

最後の「人」ですが、やはり市民が市民意識をもってくれなければいけない。社会連帯の精神や郷土愛をもってくれなければいけないということです。まずイベントですが、市民の知恵とか発想の中から生まれてくる新しいイベントを共にやろうということです。

そして基金は、みどり基金と文化基金を市と市民、事業者等で積み立てていこうということです。いままで金があるときは、行政がなんでもやってやるというところがあったわけですが、行政改革を推進していく中で、補助金を切ってしまうことも出てきているわけです。そこで市民との役割分担を明確にして、市民がやるべきことなただけけれども公共的な要素がある事業には、基金の果実を運用してその事業を継続していくということです。そういった中から人の環や郷土愛を醸成していきたいと思っています。

**鳴海** X市といいますと、なんといっても一番に浮かぶのが相模湾という海ですね。将来計画の中ではウォーターフロントというか、海との関わりについてはあまり強く触れていないような感じがしますが。

**D** たしかに基本計画の中でもあまり触れていないのです。といいますのは、現在、県が海面海浜整備利用計画を策定中ということもあって、当市からもメンバーに出ていますの



で、多分に遠慮している点があるわけです(笑い)。県の計画の中へX市の意見のある程度反映する、盛り込むという意図から、海面海浜整備利用計画にゲタを預けた形になっているわけです。

じつは市民の間からも海の計画について、あまり触れていないのではないかという批判がありまして、それといまウォーターフロントの関係で建設省からも新しい方針が出ていますので、個別計画的なものとしてまとめていこうではないか、と考えています。

**鳴海** そうですか。次にY市のEさんお願いします。

### 地域の個性をどう確立するか

**E (Y市)** 当市は現在、第二次総合計画を実施中で、この計画は昭和57年から66年までの10カ年計画です。

第一次総合計画を作ったのは昭和46年でした。昭和46年は、本市が市制を施行したときでもあり、第一次総合計画はかなり意気込んだ計画でもあったわけです。ただ、当時は高度経済成長の末期で、その点、高度成長をある程度前提にした計画になっていた。その後オイル・ショックをはさんで安定成長に移っていったわけですが、その意味では第一次総合計画で積み残した分、計画がかなりあったのも事実です。

それを受けて第二次総合計画策定の段階では市制も10年を経過し、態勢も整いつつあるということを前提に、もう少し内実を高めていかななくてはいけないということになり、いってみれば地味な総合計画になっています。

我が市は、歴史的には信仰の地として伝統・文化の蓄積がある地域をかかえております。しかし、市域の発展ということでは、隣に非常に発展している市があり、都市の規模あるいは体力などの比較では、歴史はありながらも自らの特異性を外に向かって出していくことが、かなり難しいという課題を常に抱えている地域ではないかと考えているわけです。

第二次総合計画は前期・後期それぞれ5カ年の基本計画からなっておりますが、前期が今年度で終わり、いまは後期基本計画を決定したところです。

その後期基本計画の策定過程で、いままでかなり地味な計画で実施してきたまちづくりを、もう少し対外的にアピールできるように再編成する必要があるだろうという問題意識をもったわけです。

背景としては、第二次総合計画の期間中の昭和59年に市長が替わり、その2年後にまちづくりのための都市宣言を行ったわけです。そのときにいままでの総合計画の将来都市像を念頭におきながらも、新しいまちづくりのコンセプトを宣言という形で打ち出すこととなり、総合計画の考え方に鑑みながら、この都市宣言をどのように計画づくりに反映していくということが、大きな課題であったわけです。

ただ、いまX市のDさんは、地域の特色あるいは特性に根ざした基本計画を目指しているとの話でしたが、私どもも基本的には同じ方向を模索しており、その方向が時代の要請であり、また基本計画を策定する上でも大きなポイントになっていると考えています。とくにY市というところは、ある意味で対外的に埋もれた地域ですが、それなりの文化的な蓄積はあるという自負をもっているわけです。それをいかに対外的にアピールできるように再提示していくのかということが、今後のまちづくりにとってかなり重要な課題だと考えています。

Y市は、首都50キロ圏の中に位置づけられているという立地条件にあります。交通上の関係でいえば小田急沿線の都市ですから、小田急線を媒介にして首都とつながりがある地域でもあります。首都50キロ圏の中で生きていかなければいけないということは当然なのですが、50キロ圏内のいくつかある市の中心的な存在でもなく、隣接して二つの大きな市があります。

そうしますと、首都圏を意識しながらも従来からつながりのある県央地域の中でいかに生きていくかという問題設定をしない限り、まちづくりのビジョンが見つけにくい地域ではないかと考えております。したがって県央地域がどういう方向に動くのかということ、まず見定めた上で本市はどういうふうにあるべきかという二段がまえで考えていかないと、まちの性格づけの設定も間違ってしまうことになり、あくまでも県央地域にあるY市という位置づけで今回の計画を手作りでつくっていかうと考えたわけです。なおかつ、外来勢力にたよったまちづくりではなく、自分の良さを逆に売り込むことによって生きていく。そういう考え方をしなければいけない時代だろうということです。

そこで本市が抱えている地域の資源には、どういうものがあるかという資源探査をしました。商品開発では個別にグループインタビューという方法で意識調査しますが、そういう手法も取り入れまして、市民意識調査を行い、かなり細かい市民の価値意識を探りました。

その一つは、市民は非常に広域的に生活しているという結果でした。これまでも買い回りのパーセンテージなどデータ上は十分承知していたわけですが、痛感しました。つまり市民は広域的に生活していることをデメリットとして感じていない。ならば広域的に生活していることをメリットとして感じている市民の生活実態により合わせたまちづくりをしていくことが基本であることを、改めて感じさせられたわけです。

もう一つは当市の環境です。環境が良いということ、これは圧倒的に評価していただきました。

この二点については、これからのまちづくりにはずすことのできないポイントだということです。

環境の良さということをもう少しいいますと、我が市は県の中でも農業生産の中心になっている地域の一つではないかと考えています。農業の基盤がかなり豊かに残っているということが、評価に直接的な影響をあたえていると、これも分析結果から感じさせられました。第一次産業が衰退していく中で、逆に農業を生き残らせていく。首都圏に位置するという地理的な条件は天の恵みみたいなものですが、その恩恵をうけながらも農業をうまくまちづくりの中に組み入れていく、リンクさせていくという方向をみつけだすことが、今後のまちづくりの根本の部分でとても大事なことでないかと考えています。

最後に個別の課題との関係については、行政改革に挙げられる課題は、大体ほとんど決まった、整理された課題が多い。つまりどこの市にも共通している課題です。

それらは網羅的にでもどうしても計画の中に組み入れていかななくてはいけない。その話と前段の話との間にはどうしてもギャップがある。そのギャップをうめていくことに、市民の方々のトータルな意識をできるだけ取り込みながらまちづくりへの合意を取り付けていくということが、特に企画サイド、まちづくりを推進していくサイドにおいて大きな課題であるわけです。

実際まちづくりはかなりマン・パワーによって作られていく部分が多い。そのマン・パワーを行政がどのように形成していくか、連携をとっていくかということが、重要なテーマとしてこれから出てくるのではないかと考えています。

**鳴海** Y市の将来の都市づくりの主体となるべき、期待される市民というのは、どういう層、どういう性格のひとたちに期待がかけられていますか？

**E** たとえば、青年会議所、商工会議所などの中で意欲をもってまちづくりを研究している若手のグループ、今後の話になりますが、高齢者や女性の力を積極的に生かしていく、その辺がターゲットと考えています。特に、地域で生活している、地域で糧を得ている若い方々に、どれだけその気になってもらえるかということが、かなり大きなポイントだと思います。若手で意欲のある人をなるべくネットワーク化して行って、着実に育てていく。そういう意味で地道にやって行って効果を期待していきたいと思います。

**鳴海** ありがとうございます。最後にZ市のFさんにどうぞ。

### 変動する地域と総合計画

**F (Z市)** 当市は第二次の総合計画を昭和56年に始めました。昭和54年、55年にかけまして住民参加といいますか、市民を大きく巻き込んでまちづくりを始めたわけです。また職員参加ということで、職員もこれに相当参加してきました。

この基本構想は65年までの10カ年計画です。基本計画は56年から60年までの5カ年間です。実施計画は毎年3カ年をローリングをしていく方法をとっています。

60年に基本計画が終了したことにともない、61年からの後期基本計画をつくりました。前期の間に住民から様々な要求やニーズがあって、それを事業ごとにまとめていったわけです。大きなプロジェクト、たとえば下水道整備とか、文化会館、あるいは体育館の設置などいろいろですが、財政的に非常に苦しいということで、先送りせざるを得ないものもありました。

では後期はどのような方法でやっているのかと申しますと、後期は住民参加の方式はあまりとっていません。しかし、いくつかの大きなプロジェクトを組む必要があるので新規も継続も含めたすべての事業について、なんとか組み込んでおります。果たして、65年までに事業が順調に進捗するかといいますと、なかなか難しい状況にあるといえます。

なお、国際化、高齢化社会などの新しい時代の流れを反映した内容にはなっていないといえませんが。

後期基本計画の特色のいくつかを挙げますと、それは我が市の基幹産業である漁業が昭和43年をピークに、それ以降ダウンしています。そこで新しい基幹産業をどういうところに求めていくのかですが、前期基本計画を土台にしてつくった関係上、どうしても微調整にならざるを得ませんでした。魚市場の改修問題、また民間活力の導入などを随所に織り込んで作ったというのが内容です。

人口については、昭和65年に6万7千人を想定していたのですが、試算しなおしてみると、5万5千人にしかならない。そして高齢化とか民間活力の問題を重ね合わせますと、なるべく早く次期総合計画を策定しなければならない必要に迫られており、64年実施を目標に考えているのが現状です。

**鳴海** Z市は半島文化というか、半島という地域特殊性がある。半島は歴史的には、吹き

だまりであると同時に文化が蓄積しているという地域特性がある。それをいかに生かすかというのが大きな課題ではないかと思うのですが、半島文化を担っているという意識はどうですか？

**F** いや、半島文化というのはあまり意識されていないのではないかと思います。ただ、半島性というか半島の不利な部分を特性に転化して、克服すべきだという問題意識はあります。

### 地域課題の新たな展開

**鳴海** どうもありがとうございました。基本構想というのは単なる構想・計画ではなく、その自治体の将来像を展望していく、それは単に自治体内部の構想というだけではなく、その地域および都市自治体の総合計画であるべきだというふうに考えているわけです。そこで学際的という言葉がありますが、つまり各分野の接するところがお互いに交流し合いながら一つの体系をつくっていくという考え方ですが、そういう意味では総合計画は行政サイドから自治体サイドへ向かう問題を沢山含んでいると思うのです。

総合計画を実現していくうえには、行政部門よりも民間部門のほうにウェイトを移して、その民間部門をどういうふうに自治体計画の中に取り入れ、またはそれを規制していくか、ということが重要であると考えます。

そして次に行政部門、公共部門の問題をどういうふうに総合計画の中で考えていくか。公共部門というと、当然、国、県、隣接市町村との関わり合いや問題が出てくるわけですが、そのへんのお話を伺えたらと思います。

**C** ハードな話では財政、ソフトの面では市民参加に集約されますが、そういう中で市民を主体として、行政そのものは環境づくりに徹すべきだと考えています。

現実の問題としては、都市基盤整備を急がねばならない。その中でなんとといってもこれからの土地政策にどのような戦略をもって取り組んでいくのか、そのへんが大きな課題であるし、また非常に年月のかかる問題でもあろう、というふうに思っています。

そのほか、一自治体では効果が上がらない問題は、広域的に処理するほうが効率がいいわけで、特に防災や環境管理については、一つのエリアを捉えて、あるいは文化点を捉えて対応していかなければと思っています。

新神奈川計画との関係では、広域道路が大きな課題として浮かび上がっています。

**B** これからの町の発展を考えていきますと土地利用がいちばんの問題になるかと思えます。具体的には酪農の森という構想、それと林間工業という話しも出ていますけれども、民間活力の導入というより民間にどう入ってきてもらうか、ということが課題になるかと思えます。

これは国や県がらみの問題になりますが、我が町は県民の水がめをもっているわけですがこの水がどんどん汚れていくのは、よそから見ると我が町の住民が汚しているのだというふうに思われがちなのですが、雑糞水は自分の宅地内で処理するよう規制しています。良し悪しは別にして、今の時代は水に対する実感が希薄ではないかと思うのですけれど、きれいな水をだすということで地元ではどれほど苦勞しているかということを都市部の人たちにわかってもらいたい。

きれいな水を飲むためには山の整備にお金がかかる、という見方をしてもらいにくい。

新神奈川計画では六つのベルトを形成する計画が出ていますけれども、うちの町にしてみると、緑と自然だけではメシは食っていけないというのが実情ですね。

**A** これからの新しいまちづくりということを考える場合に、商業者なら商業者の団体、農業者なら農業者の団体が知恵を出し合いながら、積極的にまちづくりに取り組んでいくという姿勢が必要ではないかという考えをもっています。

広域的な問題につきましては、一つは道路。この場合、国の財政負担のしかたは非常に貧弱ですね。もう一つはメディアの問題です。ニューメディア構想は、結果的には新しいメディアを使って住民にサービスを提供していくことが考えられていますが、もう少し総合的に考えていくべきではないかという気がする。その上に、関係市町村は広域にニューメディアを使った住民サービスのありかたを考えていく必要があるのではないかと思いますね。

もう一つはゴミの問題ですね。とくにプラスチック系の不燃物をどういうふう最終処分していくか。結果的には埋め立て、その用地をいかに有機的に使うかということになるかと思いますが、もう少し広域的な処理のしかたを考えていく必要があるのではないかと思います。

今回の新神奈川計画にある新しいシステムづくりも結構ですが、地域の都市と十分話し合い、その中で計画づくりをしていく必要を感じます。県が単独で実施できるものならいいのですが、市町村が実際にやらなければ、新神奈川計画そのものが生きてこない構図になっている。地域、地域の特性を持たせた計画をつくるのだといいながら、現実にはつくり得ないものを無理やりつくりあげているとう感じがしますね。

**F** 現在の総合計画には位置づけがないのですが、四つの課題を提起しているのです。その一つは民間活力の導入、あるいは地域経済の活性化という課題です。とくに国のほうでも民活の問題が提起されておりますし、新神奈川計画にもある程度入っておりますので、次の総合計画にはそのへんを入れる必要があるというふうに思っております。

**E** 民間活力の導入ということで問題になるのは、たとえば地域の中にある企業については、地域の中で生きていこうという意識が芽生えてきておりますから、これをどうやって市民グループと同じレベルの中に組み込んでいくのかということが課題になると考えています。やはり原点に立ち返って情報を多く出していくことによって地域の中に織り込んでいくということを、基本的にはやらなければならないと考えています。

あとはどれだけ魅力的なビジョンを、どういうやりかたで提示できるかということにかかっていると思いますね。それには民間の力と競争できるような、民間のエージェントを実際に使っていくような実力をわれわれが養うことを真剣に考えていかなければいけないと考えています。

新神奈川計画の問題の整理という点では、かなりきっちり整理されているなあと思っております。ただ、県央という地域構造を見定めた上での計画を積極的に策定していただきたいと感じています。個別の問題になりますが、広域幹線網の整備は計画あるいは国の計画として非常に大きいばかりでなく、地域に与える影響が非常に強いわけです。今回の計画の中に相模縦貫道という大きな計画がありますけれど、私どものまちづくりに大きなインパクトを与えるものだけに、情報の流しかたを太くして、懇切にやっていただきたい。

**D** 基本計画の中で取り上げた六大プロジェクトは15年間をとおしての主要事業になる

うかと思うのですが、自力でやらなければいけない部分がほとんどなのです。やはり財政基盤の確立がいちばん重要じゃないかと考えるのです。そのために、たとえば工業団地の造成。事業自体は市がやるのですが、県の助力を願って、川崎・横浜等で工業立地できない、県外へ出てしまう企業を県内に再配置するということをやっていきたい。

それから市街化調整区域の見直し。恵まれた地理的、交通的条件を生かした高額所得者層を対象とした住宅地をつくりたくても、県の土地利用計画、土地規制の関係で、市街化区域にしてもらえないということがあるわけです。財政基盤の確立は市独自でやる事業には違いないけれども、なかなか難しいというところがある。

広域問題につきましては、たとえばコンベンションシティ的な構想の中でもやはり県にお願いする一方で、広域の住民自体が一体感みたいなものをもっていないと、またそれを醸成するような雰囲気をつくっていかなければ、うまくすすめられないですね。

新神奈川計画の中で、少なくとも地域計画には防災の拠点みたいなものは明示するようお願いして、それは入っているのですが、なにか積極性がないのがちょっと残念な気がします。

また土地政策についても、たとえば県西地域の場合はいわゆる県民の緑を保存するという位置づけがなされているわけですが、ただ現状のまま保存するのではなくて、たとえばレクリエーション的な施設を設けるというような、リーディングプロジェクト的な位置づけをしてくれれば、という面もあります。

高齢者対策にしても、シルバータウン、シルバーシティと名前だけはいいいのですが、年寄りの方が病院に入る状態になってくると、今度はむしろ保護世帯になってしまいます。そうすると、その人たちを収容した市町村に財政負担ができてしまう。シルバータウンとして立地条件がいいということであれば財政的な負担、援助的なものを国や県が考えるべきではないのか、そのへんがつねに頭の中に残っているわけです。

## 計画実施上の問題点

**鳴海** 基本構想、それに基づく総合計画はどこの自治体でもつくっているわけですが、その計画をいかに総合化するかという一つの目標に向かっていろいろな行政部門がそれぞれに総合的な力を発揮させていくわけです。この点が計画に最も要求されるころだと思うのですが、そういう観点で計画をつくっても、しばらくたつとだんだん忘れられていく、内部にはなかなか浸透していかないというきらいがあるのではないかと、ということは実際に私も経験し、悩まされました。

ここで皆さんの自治体の基本構想ないし総合計画が自治体の内部でどういうふうを受けとめられているのか、あるいは総合計画をそれぞれの内部で実現していくための企画部門としてのリーダーシップ、あるいは内部のセクショナリズムがあったら、それもお話してください。

**F** 私の市の場合は、昭和56年の総合計画をつくった段階では、机の上においてつねに使える総合計画をつくらうということで、庁内的には総合計画策定班をつくりました。ただ先程も申しましたように、結果的には財政的に非常にむずかしい面がございまして、いわゆる大きなプロジェクトはどんどんローリングしていつてしまうというような状況になっておりますので、総合計画をつくっても意味がないんじゃないかな、という感じもした

いではありません。ですから実際に役立つ総合計画をつくる方向を求めなければならない。それには総合計画のスタイルを変える必要があるのではないか。たとえば地域別にするとか、あるいは民間との連携も考える必要があるのではないか、と思います。

行政改革の推進ということで、60年7月に行政問題対策本部を庁内につくり、市民の中に行政問題懇話会を、あるいは市議会の中に特別委員会を設けて検討しておりましたが、ある一定の方向ができました。現在、庁内で実行計画をつくって取り組んでいる最中です。

**E** 私どもは昭和59年に進行管理規定を設けまして、財政部門、企画部門は共同して計画に取り組んでおります。今のところ、その場を積極的に使っていこうとしているわけです。たとえば実施計画で、財政フレームをつくるわけですが、端的な話、企画サイドとして、これだけ通ればあとはがまんしていく、というような形になるわけです。ただそのとき、考えなければならぬことは、選択の過程で、各現局との意思の疎通を欠かせないシステムを内部に設けるということだと思います。

**D** 総合計画と実行の問題ですが、やはり計画というからには、ある程度、夢がなくてはいけませんので、いままで5年だった基本計画を今回の計画では7年にしたわけです。ある程度期間が長ければ、それだけ夢の多い事業を盛り込めるだろうと考えて7年にしたのですけれども、だからといって、実行されなくては意味がないわけで、62年度からは、いままでの財政主導型予算編成から財政・企画の調整のもとに予算編成をする形に切り替えていったわけです。たとえば62年度の予算編成方針の示達については、企画政策課長と財政課長の両者でやるという形をとりました。それと各部に次長を設けまして、各部課間にまたがる大きなプロジェクトの推進について調整機能をもたさせるようにしました。これがうまく機能してくれることを期待しています。

**C** W市では、総合計画が基本構想、基本計画、実施計画の三層の構造になっています。総合計画を基本に毎年、6月に各課から主要事業、新規施策を企画のほうに出していただいて、これを企画、総務、財政で検討し、次の年度の予算の方向づけをしてしまう。どのくらいの方向づけができるかといいますと、約95%程度です。またその財源もはりつけてしまう。ですから各部局におきましては、総合計画のとくに実施計画によらないと5年間は仕事が出来ませんよ、という話に端的にいうとなっているのです。

もう一点、大きな問題というのは地価の高騰です。これは、一市町村の問題ではございませんが、公共事業をやるにも、土地さえ手に入れられれば、仕事の90%は終わったといわれるくらい用地取得は困難になっています。調整区域でさえ坪20万円、20万円以下の土地がないという中で、公園、道路を一つつくるにも莫大な予算が必要になるわけです。

また我が市のまちづくりの内容は自治会等を主体とした市民団体に呼びかけてつくっていただいたものですが、そのフォローアップとして、職員約100名が各地域をそれぞれ担当し、参加しました。私がつくづく思ったのは、地域と密接に話をしていると、いつのまにか、いい関係ができる。これは素晴らしい。職員にとっても、住民にとってもいいことです。じつはそのときに組織した団体が地域によってはいまもまちづくりに活動しているのです。たとえばある地域の「まちづくりを考える会」では、こういうことは自分たちでやる、こういうことは行政に要求しよう、あるいは行政と一緒にやろう、こんな話が出ている。たとえば商業地形成事業においても、市民参加でやっています。なにか呼びかけ

ると、じゃオレたちも参加しオレたちにも言わせてくれ、というような状態です。市民と行政が一体となったまちづくりが与えたインパクトは非常に大きいですね。

**B** いまのお話を伺っていると羨ましいようです。うちのほうは今度の新しい総合計画をつくる時に職員に現在の総合計画を読んどいてくれよ、と言いましたら、「そんなもの、あったっけ？」(笑い)。机のいちばん奥から出してはじめて読む人が相当いたですね。そのようにこれがほとんど浸透していなかったということです。

前回の総合計画は、アンケートを中心に策定したので、今回はその経験を踏まえて職員を各地域の座談会に出したわけです。広聴が遅れているかもしれませんが、こちらが出ていったのに住民が出てこないのです。なかなか集まってくれない。80戸の対象に3人ぐらいしか出てこない。町のほうから7、8人行って、どっちが聞き手だか、話手だかわからない(笑い)。それで「21世紀に向けて総合計画をつくるのだけれども、皆さん、どうですか？」といったら、「とんでもないことを言う。ドブのふたもできないのに何をいうか」とおこられに行ったようなものだった(笑い)。そういうことで総合計画が浸透していかなかった。まあ、いままで計画というものにうとかったんですね。

いまは、新しい計画をつくろうとする盛り上がりが相当見えているのです。

国からの補助金というのは「補助金を与えます」といっても金がなければ期間だけをやたらに延ばしておいて、いつまでもいくらかの金で引っ張っている。補助金を受けるべきか、受けざるべきか、これから検討するというような場面がありますね。

地域に起こっている新しい課題では、ゴミの最終処分場の問題があります。津久井郡ではすごい話題になっています。ただ津久井郡だけがこれを話題にするのは、おかしいと思うのです。水を飲んでいる横浜・川崎の都市部の方が水源地にゴミの最終処分場ができるということでもっと関心をもたなければいけないんじゃないか、と思います。

**A** 61年から65年までの第二次基本計画をつくる基本的な考え方としては、先程申し上げましたように、いろいろなチャンネルの市民参加方式、それと自分たちの仕事以外での職員の政策提案をもとに総合計画をつくってきたわけです。

この総合計画は全世帯に「5か年計画をこのようにやりますよ」ということで配付します。これは市と住民との契約みたいなものだろうということと、もう一つは職員が業務をやっていくうえの手引というふうな考え方にたって各職場にも計画書を渡しております。

先般の議会で、54年から60年の第一次計画の実施状況を報告しましたが、結論的にいいますと、ほぼ100%達成しているのです。達成できなかった事業の原因は人口の予測と実態の乖離があったことです。そのために次の計画に送ったのは保育園とか新しい小学校建設があります。なかなか公共用地がみつからなかったことにも一因があります。それと国の財政が苦しくなってきたことによって、思うように国の補助金がつかなかったということで、遅らせた事業が一本ございます。

計画と財政予算との関連ですが、まず予算要求を出すときには必ず総合計画にのったものを出してもらおう。その場合に財政査定の段階で、財政課職員と企画課職員が一体となって査定する。社会情勢が変化しますが、計画にのっているものを落としたりする場合は、なぜゆえに落とすのか、その根拠を明確にしなければダメです。

また総合計画をつくった後に、企画職員は各部の総合担当のほうへ配置させて計画の執行管理に当たってもらうというような考え方にたっております。



## 自治体の創造力が試される

**鳴海** ほぼ皆さんの抱えている課題、問題について触れていただけたのではないかと思います。

私はこの1、2年、日本は激しい変動時代に入っているのではないかと思います。国際的にも国内的にも、おそらく戦後40年間でいちばん大きな転換期に入っているのだらうと思います。

地方の時代以後、管理社会が進む中で、自治体にも「おしんの時代」が続いてきているわけですが、そういう「おしんの時代」から新しく飛躍をしなければならない段階が来ていると思います。

それを仮に「新地方の時代」と規定しますと、もう一つの新しい段階、新しい道をどういうふうに切り拓くかということが、この大きな転換期の中で自治体に課せられた課題だろうと思うわけです。自治体学会はそういうものの大きな支え、力になるのではないかと思いますし、そういう意味で皆さんの自治体がいろいろの基本構想及び、それぞれの基本計画をもちながら努力をなさっているお話をうかがったわけですが、やはり皆さんのお話にあったように、これから新しい自治体間競争あるいは創造力が試されるようになるのではないかと思います。

この創造力には、三つのものがあります。

第一は、ものを引き出す力です。物質的資源、地域における潜在的エネルギーを引き出す。国の力も、県の力もです。

いまの自治体がどんなに逆立ちしても、自分の力だけで解決できるという問題は少ないわけです。ですから、いかに他の力を利用しながら、それを自分たちの計画の中に引き込み、外部の力を引き出していくか、活用していくか。そういう引き出す力、いわばフローですね。そのためにいろんな知恵や手段が必要になってくる。それは企画部門の重要な役割であろうと考えるわけです。

第二はストックの力です。引き出したものを消費してしまうのではなくて、地域の潜在的な力として、むしろ蓄えていく。社会資本としても、物質資本としても蓄える。たとえばいろんな公共施設をつくるにしても、安っぽいものをつくらなくて、相当長い年月に耐えられる、ストックとして耐えられるものをつくる。あるいは人的にも新しい人材をストックしていく、もちろん財政的にもです。つまり自治体のもっている底力を蓄えていくということです。

第三は総合化する力です。アイデンティティといますか、その都市の一つの総合性といますか、レーゾンデートル（存在理由）ですね。自治体のもっている独自性をどういうふうに総合化していけるか。

- ・引き出す
- ・蓄える
- ・総合化する

この三点が、これからの企画部門で大事にされなければならないと思っています。

しかしいづれにしても、三つの力のベクトルを使いながら、それを使いこなすためには、なんといってもそれぞれの市町村の主体性、座標軸がしっかりしていないと、いろいろな力に振り回されてしまう。神奈川県、国の力、民活の力に振り回されて主体性を失っ

てしまう。三つの力を使いこなしていくためには、自治体の知恵、創造力、そしてきちんとした自治体の理念をもっていなければいけない。そういう意味では自治体の基本構想をつねに見直しながら、つねに新しい構想を形づくっていく。それが自治体学を創造することにつながっていくのではないかと思います。

(了)